

2010年度PPP成果発表会

日時 2011. 2. 1
場所 大手町サンケイプラザ
主催 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻
東洋大学 PPP 研究センター
(私立大学戦略的研究基盤形成支援事業)

プログラム (RP: リサーチ・パートナー (修了生の中から選定))

- 1830 根本祐二 (教授) ①PPP 活動実績概要
- 1840 サム田渕 (教授) ②PPP 国際活動計画
- 1850 中村賢一 (院生) ③兵庫県加西市の市役所業務の包括業務委託と競争的対話
- 1900 宇治田道生 (RP) ④神奈川県藤沢市の公民連携事業化提案制度
- 1910 水嶋 啓 (院生) ⑤福岡県北九州市の PPP 可能性調査
- 1920 長谷川智行 (院生) ⑥神奈川県三浦市 PPP 可能性調査
- 1930 菅野元衛 (院生) ⑦埼玉県宮代町の社会資本老朽化試算手法
- 1940 藤木秀明 (RP) ⑧人口分析から地域の特徴を抽出する地域プロファイリング手法
- 1950 藏田幸三 (RP) ⑨米国 47 州の TIF 制度研究と日本への導入可能性研究
- 2000 難波悠 (院生) ⑩アジアの各国別 PPP 制度比較
- 2010 質疑
- 2030 閉会

2010年度 PPP 活動実績概要

サブプロジェクト	2010年度活動実績	本日の発表
関連基礎研究 SP	<ul style="list-style-type: none"> ●地域プロファイリング：人口動態（国勢調査）から地域の課題を抽出する「地域プロファイリング手法」を開発し全国 2417 自治体を分析 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧人口分析から地域の特徴を抽出する地域プロファイリング手法
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会資本老朽化による更新投資計算：自治体から課題申出の多かった「社会資本更新投資計算」エクセルソフトを開発・簡略版ソフトとして公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在までに 1 件利用申込あり。現在、発展版を制作し総務省より公表予定。
地域再生支援 SP	<ul style="list-style-type: none"> ●教員、もしくは、院生、修了生を含むチームで自治体の具体的な地域課題解決を支援。 宮代町（埼玉）、横浜市、三浦市（神奈川）、北九州市、習志野市（千葉）、藤沢市（神奈川）、秦野市（神奈川）、宇都宮市（栃木）、さいたま市、我孫子市、まんのう町ほか ●RFP 制作支援 加西市包括民間委託制度、藤沢市公民連携提案制度、まんのう町立中学校・図書館整備等 PFI、秦野市公共施設再配置モデル事業アイデア提案 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤福岡県北九州市の PPP 可能性調査 ⑥神奈川県三浦市 PPP 可能性調査
グローバル PPP ネットワーク SP	<ul style="list-style-type: none"> ●海外 PPP 事情調査 米国、英国、スペイン、ポーランド、フィリピン、マレーシア、韓国、中国、ベトナムほか 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩アジアの各国別 PPP 制度比較
	<ul style="list-style-type: none"> ●連携機関 米国 PPP 協会、Urban Land Institute、ジョージア工科大学、フロリダ・アトランティック大学、IGD、インフラストラクチャーUK、国連欧州委員会 PPP センター、米国シティ・マネージャー協会 ●新興国向け最適 RFP 開発 アジア PPP インスティテュート設立準備 	<ul style="list-style-type: none"> ②PPP 国際活動計画 ○4/7PPP 特別フォーラム開催 ○大学院に海外系 3 講座を新設
政策提言 SP	<ul style="list-style-type: none"> ●社会資本更新投資問題」を政府の新成長戦略に提言し反映。PPP 推進を内閣府 PFI 推進委員会で提言し同中間とりまとめに反映。 ●自治体 地域再生支援 SP でそれぞれの自治体に提言。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦埼玉県宮代町の社会資本老朽化試算手法
RFP 理論・ガイドライン SP (注)	<ul style="list-style-type: none"> ●RFP 情報収集評価 SP で抽出した最適 RFP の構成要素を、地域再生支援 SP に応用することでモデル研究を実施中（加西市、藤沢市、まんのう町）。 	<ul style="list-style-type: none"> ③兵庫県加西市の市役所業務の包括業務委託と競争的対話 ④神奈川県藤沢市の公民連携事業化提案制度

	●今後これらの成果を踏まえて理論化し RFP ガイドラインを制作。	○制作取りまとめ中。
成果発表 SP	●PPP 講演会シリーズ「連続トーク」を計 16 回開催。 ●リサーチセンターレポートを累計 11 冊発行。 ●査読付論文集を創刊予定。 ●国際 PPP フォーラム、公民連携白書を引き継ぎ年 1 回実施。	○「紀要」を 3 月発行。

(注) REP : Request For Proposal (募集要項)。PPP では発出者である官が民や市民を理解せず合理的でない条件で RFP を出すことで PPP の失敗が発生する。PPP 研究センターでは、PPP の失敗を生じさせない RFP の理論構築を行っている。

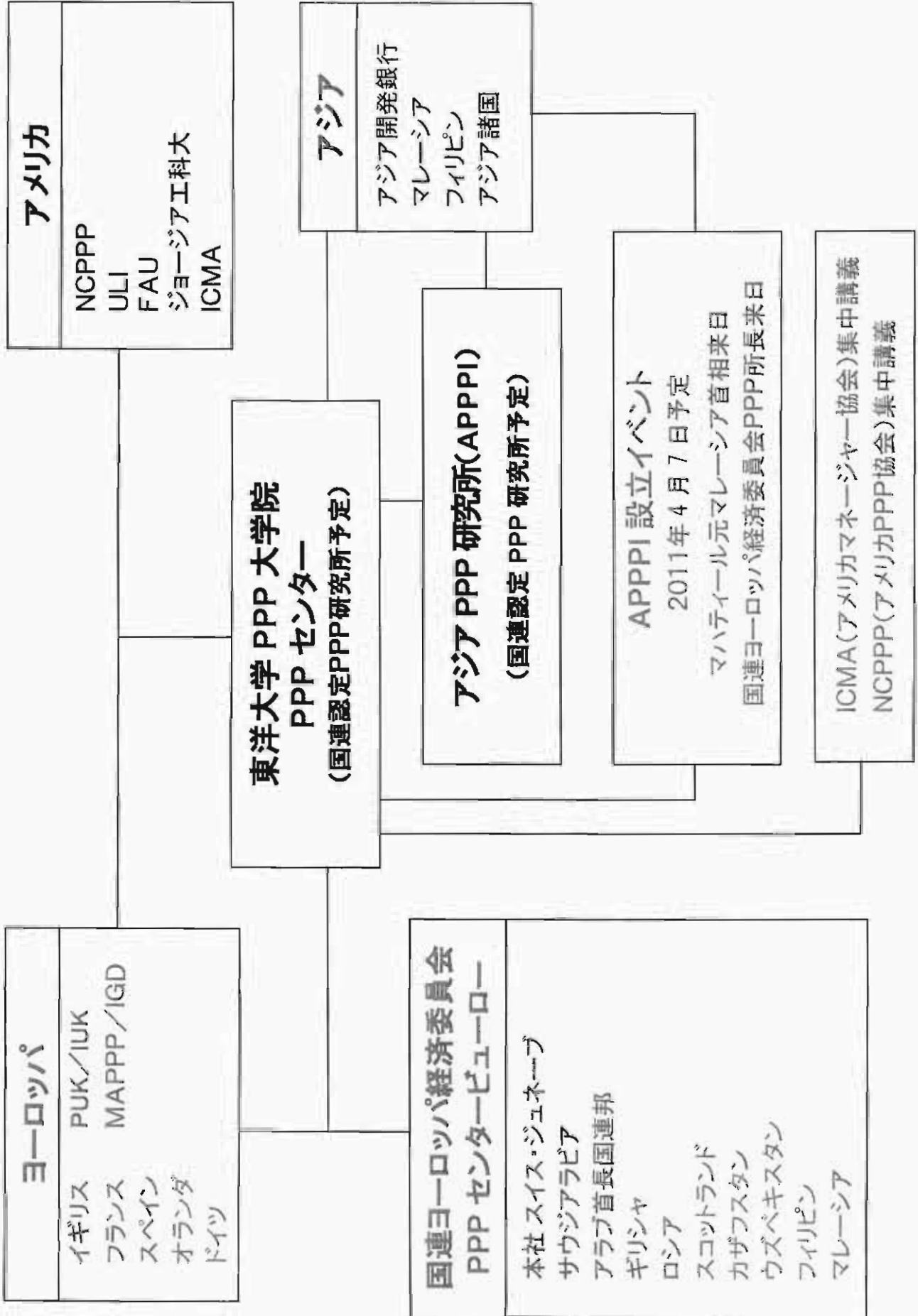
2011年度 主要スケジュール予定

時期	行事
3 月	○2011 年度春入学試験 (出願:2 月 28 日 (月)~3 月 4 日 (金)、入試:3 月 12 日 (土)) ○地域再生支援プログラム北九州市フォーラム (予定)
4~6 月	○4/7 PPP 特別フォーラム 午後・大手町サンケイプラザ (国連 PPP センターによる認証、アジア PPP インスティテュート設立)・・・2 月下旬 受付開始予定 ○2011 年度地域再生支援プログラムスタート ○社会資本更新投資計算ソフト発展版リリース、各地での講演会スタート
7~9 月	○海外 PPP 新講座① 米国シティ・マネージャー協会プログラム準拠講座 (田渕教授) 集中講義 ○2011 年度秋入学試験 (9 月) ○連続トーク
10~12 月	○海外 PPP 新講座② 海外 PPP 制度手法論 (美原客員教授) ○2012 年度春入学試験 (12 月) ○公民連携白書 2011~2012 発行 ○連続トーク ○PPP フォーラム
2012 年 1~3 月	○2012 年度春入学試験 (3 月) ○海外 PPP 新講座③ 米国 NCPPP 協会準拠プログラム準拠講座 (田渕教授) 集中講義 ○2011 年度 PPP 成果発表会

PPP に関する活動はメールマガジンでお知らせしています。

購読申込みの方は、名刺に「メルマガ希望」と書いて受付にお出し下さい。

PPPのグローバルネットワーク (サム田測)





公民連携で進める 自治体再生

市役所業務の包括民間委託他

東洋大学大学院経済学研究科
公民連携専攻成果発表会

平成23年2月1日

加西市役所
経営戦略室
次長 中村賢一

加西市の現状

頑張っているが、根本的解決になっていない!!

実質債務残高

5年間で142億円(22.0%)の改善

(平成16年度末) 656億円 → (平成21年度末) 512億円
 (平成16年度末) 約129万円 → (平成21年度末) 約107万円
 市民一人あたりの実質債務

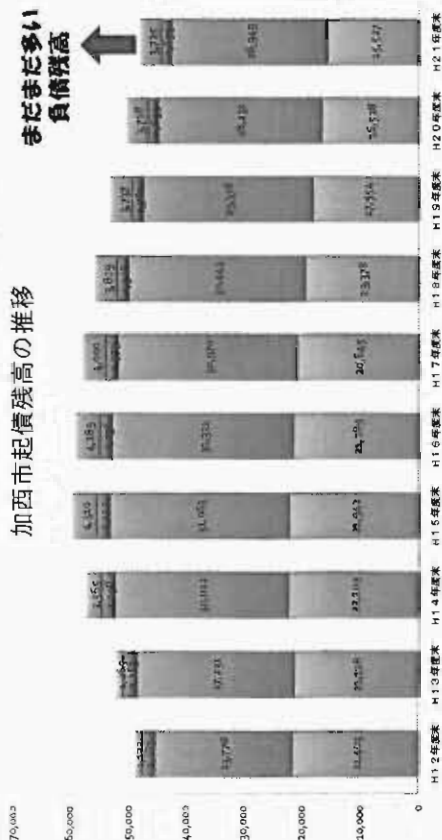
正職員数(病院を除く)

3年間で62名削減
 (平成17年度末) 474名 → (平成21年度末) 412名

重くのしかかる起債残高

まだまだ多い
負債残高

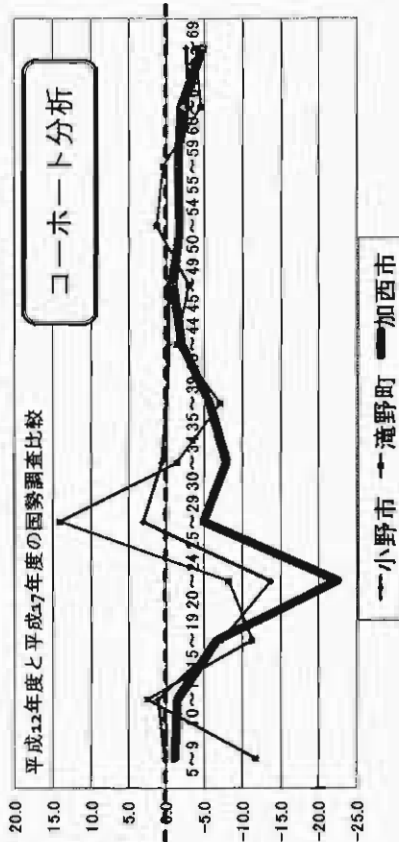
加西市起債残高の推移



※一般会計 ※下水道会計 ※水道事業会計 ※病院事業会計

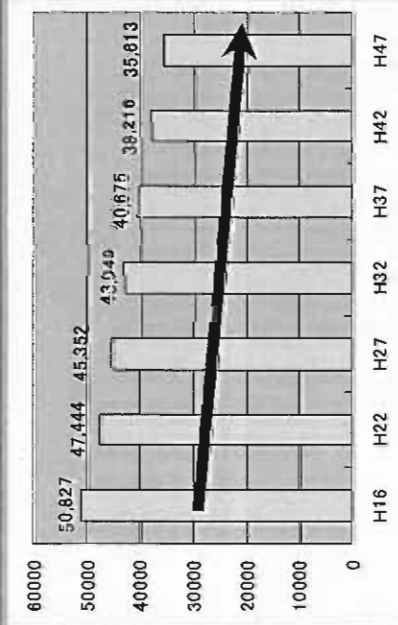
加西市はすべての年代で人口減少

加西市、近隣2市の年齢(5歳階級)別人口増減の推移

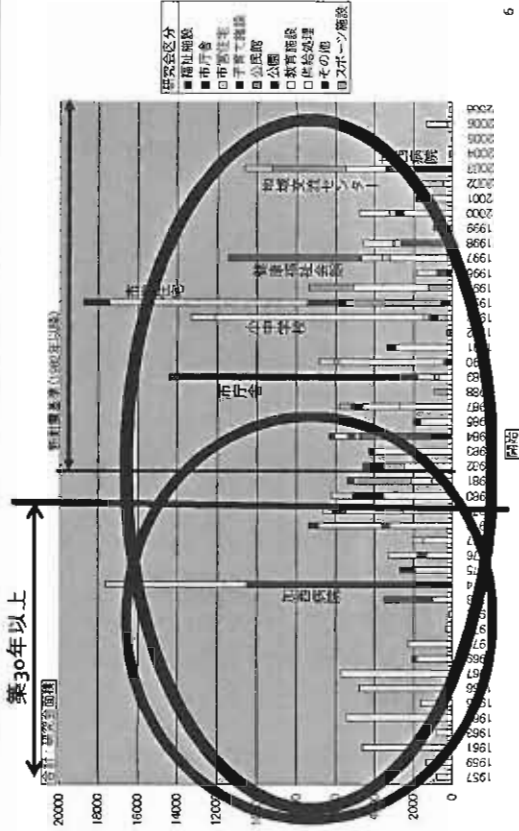


厳しい将来予測

加西市の将来人口予測



加西の公有資産(隠れた負債)



壊れてから直す橋梁(隠れた負債)

経過年数	架次	面積	本数	割合	割合
30	24	6305	194	69.7%	83.7%
25	23	5276	158	57.4%	69.7%
20	19	4772	138	50.0%	69.7%
15	15	3825	104	37.6%	69.7%
10	11	2720	72	26.1%	69.7%
5	9	1850	53	19.1%	69.7%
未経過	4	1000	29	10.6%	69.7%
合計		15,013	262	100.0%	100.0%

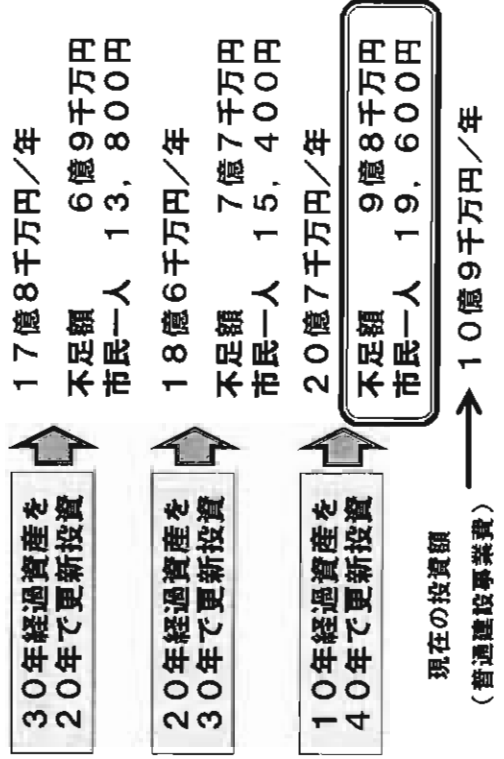
30年以上経過した橋りょうの本数と比率

30年以上経過の橋梁
83.7%

211本
83.7%

今後20年間に年間10本のかけ替えが必要
倒壊リスク(市民の安全)が使用停止(利便性)か

足りない更新投資資金



国の方針(公共サービスの民間活用)

【地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針】

(平成18年8月31日総務省)

- ・ 今般、行政改革推進法第55条第4項において「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて住民に対するサービス提供その他の公共の利益の増進に資する業務(以下「公共サービス」という。)として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができ、もものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。」とされており、事業の廃止も含めた公共サービスの徹底的な見直しが行われている。

9

【第一期地方分権改革】

- ・ 1995年7月に「地方分権推進法」が施行され、「地方分権推進委員会」による5次にわたる勧告に基づき、1998年5月に政府が「地方分権推進計画」を閣議決定し、2000年4月に「地方分権推進一括法」が施行された。
- ・ これにより、これまで国と地方を「上下」関係にしてきた機関委任事務制度が廃止となり、地方自治体の事務は「自治事務」として整理され、法律上は「対等・協力」関係になった。

【第二期地方分権改革へ】

- ・ その後、2004年から2006年にかけて、「国庫補助金改革」、「国から地方公共団体への税源移譲改革」として、地方交付税改革の3つの改革を「三位一体改革」として、地方公共団体の権限移譲、税財源の移譲などに関する改革が行われ、国から地方公共団体の権限移譲、税財源の移譲など、地方自治体への権限移譲、地方分権改革がさらに進められた。また、2006年12月に「地方分権改革推進法」が成立した。現在、2010年3月までの法律の期限内に「地方分権改革推進計画」や関係法律案の策定を行うため、国や地方で取組みが進められている。

10

公共サービス基本法

- ・ 公共サービス基本法(平成21年法律第40号)
2000年5月に民主党をはじめ自民党も含め、全会一致で成立

- ① 公共サービスについての国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利であり、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすること
- ② 安全かつ良質なサービスの構築、効率のかつ適正な実施
- ③ 社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要への的確な対応

特に、官民を問わず公共サービスに従事するものの適正な労働条件の確保と労働環境の整備に必要措置を講ずることも求めている

11

国の方針(地方分権の流れ)

新しい公共

- ・ 「新しい公共」円卓会議
平成22年1月25日内閣総理大臣決定

「新しい公共」円卓会議において、平成22年6月4日に『「新しい公共」宣言』が提案された。

「新しい公共」では、官が独占してきた公共サービスを多様な主体が参画できるようにし、国民自身が当事者として意思決定することが求められている。その中で「企業も『新しい公共』の重要な担い手である。」と提案されている。

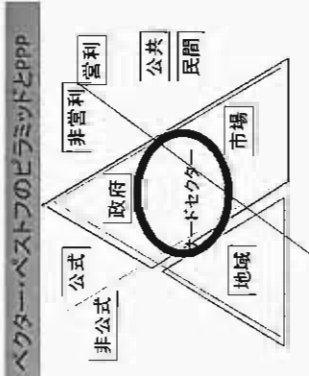
企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起っている。「新しい公共」を考へることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みを作ることは、よりよい社会を構築するための多様性を確保するという観点から重要である。

12

新しい公共

これからの公共サービスは行政が提供するから公共サービスなのではない。すべてのセクターが公共サービスに参加し、その中から最も適したセクターが提供するという考え方。

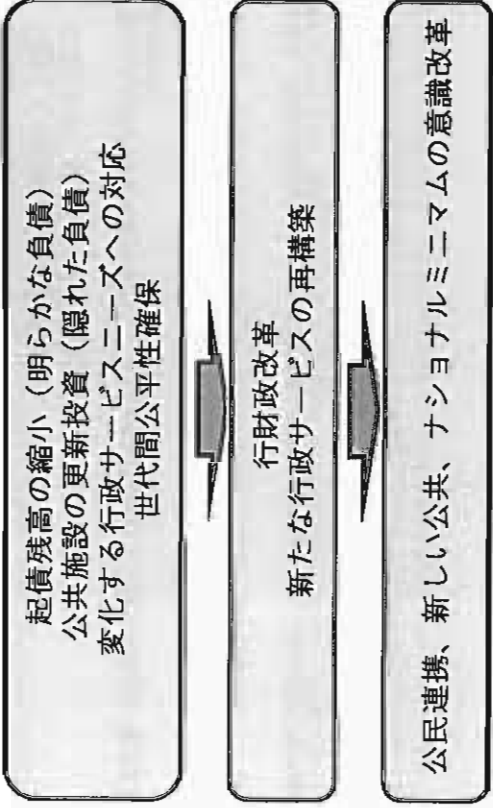
新しい自治の仕組みの必要



これからの行政は、どのような公共サービスを提供するかを定めることが重要であり、誰が提供するかどうかということについては、最も適した提供者に任せることができ、仕組みを作る。

行政は公共サービスの水準とその提供の仕組みがいかに大きな仕事

では何をすべきか



公共は市民のもの

- 公共は「市民の公共」であって「官の公共」など存在しない
 - 「市民の公共」を市民自らが様々な主体（自治会・NPO・企業など）を作って直接担うこともあるし、市民が政府を作り税金を払って官（行政）にやらせることもある
 - 「市民の多様な主体」と「市民の政府」が連携公共をつくる
- ※ 従来の公共は、主権者・納税者の意思と乖離した官が、一方的決定権を持って公共を支配し、自らの都合で民に下請けに出してきた



これからは市民のための公共を再認識

市長・議会・市役所は民意を合意形成するリーダーシップが必要

市役所の仕事って公務員じゃないじゃないの？

国の方針

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」

（平成18年8月総務省）



「住民に対するサービス提供その他の公共の利益の増進に資する業務（＝公共サービス）」として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。」

「臨時・非常勤職員及び任期付き短時間勤務職員の任用等について」

（平成21年4月総務省 公務員課長通達）



「臨時的任用職員については、…略…特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことにより、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきである。」

公共サービスの提供の仕組みを 変える

- 公共サービスは官が提供するものという概念の転換
- 基本は住民にとつてどのような公共サービスがどの程度の水準で提供されるのかということ
- 今や自治体間競争が始まっている
- 財政基盤の弱い自治体は消耗戦に負ける
- 自分たちの地域は自分たちで考える住民主権の考え方

基本は市民にとつてどのような公共サービスがどの程度の水準で提供されるのかということ

外部委託の対象となる業務(宮崎市の例)

- 法令の規定により、公務員が実施すべきとされている業務
- 相当程度の量を行使することが必要な業務
- 市の行う統治作用に深く関わる業務
 - 公の意思の形成に深く関わる業務
 - 住民の権利義務に深く関わる業務
 - 利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務

出典：宮崎市政改革推進本部（平成20年9月）

他の自治体でも非正規雇用が多い自治体がある

- 1位 小布施市(長野県) 非正規161人、正規96人
- 2位 筑北村(長野県) 非正規195人、正規126人
- 19位 廿日市市(広島県) 非正規1095人、正規1120人

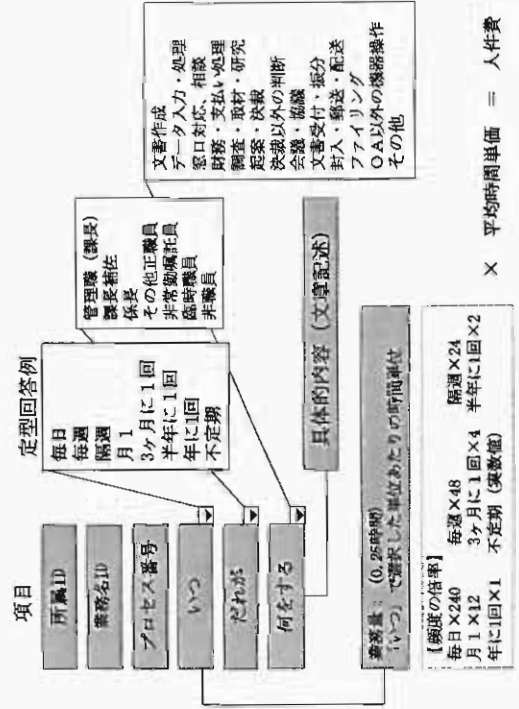
包括業務委託の概念

包括業務委託と部分委託の違いの概念図

例：会津若松市業務委託



業務プロセス分析



競争的対話(Competitive proposals)

競争的対話(Competitive proposals)

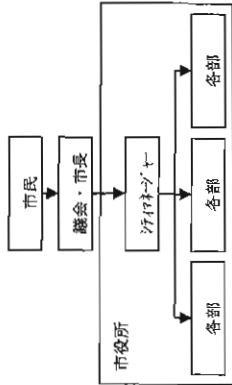
「競争的対話」とは、行政が発注する事業において、応募予定者との十分な意思疎通を図ることにより、事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、行政の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないように行うことなどを目的として、入札公告前に対面方式による話の場を設けることである。

根拠：内閣府民間資金等活用事業推進室から出された『「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」PFI関係省庁連絡会議幹事会申し合わせについて』(H18年1月27日)

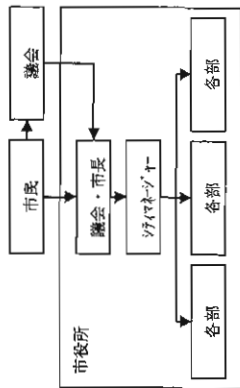
概要：加西市が実施しようとする市役所業務の包括民間委託の募集要項等の策定にあたり、事前申込(関心表明)のあった民間事業者との間で、1社1時間程度を目安に実施方針に関する対話を実施。今後、対話を踏まえ募集要綱等に反映させる。

米国の例

議会—マネージャー制の組織



市長—議会制の組織



公物管理・官民人事交流

民間に相当の業務が移転するので、公物管理の法制度の整理が必要

「公物」とは国や地方公共団体等の行政主体により、直接に公の用に供せられる個々の有体物をいう。その公物の管理について、公物管理法という単独の法律が存在しているわけではないが、各省庁所管の法令で公の施設等に関する規制を設けている法令を総称して公物管理法と言っている。

円滑な包括業務委託の実施にあたっては、地方公務員の官民交流人事が必要

国では「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)」により法令の整備がされているが、地方自治体では根拠法令が整備されておらず現状では国と同様の民間との人事交流はできないとされている。

水道事業PPP

上水道

構想

加西市水道事業のあり方検討委員会

- 第1回 09年12月 「水道事業の現状整理、将来収支計画の検討」
- 第2回 10年1月 「事業スキームの検討」※コンセンション方式提示
- 第3回 10年3月 「民間活用による効果と課題の検討」

委員(アイクエオ順、敬称略)

中北徹(東洋大学大学院経済学研究科教授)

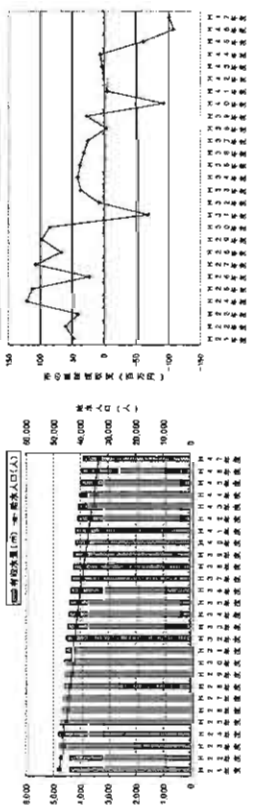
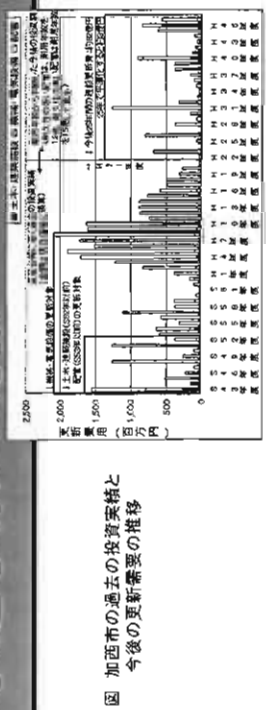
福島徹(兵庫県立大学環境人間学部環境人間学科教授)

眞柄泰基(トキワ松学園理事長)

前田秀典(加西市役所生活環境部長)

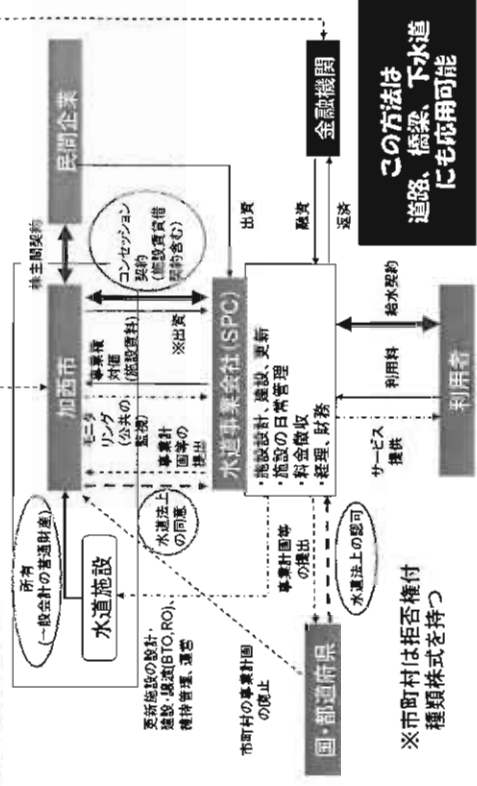
安全で美味しい水を
低コストで
安定的に供給する

水道事業の現状

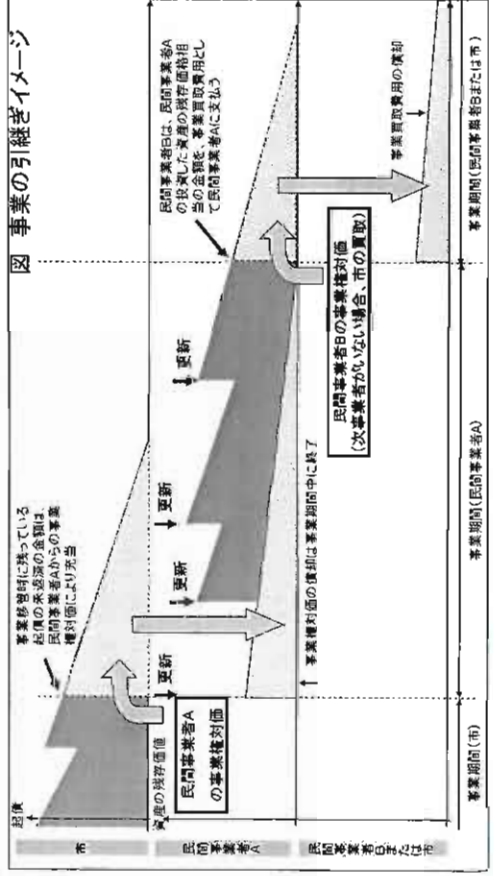


ストラクチャー図

公設民営方式



事業の引継ぎイメージ



意識の変革を市役所から

民間に公の事業を任せられないのか？

- 民間の倒産リスクは公務員が考えている以上重い
- PPPの進展により過去の失敗の分析が蓄積されてきている
- 行動を起こさなければ変わららない既に自治体間競争が起きている
- 官とか民とかといった境界がそもそも住民にとっても必要か
- 職員の意識改革が加西の子供たちの生活を守る
- 公共性という観点で民間に無いので公平性が担保されない
- 本来公共サービスは行政が担うべきもので、責任放棄では？
- 民間は利益優先であり、公共を金儲けの道具とすべきでない
- 民間は倒産のリスクがあるが、事業の継続性担保は取れるか
- 民間をモニタリングする能力が行政にあるのか



東洋大学 公民連携専攻/PPP研究センター
PPP成果発表会

藤沢市公民連携事業化提案制度 (一般事業提案)



2011年 2月 1日

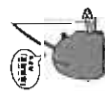
藤沢市 経営企画部 市民経営推進課
公民連携推進員 宇治田 道生



■人口 410,341 人 (2010年9月1日現在)
※神奈川県内 5番目 人口
■世帯 173,946 世帯
■面積 69.51 km² (東西6.56km 南北12km)



- ・東京から約50km、神奈川県の中央南部に位置
- ・JR東海道線で東京まで約50分、横浜まで約20分
- ・6市1町(藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市、海老名市、秦野市)に隣接
- ・南は相模湾に面し、おおむね平坦な地形



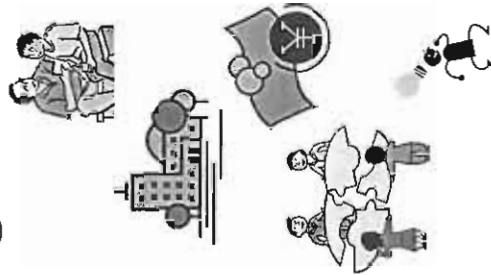
「新総合計画」2つの視点

- 新しい公共
 - 市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれの持つ資源やノウハウを活用しながら、多様な主体との公民連携による「新しい公共」を実現します。
- 地域分権
 - 市の権限と予算などを市民センター・公民館に分散する「市内分権」と地域経営会議と市民センター・公民館が連携して地域のめざす方向を明らかにし、自助、共助、公助によって地域づくりを進める「地域内分権」を、総称して「地域分権」といいます。



制度のポイント①

- すべての事業が対象です
 - ソフト事業およびハード事業が対象です
- 市が現在実施している事業が対象です
 - 新規事業の提案や、現在の予算を超える提案はできません
- 複数の事業を組み合わせることができません
 - 市の担当課が異なる事業を、自由に組み合わせる提案できません
- 民間サービスと組み合わせることもできません
 - 営利目的の事業との組み合わせで、効率化とサービス向上の可能性が広がります
- 団体だけでなく、個人も提案できます
 - 制度の趣旨にあったアイデア提案であることが条件です



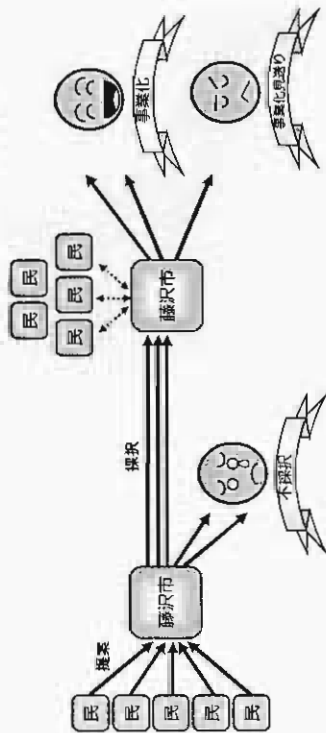


制度のポイント②

- “2段階方式”を採用しています

ステップ1:アイデア募集

ステップ2:事業化



対象事業

- 藤沢市が実施しているすべての事務事業（約800事業）が対象です
- それぞれの事業の概要は、「事務事業評価シート」で確認できます
 - 内部管理（総務・企画・財務等） 約150事業
 - 市民自治 約40事業
 - 福祉・子育て 約180事業
 - 環境 約40事業
 - 産業・観光産業 約80事業
 - 建設 約100事業
 - 消防 約30事業
 - 教育（学校・生涯学習） 約180事業

※平成21年度の「事務事業評価シート」は7月上旬にホームページで公開します。

- ただし、現在、それぞれの検討委員会で検討を進めている事業については、今回の一般事業提案の対象から外れます
- 市民会館の再整備
- 市役所、市民会館を含めた藤沢駅周辺の公共施設再整備



スケジュール概要

日付・期間	内容
① 6月17日（木）～	募集要領の公表および配布
② 7月2日（金）、8日（木）	事前説明会
③ 6月17日（木）～7月13日（火）	質問受付期間
④ 7月21日（水）	質問および回答の公表
⑤ 7月12日（月）～8月23日（月）	提案提出期間
⑥ 9月6日（月）・10日（金）	審査委員会
⑦ 9月16日（木）	審査結果通知（郵送）



提案審査の評価視点

- 基本要件
 - 応募要件
 - ・ 制度の趣旨や目的に提案内容が合致しているか
 - ・ 提案事業に対する現状と課題を的確に把握しているか
 - ・ 提案書の内容が分かりやすくまとまっているか
 - 事業実施要件
 - ・ 事業実施に必要なノウハウ、物的能力、人的能力等を有しているか
 - 企画内容
 - 事業の実現性
 - ・ 提案の必要性
 - ・ 事業の計画・資金計画
 - ・ リスクマネジメント
 - 費用対効果
 - ・ 4-7ページの質
 - ・ コスト削減
 - 創発工夫
 - ・ 事業の役割分担
 - ・ 提案の独自性
- この制度の趣旨や目的に提案内容が合致しているか
 提案事業に対する現状と課題を的確に把握しているか
 提案書の内容が分かりやすくまとまっているか
- 事業実施に必要なノウハウ、物的能力、人的能力等を有しているか
- 実施方法等に無理はないか。具体的に実現性があり、法的に実行が可能か
 長期にわたる事業の運営、収支計画・資金計画（調達）は適切か
 事件・事故等への対応策は整備されているか。関係者への責任能力はあるか
- 市が実施するより効果的で、質の高いサービスが提供できるか。その根拠は明確か
 市が実施するより効果的で、経費削減が図られるのか、その構想は適正か
- 市と事業者の責任分担の明確化が図られているか。その分担は適切か
 事業内容や組み合わせに、提案者独自の創意工夫等の追加面があるか



審査結果

- 応募件数 計 46件
 - 事業実施提案 42件
 - アイデアのみの提案 4件
- 審査結果 (2010年12月10日現在)
 - 採択 16件
 - 採択 (複合) 1件 (アイデアのみの提案2件を複合)
 - 採択 (条件付) 7件
 - 継続検討 5件
 - 不採択 16件 (アイデアのみの提案2件を含む)

ありがとうございます
ございました



カワセミくん

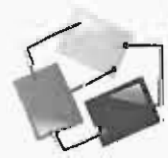
本年度の検討成果

- 昨年度の検討を踏まえ、下記を提案
- 1. 地理的優位性と港湾、空港の既存インフラを活用した物流拠点提案
- 2. 観光、コンベンション産業共同開発構想提案(北九州-下関等との連携)
- 3. PPP手法を使った経済開発構想提案
- 4. 上記1-3実行のためのPPP組織提案

北九州空港の貨物輸送の拠点化

- 北九州空港が持つ貨物輸送の特性
- ★ 船舶が停泊できる空港
 - 陸上輸送機関で運搬できない重厚長大物の運搬が可能
 - 工場→船舶→航空機で輸送 (貨物の例)航空機部品等
- 船舶が停泊できる空港は、日本では、中部、関西、那覇(3000m)
 - 大型貨物航空機が利用するには、滑走路が3000m必要。しかし、北九州空港は2500m
- 現在は、下関、大分等で作られた大型貨物を関西や中部まで船舶で運搬。
 - 北九州から送ることができれば、輸送コスト等の削減が図れる。

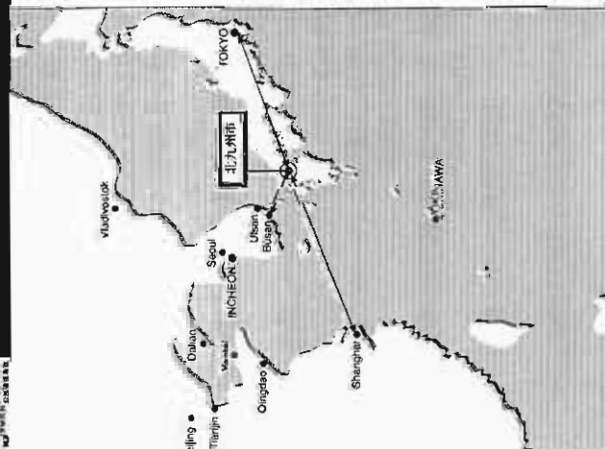
北九州市におけるPPP導入可能性調査報告 (その2)



東洋大学大学院
経済学研究科公民連携専攻

東洋大学 経済学研究科
公民連携専攻
PPPプロジェクト演習 I

1. 物流拠点提案



- ### 北九州の利点
- 地理的特長(東アジアへのゲートウェイ)
 - 北九州⇄釜山=東京⇄仙台・上越
 - 北九州⇄上海=東京⇄北九州
 - 出発貨物特性
 - 精密製造業の集積⇄新興国の需要
 - 既存の港湾機能の活用
 - 釜山・上海港へのフィード-基地
 - 北九州港・博多港の連携強化
 - 北九州空港の物流での活用
 - 24時間営業中の海上空港
 - 仁川空港へのフィード-で世界へ
 - 専用ハンドリング機材がフル装備
 - テッキロター-B747ター-ほか
 - 船舶への積み替えが可能(Sea&Air)
- 貨物専用機による特殊貨物の輸送基地
生体動物・大容量・大量重貨物



滑走路を3000mに延伸
を図り航空貨物への対応

九州地域のSea & Air
の物流拠点

どのように延伸を図るか？(多額の財政負担が必要)
どのように航空貨物需要を取り込むか？

PPP手法による空港整備+空港運営

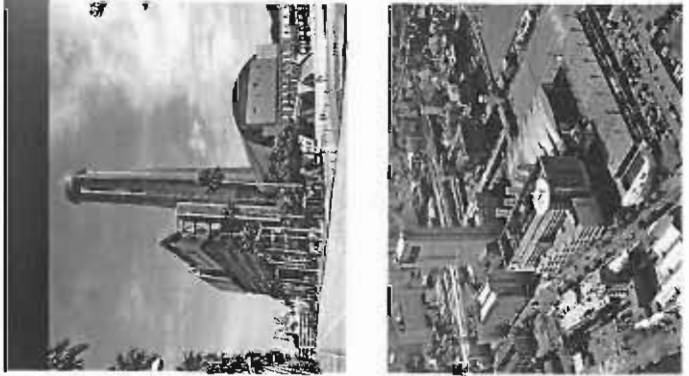
(上下分離方式による空港経営)

- 民間による500mの延伸整備
- 着陸料収入を民間へ
- Sea & Airを活用した民間による北九州空港への物流網構築

仁川、上海(国際ハブ空港)への近さ、九州の貨物需要
既存空港インフラを考えれば効能性は有るのではないか？

2. 観光コンベンション共同開発

- 北九州の利点
 - 関門海峡
 - 海峡ツインシティ
 - 世界有数の海峡
 - 国際旅客航(空)路
 - 下関・門司港～光陽
 - 北九州～ソウル・釜山
 - 文化圏
 - 韓国との交流、移民も多く、食文化や言葉の壁も少ない
 - 大規模コンベンションの実績
 - 国際捕鯨委員会(WOC)
 - 東アジア経済交流推進会議/10都市会議
 - 地球環境新エネルギー技術展
 - 代表的なコンベンション施設
 - 山口県国際総合センター
 - 西日本総合展示場/北九州国際会議場

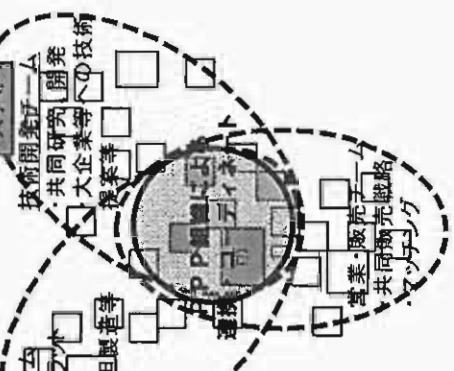


■ 観光の人口戦略

- ・北九州は、観光のリソースが弱い
- ⇒ コンベンション誘致による観光戦略
- 下関・韓国も含めた広域観光連携・複合観光(多様なレモンを活用したアフターコンベンションの充実)
- ・北九州市内の観光需要から北部九州・西中国地方との連携へ
- ・北部九州・山口のゴルフリゾート、温泉を活用
- ・距離的優位を活用した韓国との観光連携
- 航空機で30分、下関発フェリー泊で明朝、釜山着、高速艇では3時間
- ・産業観光(新日鐵・安川電機ほか)需要の拡大や工場萌えの時代ニーズ
- コンベンション誘致・観光コーディネート、プロモーション
- ・民間的な営業展開をおこなう実行組織として、PPP組織

3. PPP手法による経済開発 (中小企業の基盤強化)

中小企業のネットワーク構築PPP

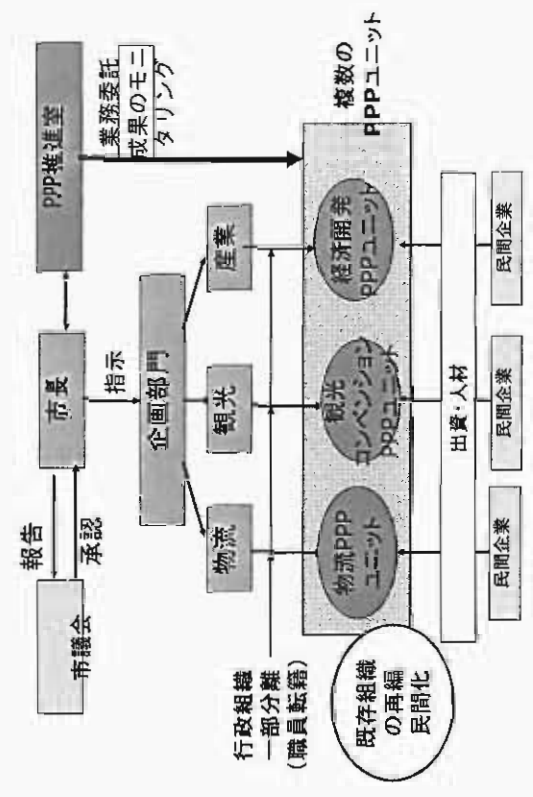


- 既存の中小企業支援組織、市役所の中小企業課、地域金融機関の連携
- 技術開発、製造、販売の共同化による受注、造注、拡販
- 域外、海外との連携支援等によるビジネス機会拡大
- 異業種・他業種ネットワークの連携・融合
- 将来的には経営効率化支援など



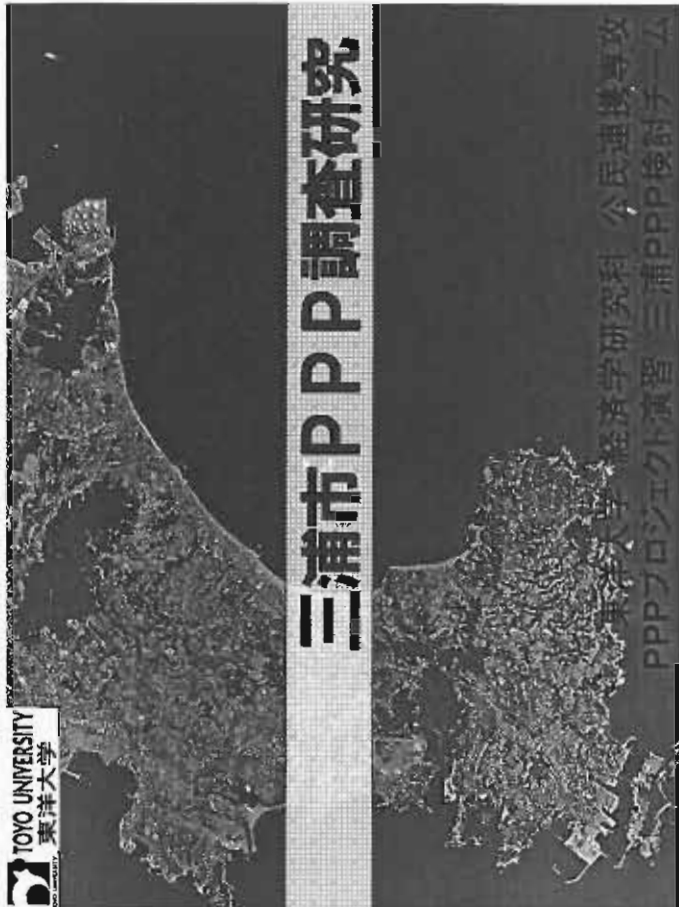
■ コンベンション来客者の広域観光地 (日帰り可能圏域): 別府、長崎、下関、広島 (1泊2日圏域): 愛媛松山・鹿児島・熊本 さらに釜山、ソウルも

4. PPP組織の提案



それぞれの主体をPPP組織がコーディネートし、戦略的にビジネス展開

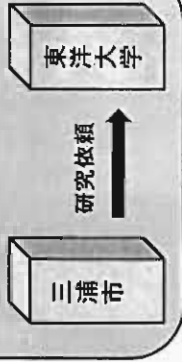
- 市役所
 - ・市内外の企業の情報収集、マッチング、誘致支援、融資、減税等
- 銀行
 - ・企業情報の収集・ネットワーク化、融資、経営改善支援
- 既存の産業振興機関等
 - ・マッチング、融資仲介
- 大学
 - ・共同研究等
- 技術開発チーム
 - ・共同で技術開発・技術蓄積を行うことで、大企業に「技術を売れる」状態にする。標準化・規格化など
- 製造チーム
 - ・保有製造設備の稼働率向上、共同受注
- 営業・販売チーム
 - ・共同プロモーション、マネジメントコア
- ・銀行等による支援、ネットワーク化、マッチング等



二町谷問題 (三浦市最大の懸案事項)



- 行詰まる企業誘致
- 100億円の負債
- 財政再建団体の危機

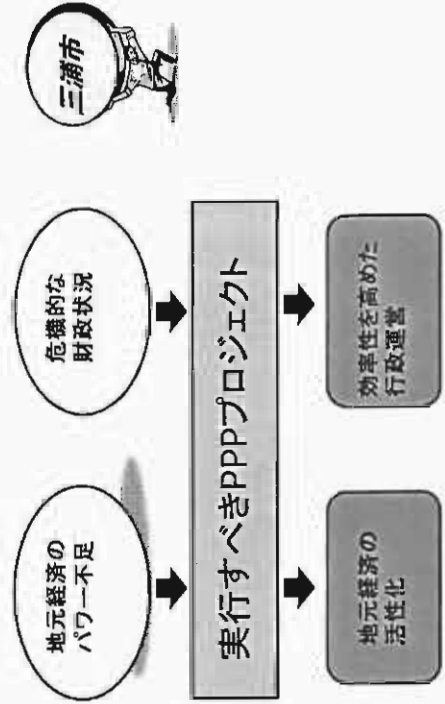


新たな経済開発と行財政の効率化の両輪での対応が必要

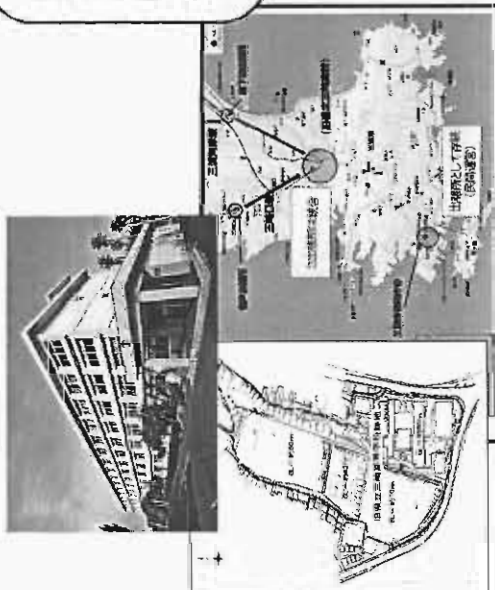
現状と課題



三浦市が抱える課題の本質的な解決とは？



PPPプロジェクトI 高校跡地の活用策



- 県から取得し暫定使用
- PPEA手法
- 市役所機能の集約
- 用途変更で魅力アップ

PPPプロジェクトII コンセッションによるインフラ開発

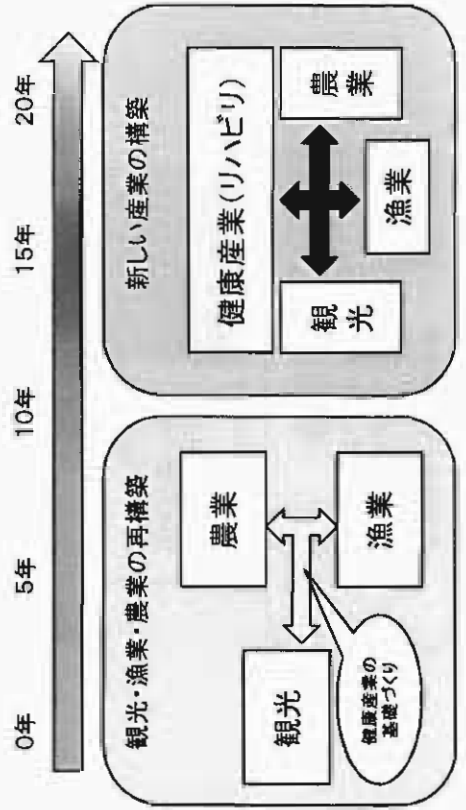


- コンセッション方式
- 受益者から料金徴収
 - 建設、運営、維持管理
 - フランシスが先進的

現状

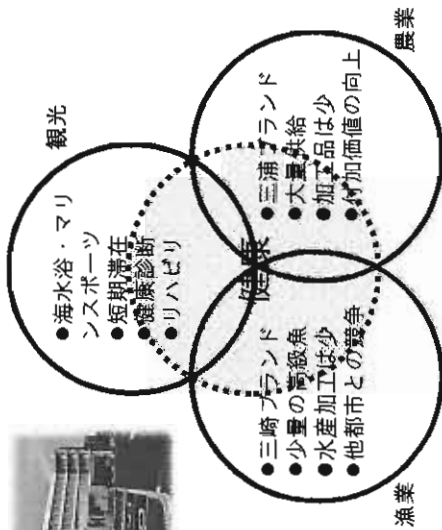
- 慢性的な渋滞問題
- 期待される経済効果
- 県の優先順位は低い
- 用地買収はほぼ完了

三浦市の短・中・長期の構想



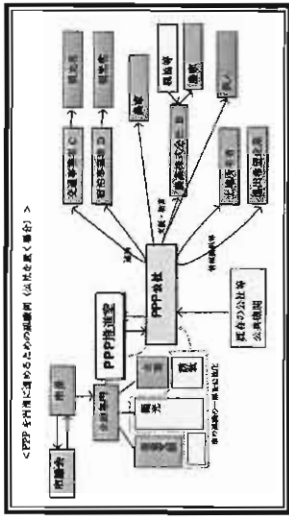
三浦市にとっての「未来への架橋」

コンセプトは “三浦に行けば、健康になれる”



PPPを推進するための組織づくり

(組織のイメージ図)



- PPPを成功させるためには推進部隊が必要
- PPPの第一歩として「PPP推進室」設置を市長へ提案

人口分析から地域の特徴を抽出する地域プロファイリング手法

2011. 2. 1
 東洋大学PPP研究センター
 ml-ppp@ml.toyonet.toyo.ac.jp

コーホート分析

- 人口移動(特に社会増減)の理由を探るための分析手法
- ある年代(コーホート)の人口増減をみる。ある年の人口からまったく移動がなければ、5年後の5才上の人口と等しくなるはず。
- 実際には差がある。その差が人口移動の理由になる。
- 高校入学・卒業、大学入学・卒業、就職、子育て、壮年期、中年期、退職前後、老年期など人生には節目がある。(ライフイベント)

コーホート分析の方法

E-Stat
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>



国勢調査(平成12年と17年)
 都道府県・市区町村別統計表(一覧表)
 これをまずダウンロードしておく



調べたい市区町村のデータを平成12年と平成17年の系列から探し出す

グラフの作り方

H17年の系列からH12の5才下の人口を差し引く、同じであれば、この期間の人口移動はないことになる。

年齢	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95歳以上	合計
H17	9,211	7,897	7,399	11,708	26,809	31,063	21,970	10,044	18,194	22,246	18,248	14,508	11,554	7,926	4,076	1,858	471	38	
H12	9,084	8,119	8,702	13,471	29,337	33,000	22,857	16,110	22,793	19,329	16,451	15,318	12,918	9,693	5,942	2,532	241	21	
差	127	-322	-703	-1,763	7,472	8,063	9,113	3,934	5,401	2,917	1,797	-1,810	-1,774	-1,767	-1,654	-674	-187	17	-208



この系列を折れ線グラフにする

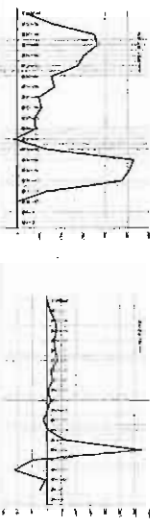
グラフの形は様々(本日の発表事例)

1. 加西市(兵庫県)
2. 藤沢市(神奈川県)
3. 北九州市



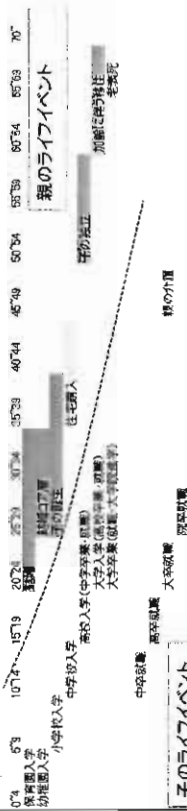
形が異なる原因を捉えることで、地域再生の着眼点が見つかるとは? → 本専攻・センターの調査の基礎資料として広く活用

4. 宮代町(埼玉県)
5. 三浦市(神奈川県)



ライフイベントへの注目

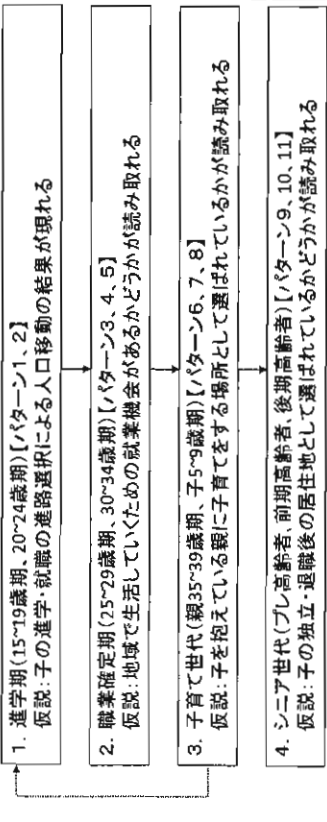
- 人口移動(特に社会増減)の主な原因は「転居」。転居の発生源としてライフイベントに注目
- 子のライフイベント、親のライフイベントに整理



- 地域の活力保持の観点からは、1.進学期、2.職業確定期、3.子育て世代、4.シニア世代の動向に着目しパターン化を検討

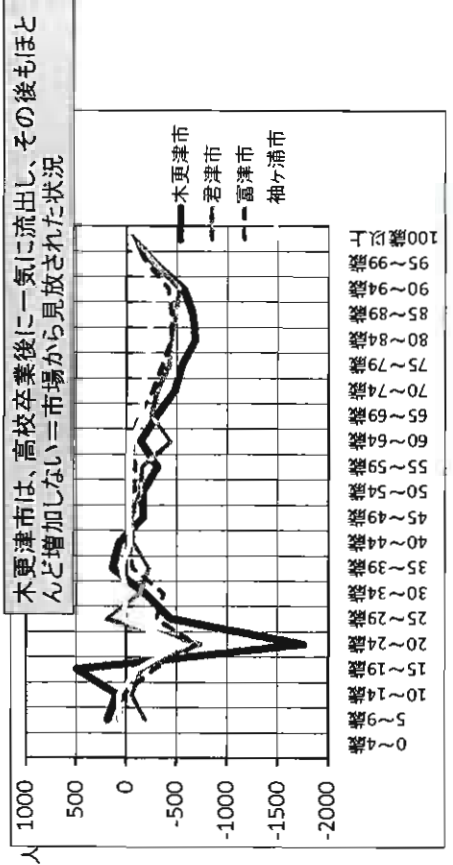
パターンの考え方

- ライフイベントの観点から注目した、1.進学期、2.職業確定期、3.子育て世代、4.シニア世代の5歳年齢区分毎の「+」と「-」の出方に注目



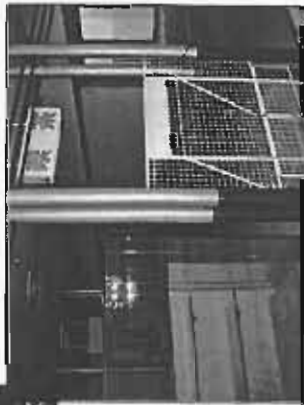
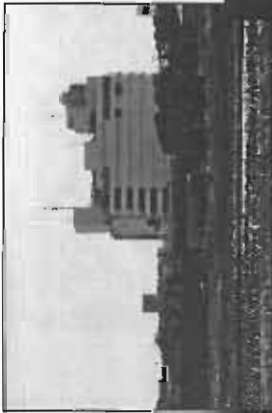
分析例1 千葉県木更津市の例

(例)木更津、君津、富津、袖ヶ浦の人口コーホート分析(国勢調査 2005と2000の比較) この5年間に、どの年代層が増加・減少したか(社会増減+自然減)



駅前再開発の失敗

の破たん→全国の中心市街地衰退の象徴



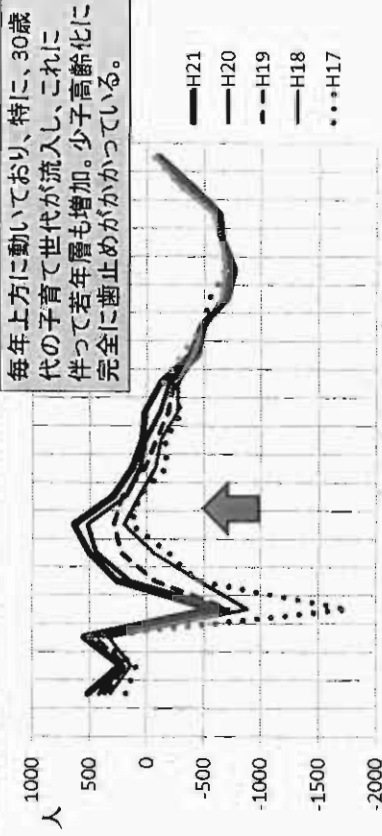
ほぼ放置された駅前ビルの中



市が買い取って売却
(一種のPPP)

ところが、最近、市場の評価が逆転

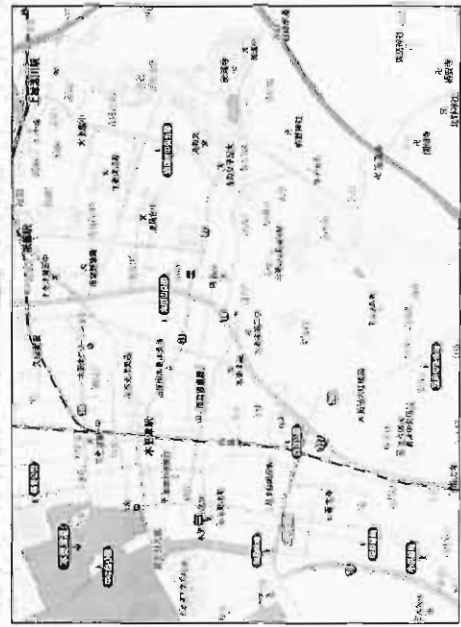
木更津市人口コーホート分析 2005~2019のコーホート移動



年齢層 0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
 千人増減

時計の針が逆転した理由

- ①アクアライン効果(東京都心まで直行バスで1時間以内)
- ②地価の安さ(東京、神奈川では不可能な70坪以上の戸建てが入手可能)



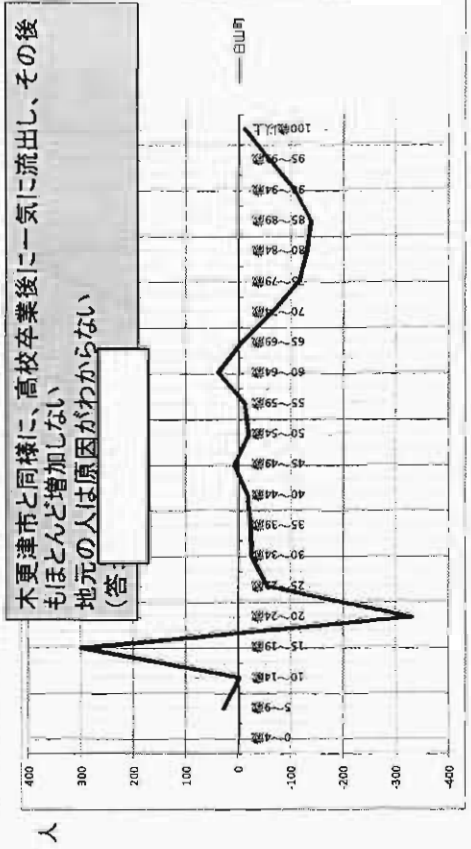
旧中心市街地

人口急増地帯

駅前再開発ビルは民間に売却して再開発予定。従来型の中心市街地再生ではほとんど意味がないと思われる。

分析例2 三重県津市(旧白山町)の例

(例)三重県旧白山町の人口コーホート分析(国勢調査 2005と2000の比較) この5年間に、どの年代層が増加・減少したか(社会増減+自然減)



＜地域とは関わりがなかった全寮制の高校であっても、若者世代の流入
自体が貴重な地域資源＞

15~19歳期(高校進学の結果を反映)、20~24歳期(大学進学、高卒就職の
結果を反映)の増減(+、-)のパターン分析結果

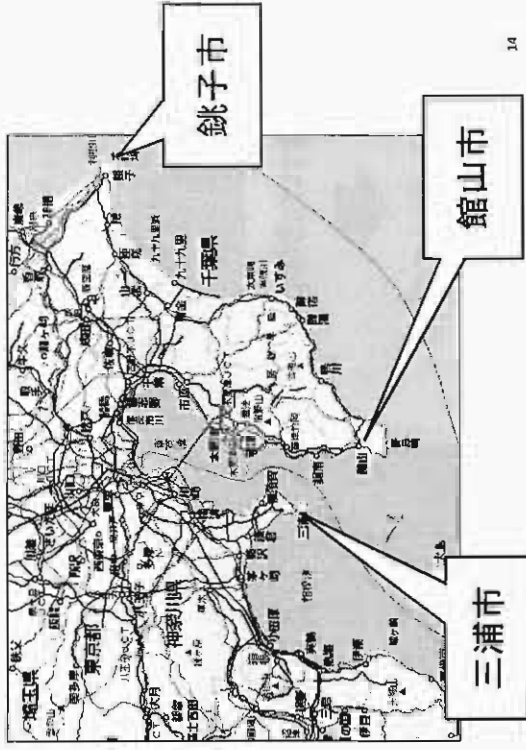
	15~19	20~24	含意	件数	%
-	-	-	若者が流出している	1,777	73.4
-	+	+	高校卒業後にUターン就職している	108	4.5
+	-	-	地域の進学校が存在するなど、高校進学 で地域に高校生が集まるが、大学進学や 高卒就職により地域を離れている	233	9.6
+	+	+	進学・就職を通じて若者が流入している	299	12.4

N=2416

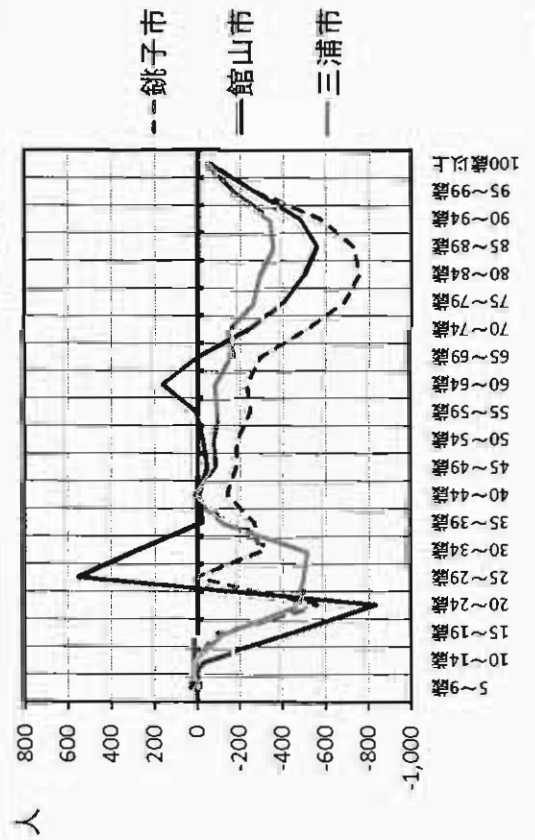
→ 地域再生を考えるプロジェクトに、高校関係者に参加頂くことを提案

→→ その後の検討には高校関係者が積極的に参加
・協議会への教員の参加
・生徒の地域イベントへの参加

分析例3 関東三大魚の町



関東 魚の町対決(銚子、館山、三浦)



産業の特徴の分析

- 事業所・企業統計調査(経済産業省)
- 不定期 おおむね3年に1回
- 約600種類の産業ごとに、市区町村の企業
の、事業所数、従業員数、常用雇用者数など
を掲載している。
- その市区町村の産業の特徴が分かる。

産業分類の例(飲食店)

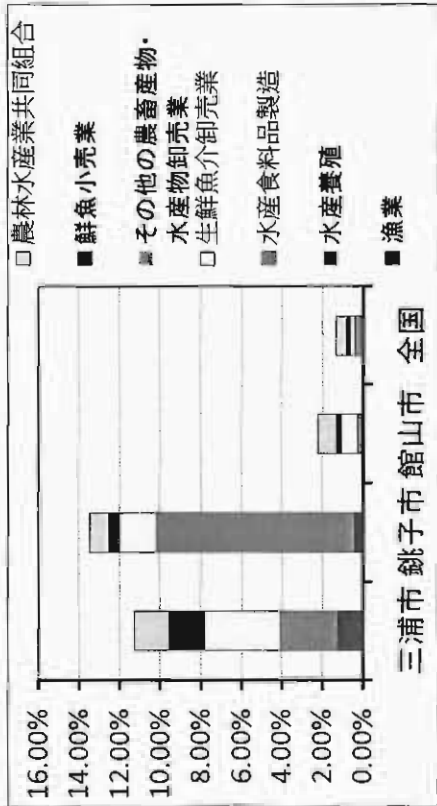
M	飲食店業
70	一般飲食店
701	食堂、レストラン
70A	一般食堂
70B	日本料理店
70C	西洋料理店
70D	中華料理店
	焼肉店(東洋料理)
70E	のもの
	その他の食堂、レストラン
70F	レストラン

702	そば・うどん店
703	すし店
704	喫茶店
709	その他の一般飲食店
70G	ハンバーガー店
70H	お好み焼き店
	他に分類されない一
70J	一般飲食店
71	遊興飲食店
711	料亭
	バー、キャバレー、
712	ナイトクラブ
713	酒場、ビヤホール

漁業関連の産業

漁業
水産養殖
水産食料品製造
生鮮魚介卸売業
その他の農畜産物・水産物卸売業
鮮魚小売業
農林水産業共同組合

産業分類の例



米国47州のTIF制度研究と 日本への導入可能性研究

2011年2月1日
東洋大学PPP研究センター
リサーチパートナー 藤田幸三

目次

1. TIFとは何か
～行政におけるノンリコース・ファイナンス、債券の種類・性質～
2. TIFが必要な理由
～行政の規律ある資金調達、老朽化するインフラ対策～
3. アメリカのTIFの仕組み
～連邦法・州法・契約によるガバナンス～
4. アメリカの各州のTIF制度の比較
 - ① 実施主体
 - ② 承認機関
 - ③ プロジェクト種別
 - ④ 創設要件
 - ⑤ 充当財源
5. 日本への導入可能性の検討

TIFとは何か ～行政におけるノンリコース・ファイナンス、債券の種類・性質～

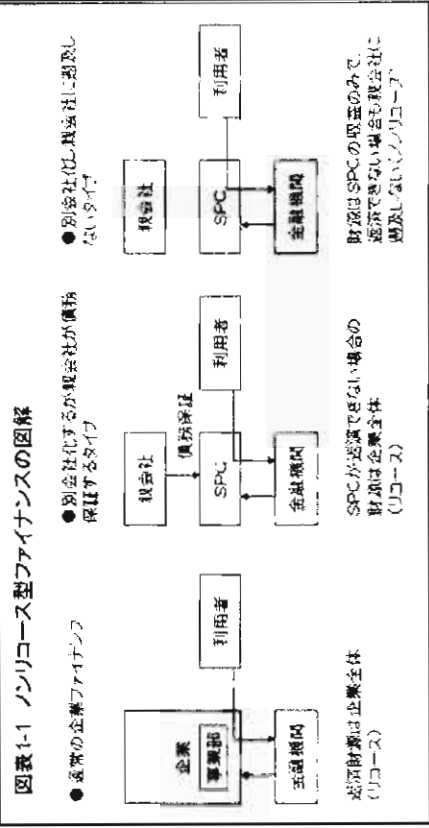
Tax Increment Finance(タックス(税) インクリメント(増分) ファイナンス(資金))
税金の増加した分を元手に資金調達(借金・債券発行)をする仕組みのこと
アメリカの都市開発等の分野において開発され、現在も数多く利用されている。

これまで
一般税
一般財源
一般償還財源債
で行政運営を実施

これから
一般税・目的税
一般財源・特別財源
(レベニューや増分等を含む)
一般償還財源債・特定財源債
で行政運営を実施

TIFとは何か ～行政におけるノンリコース・ファイナンス、債券の種類・性質～

ノンリコース・ファイナンスの考え方を、行政の資金調達に導入すると・・・



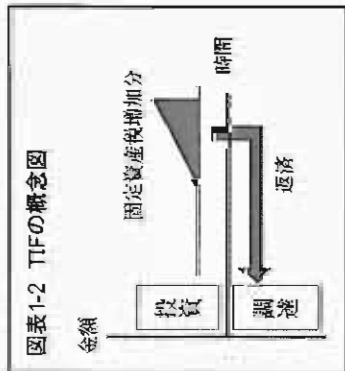
「企業」「親会社」を、行政に置き換えると、TIFを考えるベースとなる。

TIF債、レベニュー債(Bond)の考え方

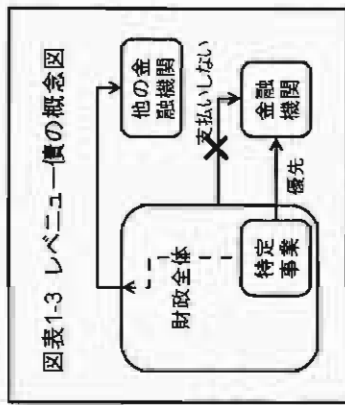
- TIF債は、税収の増加分を原資とする債券(左)
- レベニュー債は、利用料金等を含む収益(レベニュー)を原資とする債券(右)



一般財源債は、行政の全体の信用をベースにして発行する債券(日本の場合は、自治体の発経が規定されていないため、「暗黙の保障」ソフト・プロジェクトの問題の温床となる)



図表1-2 TIFの概念図



図表1-3 レベニュー債の概念図

TIF債、レベニュー債、一般財源保証債(通常の地方債)の比較

図表1-4 TIFとレベニュー債の比較

	TIF	レベニュー債	(参考)一般財源保証債
リコース/ノンリコース	ノンリコース	ノンリコース	リコース
返済原資	税の増加分	特定収入(通常は利用料収入等市町村からの収入)	一般財源
資金調達形態	通常は債券	通常は債券	通常は債券
根拠法	各州のTIF法。倒産隔離は連邦破産法に規定されている。	レベニュー債固有の根拠法はない。免税債が多いが、その部分は金利所得を免税とし、個々に許容法で規定し、倒産隔離は連邦破産法にて規定されている。	州法にて地方政府は独自の財源の調達のために発行することができる」と規定されている。

TIFが必要な理由 ~行政の規律ある資金調達、老朽化するインフラ対策~

- 地方財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)

健全化判断比率の公表

「第三条地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」

地方財政法

地方債の財源

「第五条地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。
 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買取するために要する経費の財源とする場合を含む。)
 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
 四 災害応急対策、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体の国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合」

TIFが必要な理由 ~行政の規律ある資金調達、老朽化するインフラ対策~

- 老朽化するインフラ対策
- 国交省の試算に基づく「必要想定投資額」の財源問題

3. アメリカのTIFの仕組み ～連邦法・州法・契約によるガバナンス～

- 米国の法制では自治体の破綻は連邦破産法第9章通称チャプター9に規定されている。
- 第9章の主目的は、破綻した地方公共団体が財政再建に取り組んでいる間、債権者からの保護を提供すること
- 債権の再調整は通常、公債満期の延長、元本や金利の削減、新たな公債発行による債務の借り換え (refinance)などによって行われる。
- 第9章は連邦破産法のその他の章と類似する点も多いものの、地方公共団体の資産の清算や債権者に対する収益の分配に関する規定はない
- 要際、こうしたさまざまな制限から、第9章に基づく破産裁判所の役割は、企業の更生に関して規定した第11章に基づき動きは極めて積極的なものではない。
- 連邦破産法第9章の第2の目的は、債権者の大多数に承認された財政再建策に対して少数派が意見を唱えるプロセスを提供することである
- 1976年の法改正では、以下の2点が改正された。
 - ① 申請前に行うあらゆる種類の債権者との交渉が現実的でない場合、地方公共団体はこうした交渉を売っていないなくても連邦破産法第9章の適用を申請できる
 - ② 第9章の申請と同時に法的行為を一時的に停止する「自動停止機能」の適用
- 1988年、「特定財源債およびその他の目的のための破産法改正法」を可決した。この改正により、地方公共団体による特定財源債において認められている特定財源の先取特権 (lien) が保護された。これは、第9章の適用申請と同時に発効される自動停止機能により、特定財源の公債の償還に充てるといふ本来の機能が妨げられることを防ぐことを目的としたものである

3. アメリカのTIFの仕組み ～連邦法・州法・契約によるガバナンス～

アメリカのTIF制度は、連邦法、州法、契約の3段階で構成されている。



4. アメリカの各州のTIF制度の比較

- TIF制度の名称はTIFと名付けている例が多いが、STAR (Sales Tax and Revenue districts) (カンザス)、District Improvement Financing (DIF) (マサチューセッツ) など他の名称を用いている例も少なくない。これらもTIFの特徴を有しており、米国では一般的にTIFに分類されている。
- 収入の種類は資産税の他、PILOTS (税代替支払い (payments in lieu of taxes; PILOTs))、売上税、経済活動税などが用いられている。つまり、資産税に限定されているものではない。
- 資金調達には、レベニュー債、Tax Increment 債 (TIE)、TIFレバニュー債、民間事業向けレベニュー債などノンパコース証券発行者が多いが、一般保証債や支出予算外リコース型を用いている例も少なくない。さらに、賦課方式、特別負担金などBIDに類する方式の例もある。Tax以外の方法も含めて論じていることは、米国では、TIFが特定プロジェクトのための資金調達手法一般を指す広い概念として用いられていることを示している。
- 実施主体は、自治体である市、郡の例が多いが、組織としては自治体と明確に異なる再開発公社/再開発機関の例も多い。
- 承認機関は、実施自治体の議会が多い。再開発公社/再開発機関の場合は、理事会が承認権を持つ例もある。
- TIF創設の要件としては、公認会の実施、荒廃要件 (Blight Requirement)、"But For" Test、フィーデラルスタディ(可能性調査)、費用便益分析、事業計画/再開発計画との整合、区域の明示/進入の公約などがあげられている。このうち、荒廃要件 (Blight Requirement) は地域の経済状態が休滞にあることを要求している。また、"But For" Test はTIF以外の方法では実現し得ないことを要求している。いずれも強い限定をかける趣意である。
- 適用可能なプロジェクトの形態としては、商業 (49)、工業 (46)、住宅 (44)、複合利用 (Mixed-Use) (40) がほぼすべての州で導入されている。
- 以上の組み合わせで、「一般保証債+市+市議会+公認会+商業」が50州中17州、「一般保証債OR民間事業向けレバニュー債+市OR郡+市議会OR郡+公認会OR荒廃要件+商業OR工業」が50州中25州となっている。
- 資金の使途は、景観改善事業、関連設備、自転車レーン改善、橋梁工事、修復、建物取得、コンベンションセンター、緑石、歩道工事、舗装改善、中心市街地と交通機関を結び歩道橋、鉄道やLRT、その他類似交通機関の乗降プラットフォーム、計画作成費用、公共建築物、公道、民間建築物への公共地下道、公共所有管理ユーティリティ、公債数など多岐にわたっている。事実上、TIF資金の使途には限定はないと考えて良いだろう。

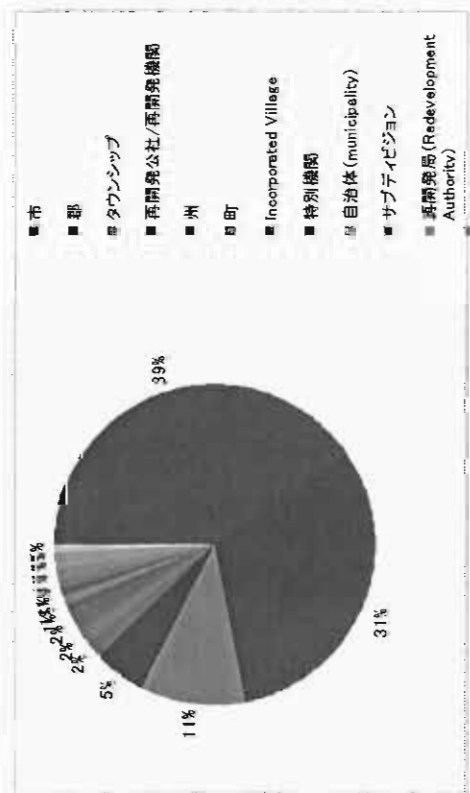
4. アメリカの各州のTIF制度の比較

① TIFの実施主体

実施主体	数
1 市	46
2 郡	36
3 タウンシップ	12
4 再開発公社/再開発機関	6
5 州	2
6 町	2
7 Incorporated Village	2
8 特別機関	1
9 自治体 (municipality)	1
10 サブデベロップメント	1
11 再開発局 (Redevelopment Authority)	1
12 港湾公社	1
13 経済開発局	1
14 区 (Borough)	1
15 教区 (Parish)	1

4. アメリカの各州のTIF制度の比較

① TIFの実施主体



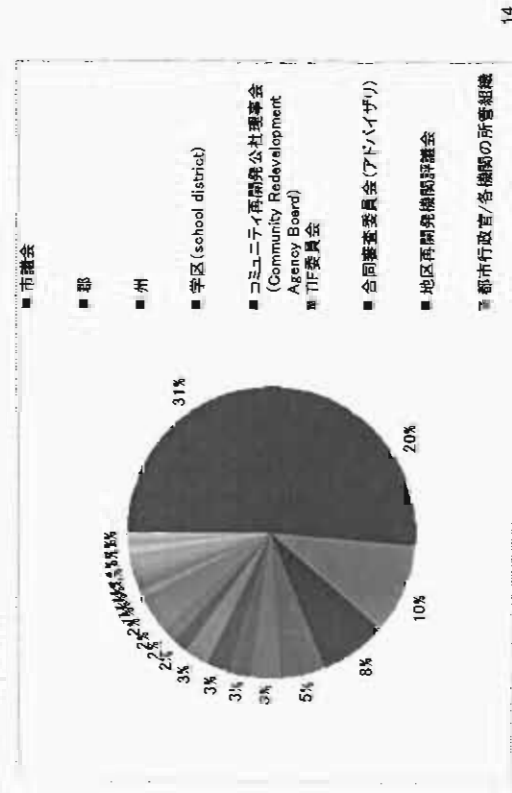
4. アメリカの各州のTIF制度の比較

② TIFの承認機関

承認機関	数
1. 市議会	37
2. 郡	24
3. 州	12
4. 学区 (school district)	9
5. コミュニティ再開発公社理事会 (Community Redevelopment Agency Board)	6
6. TIF委員会	4
7. 合同審査委員会 (アドバイザリ)	3
8. 地区再開発機関評議会	3
9. 都市行政官/各機関の所管組織	3
10. 郡裁判所	2
11. 自治体 (municipality)	2
12. 都市再生機関	2
13. 計画委員会 (Planning Commission)	2
14. 自治体制定の承認機関	1
15. 州議会	1
16. 町議会 (town council)	1
17. 行政官理事会 (town)	1
18. 市の立法機関 (Municipal legislative body)	1
19. 地方公共団体 (Governing body of locality)	1
20. 防火地区 (fire protection district)	1
21. Delegated by bond issuer	1
22. All Taxing Agencies	1
23. Each Affected Taxing Entity	1

4. アメリカの各州のTIF制度の比較

② TIFの承認機関



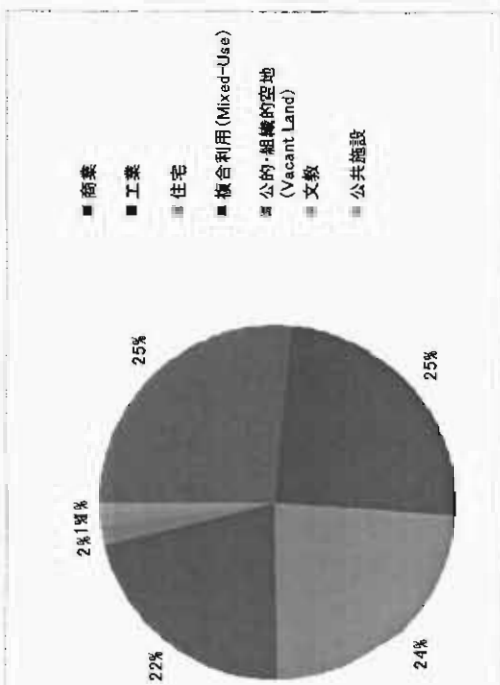
4. アメリカの各州のTIF制度の比較

③ プロジェクトの種類

適用可能なプロジェクトの形態	数
1. 商業	49
2. 工業	46
3. 住宅	44
4. 複合利用 (Mixed-Use)	40
5. 公的・組織的空地 (Vacant Land)	3
6. 文教	2
7. 公共施設	2

4. アメリカの各州のTIF制度の比較

③ プロジェクトの種類



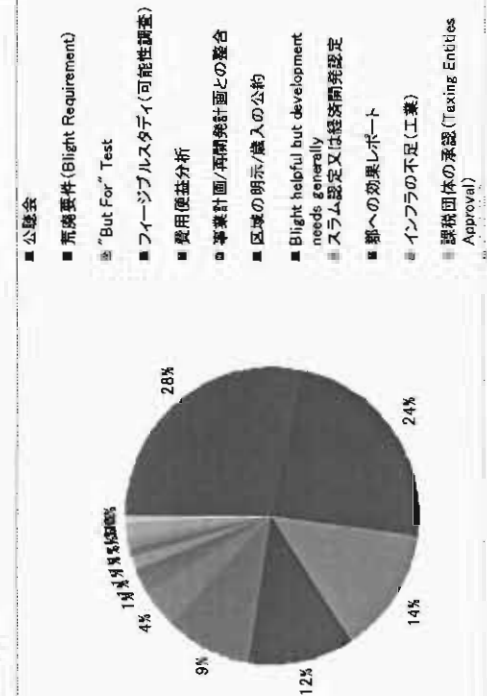
4. アメリカの各州のTIF制度の比較

④ TIFの創設条件

TIF創設の要件	割合 (%)
1 公聴会	39
2 荒廃要件 (Blight Requirement)	33
3 "But For" Test	18
4 フィージブルスタディ (可能性調査)	16
5 費用便益分析	13
6 事業計画/再開発計画との整合	6
7 区域の明示/購入の公約	2
8 Blight helpful but development needs generally	2
9 スラム認定又は経済開発認定	2
10 都への効果レポート	1
11 インフラの不足 (工業)	1
12 諒解団体の承認 (Taxing Entities Approval)	1
13 立地基準	1
14 公共に有効であること	1
15 過密に成長又は開発したことがない地区	1

4. アメリカの各州のTIF制度の比較

④ TIFの創設条件



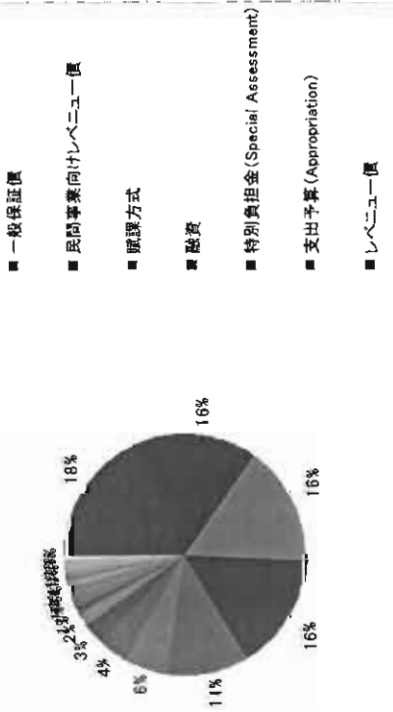
4. アメリカの各州のTIF制度の比較

⑤ その他の金融手法

その他の金融手法 (選択肢)	割合 (%)
1 一般保証債	32
2 民間事業向けレベニュー債	28
3 賦課方式	28
4 融資	27
5 特別償還金 (Special Assessment)	19
6 支出予算 (Appropriation)	10
7 レベニュー債	7
8 Tax Increment 債	5
9 TIFレベニュー債	3
10 吸収充当債 (Tax allocation bonds)	2
11 Notes	2
12 基金 (Grants)	1
13 一般基金 (General Funds)	1
14 再開発事業債	1
15 利子減額	1
16 市債 (Municipal Bonds)	1
17 貸付 (Loan)	1
18 Revolving Loan Funds	1
19 特別サービスエリア税	1
20 特別償還権 (Special Obligation Bonds)	1
21 TIF acts contain bond provisions	1

4. アメリカの各州のTIF制度の比較

⑤ その他金融手法



4. アメリカの各州のTIF制度の比較

⑥ TIFの充当可能財源

- 財源税
ニュージャージーを除くすべての州
- 消費税 11州
コロラド、コネチカット、ワシントンDC、ジョージア、イリノイ、アイオワ、ケンタッキー、ミシシッピ、ミズーリ、ニュージャージー、オクラホマ
- PILOTs 6州
アーカンソー、カンザス、ミズーリ、ニュージャージー、ペンシルバニア、サウスカロライナ
- 売上税 5州
カンザス、ペンシルバニア、テキサス、ユタ、ワシントン
- 所得税 3州
ケンタッキー、ミズーリ、ニュージャージー
- 総受取金税 2州
ミズーリ、ニューメキシコ
- 経済活動税 2州
ミズーリ、ユタ
- その他の財源も充当可能 2州
デラウェア、ワシントンDC
- その他
 - ・ 法人所得税 ・ 有限責任法人税 (ケンタッキー)
 - ・ 総収入税 (ペンシルバニア)
 - ・ リース支払い ・ 駐車場税 (ニュージャージー)
 - ・ 管轄組織の合意があればその他の地方税(オクラホマ)
 - ・ 公共料金課税 ・ 再開発交付金 (サウスカロライナ)
 - ・ 州教育財産税 (Education Property Tax) (バーモント)

各州のTIFの充当税種(その1)

No.	州	充当可能財源
1	アラバマ	資産税
2	アラソカ	資産税
3	アーカンソー	資産税、PILOTs
4	カリフォルニア	資産税
5	コロラド	資産税、消費税
6	コネチカット	資産税(市町村)、消費税(州)
7	デラウェア	資産税、その他の財源も充当可能
8	ワシントンDC	資産税、消費税、その他の財源も充当可能
9	フロリダ	資産税
10	ジョージア	資産税、消費税
11	ハワイ	資産税
12	アイダホ	資産税
13	イリノイ	資産税、酒類税(特定の地域内)
14	インディアナ	資産税
15	アイオワ	資産税、消費税
16	カンザス	資産税、売上税
17	ケンタッキー	資産税、酒類税、消費税、法人所得税、有限責任法人税
18	ルイジアナ	資産税
19	メイン	資産税
20	マリランド	資産税
21	マサチューセッツ	資産税
22	ミシガン	資産税
23	ミネソタ	資産税、酒類税
24	ミシシッピ	資産税、酒類税
25	ミズーリ	資産税、酒類税、消費税、消費税(消費/ニューレイトリテイル)取入の50%、PILOTs

各州のTIFの充当税種(その2)

No.	州	充当可能財源
26	モンタナ	資産税
27	ネブラスカ	資産税
28	ネバダ	資産税
29	ニューハンプシャー	資産税
30	ニュージャージー	資産税、PILOTs、所備税(労働賃金)、リース支払い、駐車場税
31	ニューメキシコ	資産税、総受取金税
32	ニューヨーク	資産税
33	ノースカロライナ	資産税
34	ノースダコタ	資産税
35	オハイオ	資産税
36	オクラホマ	資産税、酒類税、管轄組織の合意があればその他の地方税
37	オレゴン	資産税、売上税、総収入税
38	ペンシルバニア	資産税、売上税
39	ロッドアイランド	資産税
40	サウスカロライナ	資産税、PILOTs、公共料金課税、再開発交付金
41	サウスダコタ	資産税
42	テネシー	資産税 (Property Tax)
43	テキサス	資産税 (Property Tax)、売上税 (Sales Tax)
44	ユタ	資産税 (Property Tax)、売上税 (Sales Tax)、経済活動税 (Economic Activity Tax)
45	バーモント	資産税 (Property Tax)、州教育財産税 (Education Property Tax)
46	ヴァージニア	資産税 (Property Tax)
47	ワシントン	資産税 (Property Tax)、売上税 (Sales Tax)
48	ウエストヴァージニア	資産税 (Property Tax)
49	ウイスコンシン	資産税 (Property Tax)
50	ワイオミング	資産税 (Property Tax)

5. 日本への導入可能性の検討

日本への応用にむけて：破綻の考え方の整理

TIFの最大の利点は、発行自治体自身が破綻しても債権者の権利が凍結されることなく、対象事業からの税収が確保される限り債権の償還を受けられるという倒産隔離にある。

(日本の民間の破綻法制)

- 倒産処理は、手続きに着目すると、「私的整理」と「法的整理」に分けられる。
- 「私的整理」は、債権者と債務者の話し合いによって利害調整を図って処理を進めるものであり、「法的整理」は、裁判所の関与の下で法律に則って倒産手続きを進めるものである。多くの倒産事例が私的整理によって扱われているが、債権者、債務者を含む全ての利害関係人の権利を公平かつ公正に調整するには、法的な処理制度が必要とされる。
- 処理の目的に着目すると、「再建型」と「清算型」に分けられる。「再建型」は、事業財産維持しながら事業を継続し、得られた収益をもとに債権者への弁済を行ない、経済的再建を図るものであり、「清算型」は、全財産を金銭化して、債権者に弁済し、事業を廃止するものである。
- 「再建型」の法的倒産手続としては、①会社更生法に基づく更生手続 ②民事再生法に基づく再生手続がある。一方、「清算型」の法的倒産手続としては、③破産法に基づく破産手続 ④会社法に基づく特別清算がある。

5. 日本への導入可能性の検討

(日本の行政に関する破綻の考え方)

現行法においては、自治体を対象とする破綻法制はない。

財政を建て直す法制としては、地方財政再建促進特別措置法に代わり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(地方財政健全化法)が新たに制定されたが(2009年4月施行)、あくまでも自治体による自主的な健全化が、国主導の財政再建が目的であり、破綻は想定されていない。

破綻がないため、破綻時の債権者の権利調整(債務調整)や別除権を有する債権の特定の規定もなされていない。

5. 日本への導入可能性の検討

第1に、税収の用途を予め限定することの是非

特定プロジェクトへの用途に限定することは、税法上は不可能であるとみとめるべきであろう。米国でも、税収の用途は税法によって規定されており、これを覆すために、TIF法という特別法によって例外規定を設けている。こうした法令上の措置なくして限定することは法律違反である。

したがって、TIFの導入のためには、

- ①法律改正
- ②特区(法令の特例の導入)
- ③事実上(法律上の手当はしないが事実上債権者の地位を安定させる方策導入)

の3つの方向性が考えられる。

5. 日本への導入可能性の検討

第2に、特定財源からの優先返済。特に、自治体財政破綻時にもTIF債権者の権利が保護されるような倒産隔離の導入の可能性

一般的理解としては、破たん法制が日本に存在しない以上倒産隔離の必要性もないと考えられる。

つまり、自治体が破綻しない以上、すべての債権は保全されるのであって倒産隔離を導入する意味がない。しかしながら、現在の日本の財政事情を考えると、将来にわたつてこの状況が維持されるとは考えがたい。少なくとも、財政健全性を重視しながら資金供給している金融機関・投資家は、自分たちの債権が、財政健全性を軽視しモラルハザードの状態にある金融機関・投資家からの調達と同等に扱われることへの抵抗感は非常に強い。言い換えると、規律ある金融機関・投資家の関心を引きつける方策を選択肢として持つことは非常に重要である。

したがって、破綻法制、倒産隔離を法的に導入するか、特区により特例として認めるか、事実上優先権を付与する方向性の導入の3種類がある。

5. 日本への導入可能性の検討

第3に、TIFの対象として、固定資産税以外を導入できるかどうか

固定資産税以外を導入できるかどうかは、米国の例を見る限り可能である。

地区から発生する税収を明示的に区分できることは前提となるが、克服は可能である。

したがって、日本でも、法制度上の措置を講じるか否かによらず導入は可能とみられる。

28

5. 日本への導入可能性の検討

第4に、TIFの対象として、増加分 (increment) のみとするか既存部分を含めた全体とするか。

TIFの対象として、増加分 (increment) のみとするか既存部分を含めた全体とするかの論点は、既存部分を含めようと考える。確かに米国においては、税収も増加分 (increment) のみとなっているが、これは、荒廃地区要件がかかっているため増加分だけでなく問題ないためである。荒廃するまで放置することが政治的に認められれば日本の場合、現状の不動産価格からスタートするため増加分はわずかなとなる。放置すれば将来荒廃する地域であることを要件とすれば、現在より大幅に低い荒廃後の税収水準から起算することも合理的であろう。

29

5. 日本への導入可能性の検討

第4に、TIFの対象として、増加分 (increment) のみとするか既存部分を含めた全体とするか。

TIFの対象として、増加分 (increment) のみとするか既存部分を含めた全体とするかの論点は、既存部分を含めようと考える。

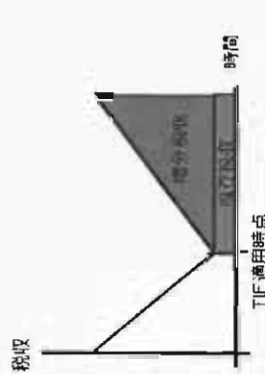
確かに米国においては、税収も増加分 (increment) のみとなっているが、これは、荒廃地区要件がかかっているため増加分だけでも問題ないためである。

荒廃するまで放置することが政治的に認められない日本の場合、現状の不動産価格からスタートするため増加分はわずかなとなる。

放置すれば将来荒廃する地域であることを要件とすれば、現在より大幅に低い荒廃後の税収水準から起算することも合理的であろう。

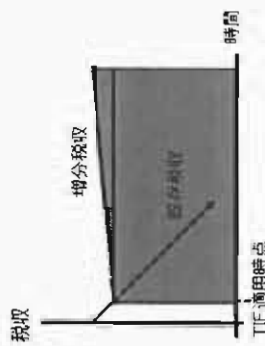
30

図表2-4 米国のTIFの実態



荒廃要件が規定されているため、十分地面が下がった時点でTIFが開始される。既存税収を確保して増分税収だけを対象にしても差し支えない。

図表2-5 日本でのTIF通用のケース



日本では、荒廃するまで放置することは政治的にありえない。言い換えると、投資しなければ不動産価値は低下、荒廃する事態を予防的に保全すること、事後的に改善すること同等以上の価値を持つと考えられる。その場合、増分税収だけではなく、【放置すれば低下など評価される】既存税収分を対象に加えることは不合理ではない。

31

5. 日本への導入可能性の検討

国に要望すべき事項

a) 規律導入のための免税等の措置

TIFもしくはレベニュー債は、現在国および地方の財政が共通に必要なとしている財政規律を導入するものである。この点を重視すれば、規律は例外ではなくむしろ原則であるべきと主張できる。この観点から、TIFもしくはレベニュー債に関しては、米国同様に行われる金利収入に対する免税(減税)措置を導入し、投資家にとって一般財源保証債よりも有利な状況を作り出すことが有効であると言えよう。

b) TIF債・レベニュー債のオフバランス化

TIFもしくはレベニュー債は、投資家・金融機関にリスクを移転することで、その子エック能力を通じて自治体財政に規律を導入するものである。この場合、自治体財政全体に影響を及ぼすものではないので、実質公債費比率などの全体の財政指標からは控除するようにすべきである。

32

a) 規律導入のための免税等の措置

TIFもしくはレベニュー債は、現在国および地方の財政が共通に必要なとしている財政規律を導入するものである。この点を重視すれば、規律は例外ではなくむしろ原則であるべきと主張できる。この観点から、TIFもしくはレベニュー債に関しては、米国同様に行われる金利収入に対する免税(減税)措置を導入し、投資家にとって一般財源保証債よりも有利な状況を作り出すことが有効であると言えよう。

b) TIF債・レベニュー債のオフバランス化

TIFもしくはレベニュー債は、投資家・金融機関にリスクを移転することで、その子エック能力を通じて自治体財政に規律を導入するものである。この場合、自治体財政全体に影響を及ぼすものではないので、実質公債費比率などの全体の財政指標からは控除するようにすべきである。

33

5. 日本への導入可能性の検討

日本での実現にむけたインプリケーション

(1) 法制度の制定

税法を改正し、破綻法制を入れた日本版TIF法を制定することである。

米国でも、倒産隔離に関しては連邦破産法の規定が根拠となっており、我が国でも最低でも健全化法の改正、およびその前提となる債務調整の社会的合意が必要となる。残念ながら、現状その機運にあるとは言えない。しかしながら、米国の倒産隔離条項の創設が比較的近年の1988年であったように、経済、財政事情を反映して機動的に制度を改正するのは当然である。国、地方の財政がここまですべて悪化している以上、抜本的な制度改革も検討されるべきである。また、PFI法など関連する法律の改正にあわせて、特定の案件に該当する場合は破綻法制、税制の例外扱いとする選択肢も十分に主張するであろう。

(2) 特区の適用

特定地域に限って(1)の法令の特例を認める総合改革特区の適用を申請することである。従来、税制上の特例に関する特区制度が認められることは希有であるが(沖縄の金融総合特区程度)、本件は地方税の使途に関する特例であり、そのハードルは相対的には低い。倒産隔離の導入への障害は未知数であるが、財政健全化を求め昨今の流れからすれば不自然な申請ではないと考えられる。

35

5. 日本への導入可能性の検討

日本での実現にむけたインプリケーション

(3) 地域独自のTIFの導入

現行法の改正や特例を適用しない場合は、自治体単独の措置となる。以下では、行政が私募債を出し都市開発分野に知見を有する金融機関や投資家が引き受けるプロ私募債を想定する。プロ機関が信頼する条件として以下を想定する。

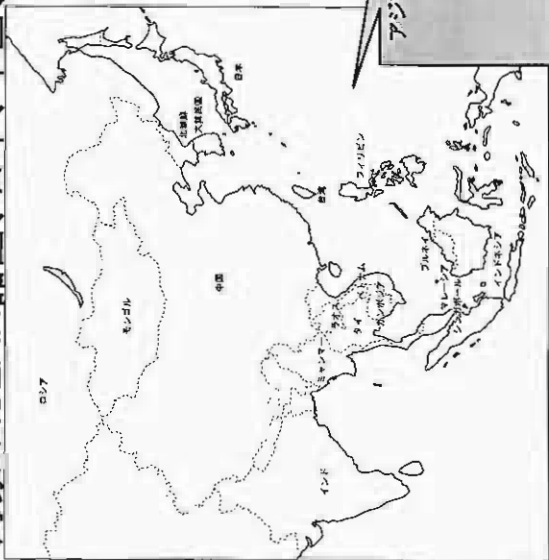
- ① 将来発生する税収を優先的に償還財源とすると、市民税を対象にすることを加えておく。
- ② その際、既存部分税収を対象にしようこと、市民税を対象にすることを加えておく。
- ③ 特別の基金を創設して、税収見合い分を毎年特別基金に繰り入れる。
- ④ 同基金の口座管理を引受機関に委任する。
- ⑤ 基金への繰り入れに関する長期債務負担行為を議決する。
- ⑥ 以上を総合するTIF条例を制定する。

以上のうち、既存部分税収を対象にしようこと、市民税を対象にすることは、政治的には大きなハードルだと考えられるが、仮に二インフラ投資が行われなくなれば、いずれは税収を生み出せなくなるわけであり、そのような事態を避けるための予防的な投資と考えれば論理的には主張できると考えられる。

対象: ASEAN諸国、日本、中国、韓国、インド

本日の内容
① アジア諸国でのPPP関連
制度の制定状況

- ② ベトナム
- ③ インドネシア
- ④ タイ
- ⑤ インド

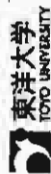


アジアにおけるインフラ需要額
(2020年まで)
8.3兆ドル
(アジア開発銀行 試算)



アジアのPPP制度の比較

東洋大学
PPP研究センター
雑波 悠



- 一般法で対応している国(ガイドライン等)
マレーシア、シンガポール、インド
- PPPのための法律を制定している国
インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、日本、
韓国、中国、台湾

ベトナム

- 急速な経済発展に対応するため、新たなPPP推進策
- 「9分野でのPPP投資パイロットプロジェクト推進に関する首相決定」(2011年1月～)
- 対象施設: ①道路、②鉄道、③都市交通、④空港、
海港、河港、⑤上水道、⑥発電所、⑦医療施設、⑧
環境・廃棄物処理施設、⑨その他首相が決定するイ
ンフラ開発
(重視されているポイント)
- プロジェクト自体の資金回収能力
- 民間の能力が生かせる

ベトナム②

- プロジェクトを行う者の民間投資に占める割合は30%以上。その他の投資家、銀行融資（政府保証なし）の割合は最大70%とする
- 公共部門は総額の30%を上回らない範囲でプロジェクトへの投資が可能※首相が特殊な状況を認めた場合を除く（優遇策）
- 企業所得税の減免、政府からの建設用地を譲り受ける場合やプロジェクト期間中の土地利用税の減免、プロジェクトに必要な物品の輸入品にかかる関税の減免

ベトナム③

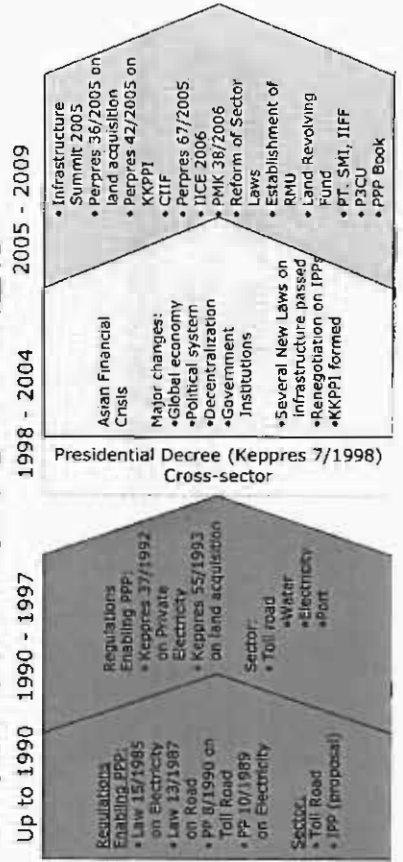
- 「BOT、BTO、BT契約による投資に係る法律」(Decree No. 78/2007/ND-CP)
- BOT、BTO、BT（新設、既存施設、維持管理 等）
- 政府機関・人民委員会が年に一度プロジェクトリストを作成、公表

インドネシア

- 大統領令 (PERPRES) 2005年67号
- 「インフラストラクチャーの供給に係る政府と事業者との協力について」
- BOT、コンセッション
- 2005年以降、PPP関連体制の強化（リスクマネジメントガイドライン、PPP形成の手順書、各分野の個別法の対応）
- 2010~2014年のインフラ需要額の7割不足

インドネシア②

■ インドネシアにおけるPPPの進化



インドネシア③

- 大統領令 2010年13号(大統領令67/2005見直し)
- 事業用地確保・土地収用への政府支援
- 「PPPブック」の発行 PPP予定案件の紹介等
- PPP支援機関の設置

(PPPユニット、リスクマネジメントユニット、インフラ金融公社、インフラ保証基金、土地基金、PPP事業形成機関)

THE DEVELOPMENT PLANNING OF THE NORTH OF MEDAN CITY



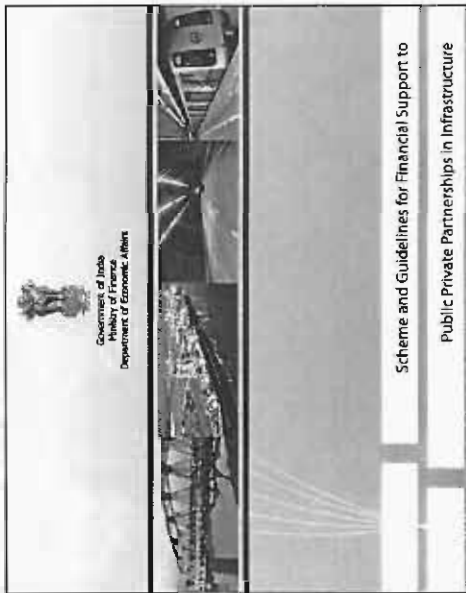
タイ①

- The Act on Private Participation in State Undertaking B.E. 2535 (1992)
- BOT、DBOM、BOO、Construct and Operate、BTO
- 電力・エネルギー、鉄道・都市交通、有料道路、テレコミュニケーション、港湾、上下水道
- 現在、新しいPPP法の制定に向けた準備中 (PPPの定義明確化、PPPユニットの設置、PPP事業の評価指標の設定、リスク分担モデルの提示 等)

インド

- 特に高速道路分野でのPPP導入がさかん
- 中央政府のガイドラインに従って各州がPPPユニットを設置
- 事業費の最大40%をViability Gap Fundにより補てんできる

インド②PPPによるインフラ開発への支援



東日本大震災関連研究成果発表会

東日本大震災後に出された提言の多くは、実は、阪神淡路大震災や新潟県中越地震後にも提起されていたものだ。多くが忘れ去られ、今回を迎えたことになる。その責任は、忘れ去られるような提言で自己満足した大学やシンクタンクにもある。研究者は、客観的な事実の把握と分析、地域の実態や法制度を踏まえ、関係者が直ちに検討できる具体性ある提言を行うべきだ。

東洋大学PPPスクール主任／PPP研究センター長 根本 祐二

●今までの活動経過

- 3.21 震災関連リンク集、「1000日記録」、「震度6以下で発生した重大事象リスト」を公開
- 4.18 復興第1次提案を公表
- 4.29~5.2 その他 被災自治体ヒヤリング
- 7.4 国際PPPフォーラム開催
- 8.1 (本日) 成果発表会

●記録系プロジェクト 小教室

- 1830~1835 開会 司会兼コメンテーター 片桐 徹也
- 1835~1900 震災関連リンク集 担当：松本 承子
子育て、外国人などユーザーが一別నికిめ細かく分類。
- 1900~1925 1000日記録 担当：増井 玲子
淡々と記録することで見えてくるものは？阪神淡路大震災と比較。
- 1925~1950 震度6以下の重大事象 担当：菅野 元衛
震度6以下の地域でも老朽化により多くの事故が起きました。
- 1950~2015 更新投資計算ソフト震災版 担当：水嶋 啓
昨年発表した更新投資計算ソフトを震災版にバージョンアップ。

●提言系プロジェクト 大教室

- 1830~1835 開会 司会兼コメンテーター 蔵田 幸三
- 1835~1900 震災復興へのPPPの活用 担当：加藤 聡
震災復興においてPPPがいまだ動かない理由と、実務的視点からPPPを活用するための3つの提案を行なう。
- 1900~1925 自治体連携 担当：難波 悠
今回大活躍の自治体間連携。法制度上の問題と解決策を提言。
- 1925~1950 復興チームビルディングのためのフローシート
雇用創出、まちづくり等地域で活用できるテンプレートを開発。
担当：奥田 早希子
- 1950~2015 日本における防災体制の提言 担当：松永 徳重
平時において危機を意識する。日本版FEMA設立に向けた提案です。
- 2015~2030 今後の活動予定と総括質疑 担当：根本 祐二
国連研究機関としての活動、震災復興PPPオンライン相談室について解説します。

記録系プロジェクト
災害関連リンク集

リサーチャーパートナー 松本承子

リンク集のねらい

「被災者」及び「被災自治体」を
含む全ての人に、散在する情報を
分かりやすく提供する。

発表項目

- 1 リンク集のねらい
- 2 リンク集作成プロセス
- 3 リンク集の概要と特徴
- 4 リンク集の評価・課題
- 5 まとめ(結論と今後)

リンク集作成プロセス(1)

★作業はすべてネット上で実施し、3日間で制作。

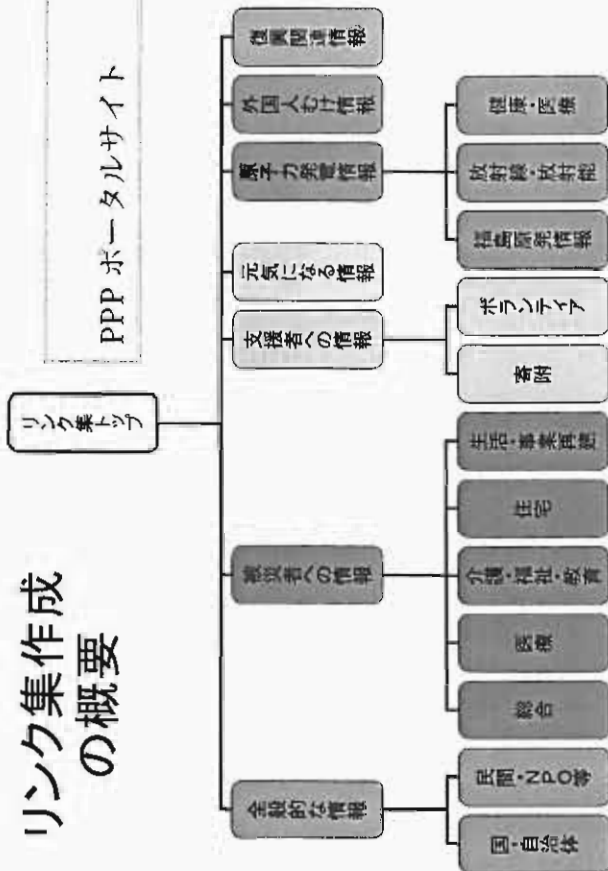
日程	作業内容
3月18日(金)	根本先生:リンク集制作者募集メール
3月19日(土)	リンク集制作メーリングリスト立ち上げ
3月20日(日)	リンク集完成
3月21日(月)	リンク集一般公開(大学院のHP) リンク集フォローアップ担当者募集
3月23日(水)	「復興関連」追加
4月6日(水)	リンク集フォローアップ作業開始
4月17日(日)	フォローアップしたリンク集公開

リンク集作成プロセス(2) ～制作者の役割～

- リンク集全体のコンセプト、デザインについて検討
- リンク集先の検証(リンクフリーであることの確認、公平性を欠くリンク先はないか 等)
- 他に必要なリンク先の追加
- 3グループに分かれた班編成で作成、検討
- Webへの掲載は根本先生が担当

5

リンク集作成 の概要



リンク集作成プロセス(3)

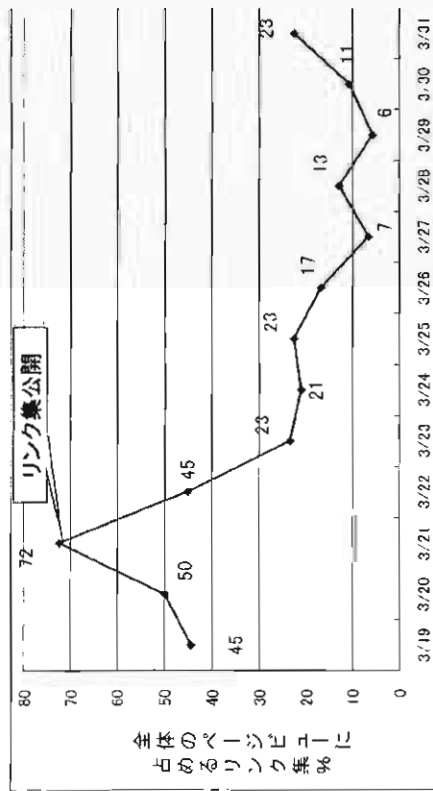
- 作成者の強みを活かして情報収集
- 主な情報源はネットから、新聞や雑誌なども活用
- 客観性・正確性のある情報を提供
(一部リンク先に許可を得る)
- メールの署名欄、ML、SNS (mixi, twitterなど)、友人など個別に周知

リンク集の概要と特徴

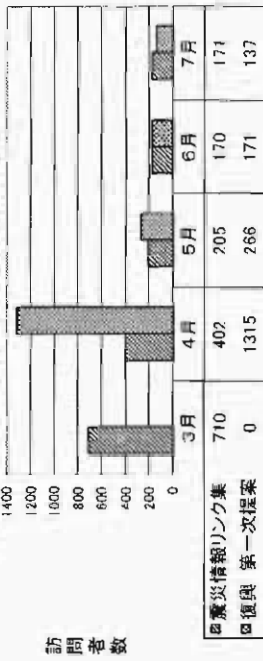
- 被災者と支援者の両方を対象とし、それぞれのニーズを想定
- 例) 震災弱者(障害者・外国人など)
- 災害関連情報が網羅的、精選
- 終了した活動について削除せず

<http://www.pppschoo.jp/>

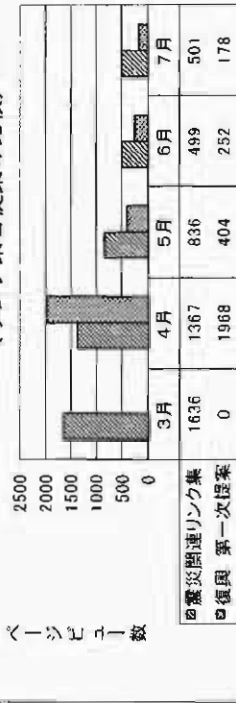
リンク集の評価 ～アクセス数～



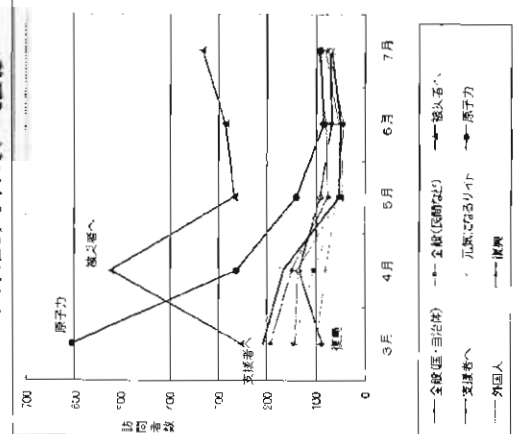
訪問者数の推移(リンク集と提案の比較)



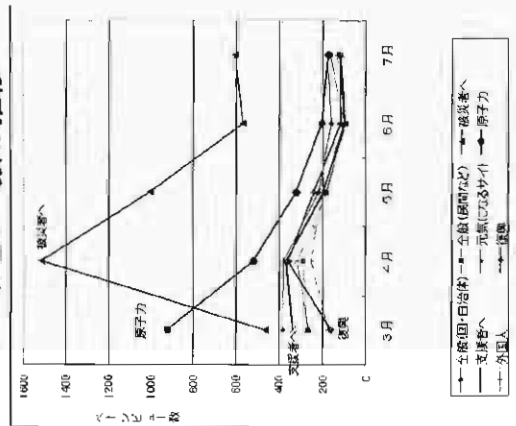
ページビュー数の推移 (リンク集と提案の比較)



リンク集訪問者数の推移



リンク集 ページビュー数の推移



リンク集の評価 ～利用者の声～

ネットが使えるので、情報を効率的に得られて助かった。
(被災地にいる卒業生)

被災者や支援活動者の参考となった。

政府が定期的に更新する公式情報が便利。
放射線量の最新データをいつも使っている。

介護や福祉の情報が散在して調べ切れなかったが、リンク集がポータル的に使えた。

外国人向けは来日した国連や元FRMA※の関係者に好評。

※ 連邦危機管理庁(Federal Emergency Management Agency)全米10箇所に地域事務所を配置

研究をまとめる時、参考にしている。

リンク集作成により得た結論

「明日の震災に役立つリンク集」の常設

- ◆ 平常時から、震災時に役立つリンク集が常設され、人々に周知されている。
- ◆ それぞれのリンク先が「明日の震災に役立つ情報」を管理している。

東日本大震災対応プロジェクト 1000日記録 ～1000days'Chronicle～

2011年8月1日
(発表者)
PPPリサーチパートナー
増井祐子

今後求められるリンク集

今後は、現在のリンク集を厳選・追加して、
『災害発生した瞬間から役立つリンク集』を目指す。

1 記録フォーマット

阪神淡路大震災

東日本大震災

関東・計画停電関連

NO.	URL	更新日時	更新内容
1	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
2	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
3	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
4	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
5	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
6	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
7	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
8	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
9	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
10	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
11	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
12	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
13	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
14	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
15	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
16	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
17	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
18	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
19	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生
20	http://www.earthquake-net.com/	2011/03/11	東日本大震災発生

2011年3月11日から2013年12月4日までの1000日を記録!

2 趣旨・目的

①なぜ大学院が震災対応に取り組むのか？

震災による被害を大きくした原因は、危機管理体制が構築されていなかったこと。過去の災害対応の正確な情報の蓄積と分析がなされておらず、経験が生かされていく。大学院として、後世の研究に生かせる正確で客観的な「形式別」を残すことで社会的貢献をはかる。

②1000日記録は何をめざすのか？

阪神淡路大震災の記録と対比し、工程管理することで抜け落ちを発見する。

③なぜ1000日なのか？

完全な復興には数年単位の時間を要する。長期的な視点が必要。

4 バックデータの作成

＜バックデータ版のカテゴリー＞
 ①政策（主に国） ②自治体 ③産業/金融
 ④社会インフラ ⑤生活インフラ ⑥原発関連

日付	項目	内容
5月18日	①政策	三原復興独立公署(区)
	②自治体	大阪府(府)
	③産業/金融	大阪府(府)
	④社会インフラ	大阪府(府)
	⑤生活インフラ	大阪府(府)
	⑥原発関連	大阪府(府)

例えば、5月18日の記事...

- ①【政策】(三原復興独立公署(区))
- ②【自治体】(大阪府(府))
- ③【産業/金融】(大阪府(府))
- ④【社会インフラ】(大阪府(府))
- ⑤【生活インフラ】(大阪府(府))
- ⑥【原発関連】(大阪府(府))

3 記録の内容

①情報ソースは？

- ・阪神淡路大震災 一日本政策投資銀行の報告書3冊
- 「防災型都市構造の確立への視点 一行政の役割を中心に(資料集) 一 平成8年3月 政策投資研究所」
- 「防災型都市構造の確立への視点 一阪神・淡路大震災における分野別重点の整理を通じて一 平成8年3月 政策投資研究所」
- 「阪神・淡路大震災全配線一被害の実態と被災後1年間の復興への取り組み 一 平成8年3月 大阪支店 地域開発企画部 設備投資研究所」

・京日本大震災 首相官邸、官公庁のwebサイト等、公的機関の発表内容。

②掲載の基準は？

形式的な発表を取り上げる。例えば、法律の成立や委員会の設置等。

5 記録の意義

①記録から見えてくることは？ 阪神淡路大震災との対比から考察

1) 教訓を生かされたこと

ex.

- ・インフラ、ライフラインの復旧
 京日本では、交通網、通信の復旧が早かった(阪神淡路では、復旧工事の順序による問題が生じた)。
- ・被災者生活支援の視点
 京日本では7日目に被災者生活支援特別対策本部設置、12日目で被災者生活支援各府省連絡会設置。
- ・財源手当の発想
 京日本では、8日目には特別交付税措置(被災者受け入れ経費)。
- ・各種機関・団体の提言活動
 京日本では、30日目までに主要団体が提言発表。

*被害の速いや経済の停滞、時代背景等から結果に比較できないこともある...
 *京日本大震災...広域、県別、自治体間の損失、地理的條件、政策など。
 *社会の関心の継続
 阪神淡路では社会の関心が年々弱まった。京日本では、阪神淡路や被害が酷いところ、また、関心を持ってもらったこと的重要性を認識し許す努力も見受けられる。

5 記録の意義

2) 教訓を生かしていないこと（対応の遅れ）

e.x.

- ・ 震災初期区域の指定
 阪神淡路は発災後16日目に「震災被害法第84条」で指定、東日本では29日目に宮城県のみが指定。しかし、43日目には「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村における震災被害の特例に関する法律」で指定可能に。
- ・ 復興法案の成立
 阪神淡路は39日目に復興の基本方針及び相関に関する法律、被災市町村復興特別法案が成立、東日本では102日目に復興基本法が成立。
- ・ 現地対策本部の設置（国）
 阪神淡路では6日目に設置。東日本では、現在検討中。阪神淡路では、早くから国、県、市町が連携した現地即发型で対応し、状況に合わせて変遷していった。
- ・ 自治体の復興基本方針の発表
 神戸市・西宮市15日目、石巻市48日目、仙台市82日目にビジョン。

3) 今後何が起こりそうか

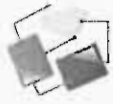
- ・ 高度自治体の災害復興計画の策定
 宝塚市162日目、川西市・尼崎市164日目、神戸市165日目に発表。
- ・ 自衛隊の全面撤退、仮設住宅の完工、避難所の撤収...

まだまだプロジェクト進行中！

東日本大震災対応プロジェクト
1000日記録
～1000days Chronicle～

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻ホームページより入れます。
<https://www.pppschoo.jp/>

お気づきの点は以下のアドレスまでお問い合わせします。
ml-ppp@toyo.jp



Gunder

震度6以下で発生した重大事象リスト

平成23年8月1日

発表：菅野元衛

目的

震度6以下の震度だった地域の建物・インフラの被害情報を収集
津波被害の影で目立たない地震動による被害情報の集約と提供

方法

報道やHPの関連情報をリスト化・HPで公開
メンバーが随時情報を追加

主な被害状況

【調査範囲】

■ホール

- 九段会館(築77年 震度5強)天井崩落 2名死亡
- ミュージアム川崎(1997席 築年 震度5弱)天井崩落
- 習志野市民会館(築年 震度5強)天井崩落
- ※天井崩落は、せんだいメディアテーク など多数

■公立学校

何等かの被害 6,434校 うち建物被害6,250校

建替えや大規模復旧工事が必要 202校

文部科学省 平成23年6月8日 資料による



ミュージアム川崎 屋根ニュースより

設計技術力の老朽化について

■建築物の耐震設計基準の変遷

1950年	建築基準法施行	許容応力度設計(旧耐震) 『強度型』の構造基準
1968年	十勝沖地震	
1971年	建築基準法施行令改正	帯筋基準強化など 『強度型+一部粘り強さ』
1978年	宮城県沖地震	古い建物ほど 拙い技術力の建物
1981年	建築基準法施行令改正	新耐震 『強度型+粘り強さ』
1995年	阪神・淡路大震災	
1995年	耐震改修促進法	耐震指標(Is値)による耐震性判定 『強度型+粘り強さ+物理的劣化』
2000年	建築基準法及び同施行令改正	限界耐力計算が可能となる

設計技術力の老朽化について

■耐震基準と震度について

◎住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)

耐震等級：地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ

- 等級3:きわめて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力の1.5倍の力に対して、倒壊、崩壊しない程度
- 等級2:きわめて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力の1.25倍の力に対して、倒壊、崩壊しない程度
- 等級1:きわめて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力に対して、倒壊、崩壊しない程度……建築基準法相当

構造躯体：柱、はり、筋交いなど

倒壊、崩壊しない程度：人命が損なわれるような壊れ方をしない

きわめて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力:

東京を想定した場合、数十年に一度発生する力は震度5強程度、数百年に一度発生する力は震度6強から7程度に相当する。

非構造部材、多様な被害形態、数百年に1度が起こりえることへの考えが希薄では

被害の傾向

■構造部材が損傷した被害は、老朽化した建物に集中

老朽化＝物理的な老朽化+設計技術力の老朽化
(古い耐震基準による耐力不足)

■非構造部材の損傷による大きな被害の発生

天井落下による死傷事故発生

■地盤の被害が広範囲に発生

震災5周年でも旧河川・沼沢や湖の埋立帯で発生

今後について

- ① 新たな技術開発
 - ・ 高性能部材、設備、機器等の開発・改良
- ② 法制度の整備
 - ・ 資機材、設備、機器等の安全性・耐久性の向上に関する制度づくり
- ③ 公共施設の早急な安全確保
 - 耐震改修の促進・建替え
 - ・ 庁舎や教育機関、保健福祉施設は耐震改修
 - ・ 既に方針を出す自治体あり(千葉県、宮城県、群馬県など)
 - ・ 資料等 早急の耐震改修促進作業緊急提言(現在73.3%)
 - 施設の移転
 - ・ 余震値の高い既存施設の活用
 - ・ (有明市、鎌倉市、おつ市の市庁舎など)
 - 円滑・迅速な耐震化事業の実施
 - ・ 危機判断の迅速と緊急度の公正な判断、飛躍なく事業を遂行
 - ・ 進捗市庁舎別
 - ・ 進捗市庁舎別
 - ・ 公共施設マネジメントに結びつき、有機的な計画を策定
 - ・ 公設民営により、負担を抑制しつつ、稼働を確保

公共施設マネジメントについて

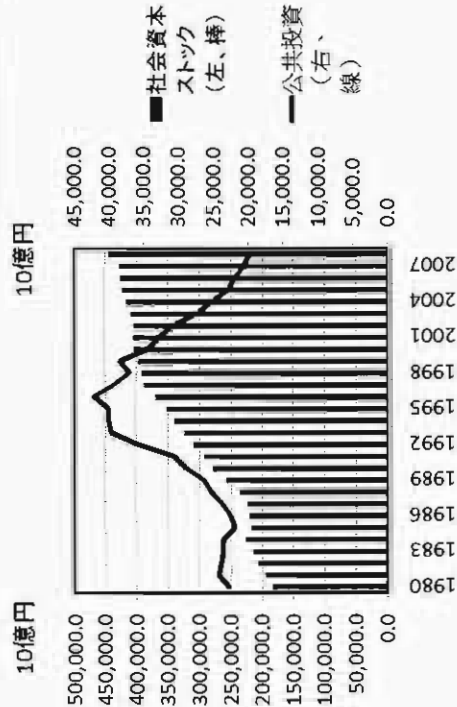
「まずは現状を知ること」

- ① 公共施設はどのくらいの量があるのか
 - ・ 各所管部課で管理されていることが多く、必要であるとの判断と、予算があれば建築が行われてしまう。
 - ・ 建物を一元管理している部署を設置している自治体はごくわずか。
- ② どのように使われているのか
 - ・ すべての建物を建替え又は補修するには多大な費用がかかる。
 - ・ 本来に必要な建物を、効率的に利用することを考えた上で、計画を立てる必要がある。
- ③ 配置状況
 - ・ 市町村合併、少子化、人口減等で空きのある施設が増加。
 - ・ 統廃合は住民の反対等もあり、なかなか進まない。
 - ・ 建物はあくまでも行政サービスのための手段であり、重要なことは行政サービスの「機能」を維持すること。
 - ・ 施設の複合化
 - ・ 庁舎等空きスペースの民間利用促進 等

更新投資計算ソフトを用いた 復旧費用計算ソフト

2011. 8. 1
東洋大学PPP研究センター

老朽化と更新投資の必要性



増える社会資本ストック、減る公共投資
＝増える更新投資、減る予算→定量的に把握するの必要

計算内容 1 建築物

1 建築物

	民間住宅 全壊・半壊・流出・水・床下浸水・一全壊・半壊	民間住宅 床上浸水・床下浸水・一全壊・半壊	民間非住宅 7000	公共建築物 1500
棟数	25000	7000	1500	
平均床面積	86	86	634	
物理量種類	延床面積	延床面積	延床面積	延床面積
物理量単位	m ²	m ²	m ²	m ²
一部の場合の係数	1	0.3	0.3	
対応必要量	2,150,000	180,600	285,300	
復旧単価(千円)	270	270	270	270
復旧金額(百万円)	500,500	48,762	77,031	0

←棟数を入力

←建築着工統計(民間住宅、民間非住宅)最近5年平均。市区町村別に把握可能。

←仮置(実情に応じて加減算可能)

←公共建築物は復旧すべき延べ床面積を直接入力

←一般ソフトと同じ単価設定

計算内容 3 電気、通信、ガス、鉄道、港湾

3 電気、通信、ガス、鉄道、港湾

	電気	通信	ガス	鉄道	港湾
復旧金額(百万円)					

←復旧金額を入力

合計

	民間	公共	官民計
復旧金額	792,450	0	792,450

計算内容 2 道路、橋りょう、上水道、下水道

2 道路、橋りょう、上水道、下水道

	道路	橋りょう	上水道	下水道
物理量種類	面積	面積	配管距離	配管距離
物理量単位	m ²	m ²	m	m
対応必要量				
復旧単価(千円)	20	400	100	100
復旧金額(百万円)	0	0	0	0

←対応必要量を入力

←一般ソフトと同じ単価設定

東日本大震災被害額の推計(内閣府6/24)

項目	被害額(兆円)
建築物等(住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等)	10.4
ライフライン(水道、ガス、電気、通信・放送施設等)	1.3
社会基盤施設(河川、道路、港湾、下水道、空港等)	2.2
農林水産関係(農地・農業用施設、林野、水産関係施設等)	1.9
その他(文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等)	1.1
総計	16.9

ソフト公開

本日(2011. 8. 1)より、下記より自由にダウンロード可能。(今まで、更新投資金額計算ソフト部分は、事前登録制だったが、この機会に開放する)

<http://www.pppschoo.jp>

ひとまず暫定版として公開するが、利用者の意見や要望を踏まえて逐次改善していく予定。

目次

1. 震災復興へのPPPの必要性と活用分野
2. 現状認識—“高まる期待と進まぬ現実”
3. 震災復興へのPPP活用のための3つの提案
4. 「PPPリエゾン機能」のイメージ
5. 「PPPリエゾン機能」の組織案
6. おわりに



東洋大学大学院
経済学研究科公民連携専攻

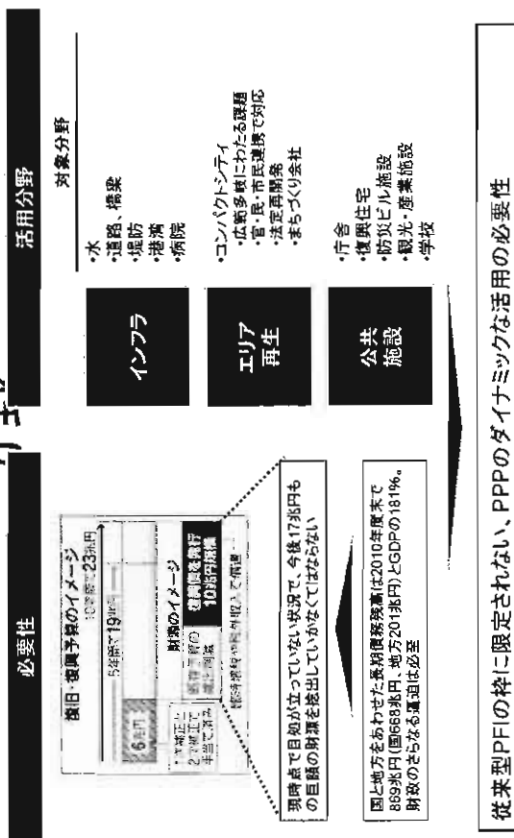
震災復興へのPPPの活用について

平成23年8月1日

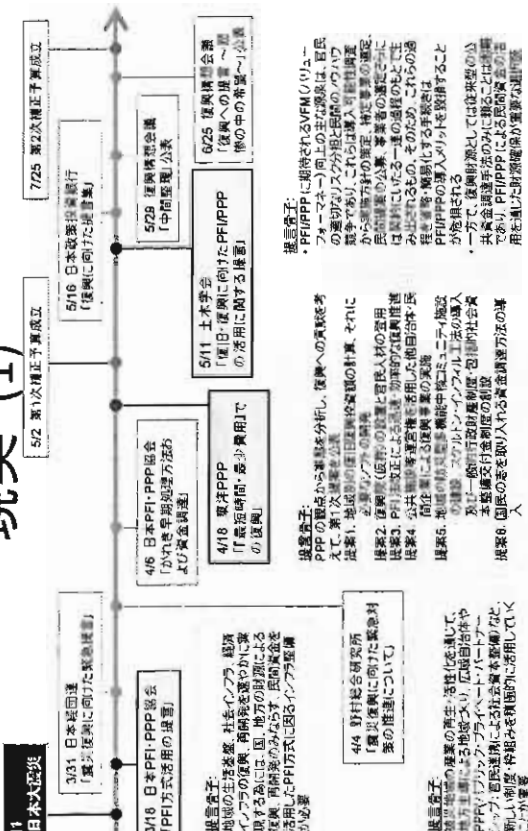
東洋大学大学院 経済学研究科
公民連携専攻 金谷隆正ゼミ

発表者：加藤 聡

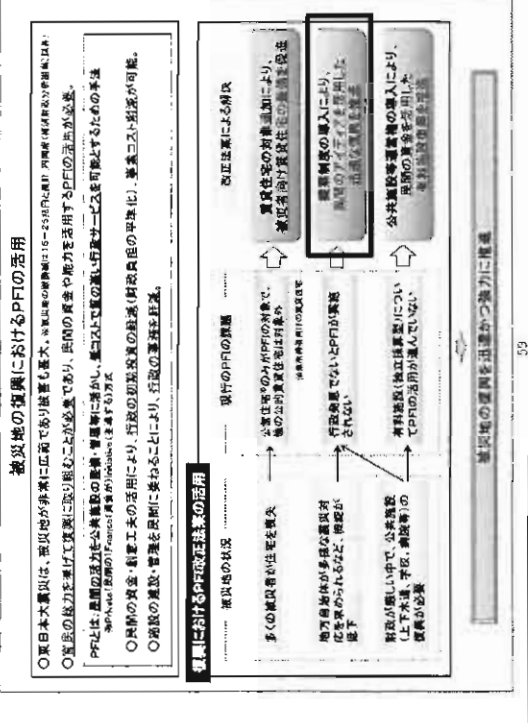
震災復興へのPPPの必要性と活用分野



現状認識—“高まる期待と進まぬ現実”(1)



改正PFI法—震災復興へのPFIの活用



現状認識—“高まる期待と進まぬ現実”(2)

PPPIに対する高い期待

震災復興の記者で、PFI/PPPが活用された記事の件数
(注: 日本経済新聞、期間: 3月11日～7月21日)

まだ、本格的な公民連携・PPPに関する具体的な動きは見られない

PPPIに対する高い期待

震災復興では、国の予算が優先的に配分され、十分な予算が確保されたと信じられている中、地方自治体の関心は、国の予算をいかに獲得するかにかかっている。地方自治体の財政状況等から持続可能性は低く、根本的解決策にならない

地方自治体側に、PPPに取り組み始めるだけの人的リソース、実績、能力・ノウハウが不足

⇒ サポート・支援体制があれば解決可能

PPPI活用の効果が見込めるような適当な案件が現時点で見当たらない

⇒ モデルプロジェクトの実施により効果の確認は可能で、効果があれば拡大することできる

震災復興へのPPP活用のための3つの提案

提案① PPPリエゾン機能の設置

公共側のニーズと民間側のノウハウをつなぎ、効率的かつ効果的なPPPの実施をコーディネートする「リエゾン組織」を設ける

リエゾン組織は県単位の設置し、各県下の市町村における復興PPPの検討・導入を業務面からサポートする

提案② PPPモデルプロジェクトの実施

震災復興においてPPP導入が有効であることを示すようなPPPモデルプロジェクトを立ち上げ、実施する

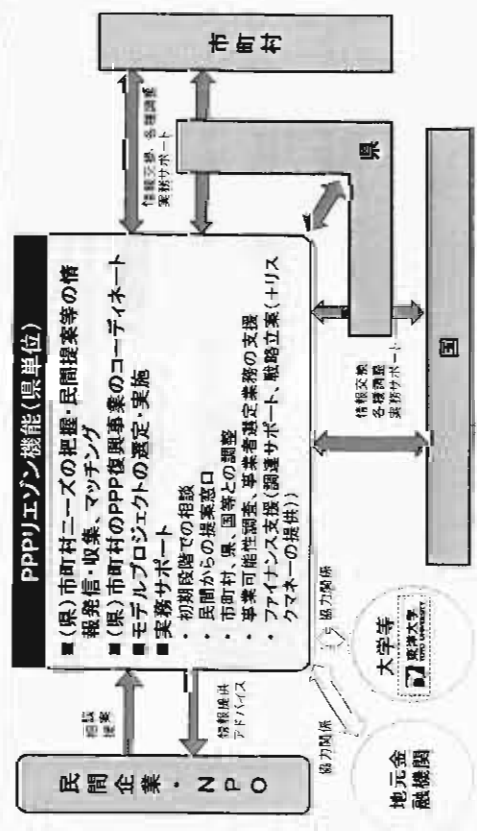
実施後の効果を検証し、その結果を他の地域にも水戸展開する

提案③ PPPモデルプロジェクトを踏まえたPPPの更なる展開

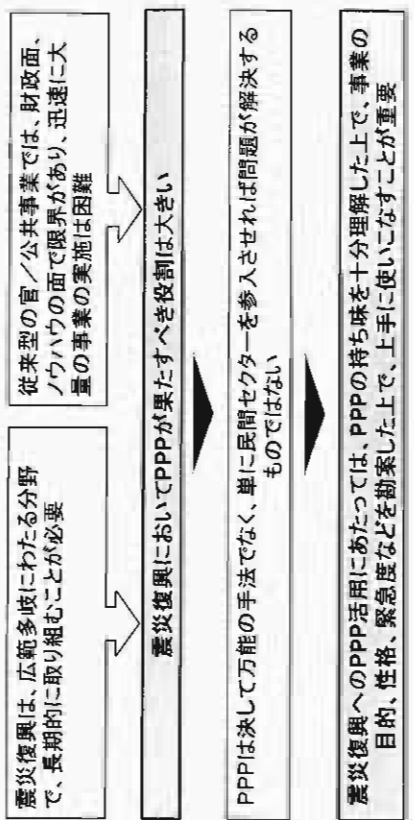
PFI法改正の動きと重なりPFIが目玉されがちだが、PPPには、多様な制度・手法がある。これらの特徴を十分理解し、幅広く柔軟に活用することが重要

「PPPIリエゾン機能」のイメージ

PPPIによる復興支援のコーディネーター役(ワンストップサービス)を担う組織



おわりに



PPPが、未曾有の大災害に直面した東日本の復興を力強く支援すると共に、我が国のPPPにとって、この復興事業での成功が、大きな飛躍の転機となることを確信しています

「PPPIリエゾン機能」の組織案

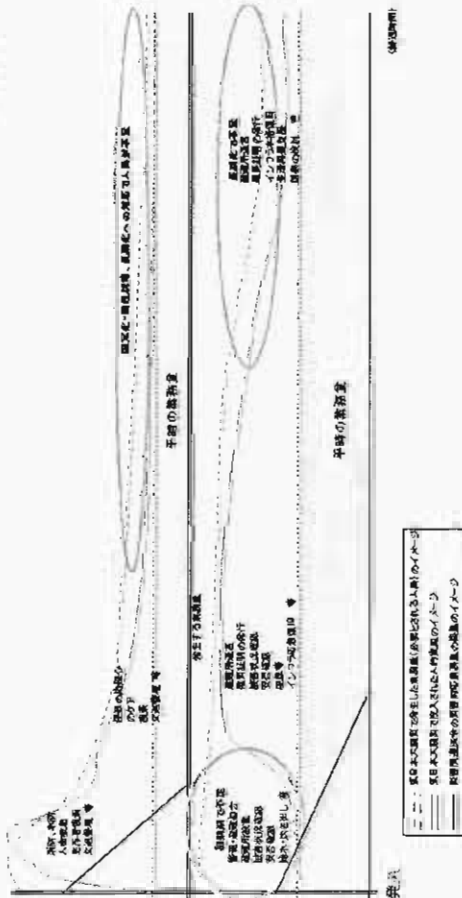
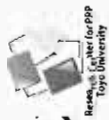
会社名	組織	設立	事業内容	代表者	資本金	総資産	主要株主	特徴
株式会社	株式会社	2003年4月16日(07年3月15日株)	事業の再生支援	菅原 真(代表取締役社長CEO)	505億07百万円(06年3月31日時)	4342億72百万円(06年3月31日時)	日本国(67.9%) 復興基金(10.0%) 民間企業(22.1%)	● 特別指定法に基づき設立 ● 復興期間は10年間の長期的な組織 ● 出発は、当該国を中心に事業の展開 ● 人材は、当該国の出身者で構成 ● 生きた事業内容 ● 初期段階での相談 ● 民間からの提案窓口 ● 市町村、県、国家との直交 ● 再生支援事業の一環として、PPP復興事業の支援
株式会社	株式会社	2009年7月27日	投資ファンド事業	菅原 真(代表取締役社長)	400億500万円(10年3月31日時)	809億7600万円(10年3月31日時)	日本国 日本投資銀行 復興基金の中央直交 ほか企業16社、個人2名	● 事業活力の再生及び産業振興の策 ● 新に開する特別指定法(再生法)に基づき設立された復興基金の投資 ● ファン、投資期間は10年 ● 投資は、当該国の出身者で構成 ● 生きた事業内容 ● 初期段階での相談 ● 民間からの提案窓口 ● 市町村、県、国家との直交 ● 再生支援事業の一環として、PPP復興事業の支援



被災地支援(自治体-自治体の連携)

東洋大学PPP研究センター
視察調査 第1回(4月28日~5月2日)、第2回(7月1~3日)

業務量と経過時間のイメージシ



応援にかかる費用の財政負担

財政負担への不安

今回の震災での支援は、災害救助法の枠組みではなく、独自に進めている。どこまで国が負担してくれるのかわからない。

支援する側は人道支援的な意味合いを持ってやっている。実際に被災県に求償することはないのではないか

元々財政力が弱いのが、応援協定に基づき支援している。いつまで続けられるか...

総務省の見解

- ・救助法に基づいて行われた救助事務は全て求償してもらえば持ち出しはない
- ・救助事務以外でも応援にかかった費用については、各県に調査を行い、認められるものについて一定の算定率で特別交付税で充当する
- ・「バックアップ経費」を特別交付税の対象とすることを検討している

安心して支援できるか？



制度上:
 ・災害救助法に規定される「救助」は被災県に求償できる
 ・「救助」以外の支援活動は、実施後に各県に「調査」を行い、かかった費用に対して一定の算定率で補てんされる
 ・「災害」は短時間で終息する前提

実態:

- ・支援団体は、被災県に対して求償しないケースも多いらしい
- ・「押し掛け」型の支援が機能した
- ・あまりに基大な被害のため、制度上に想定されていない多様な支援が行われている

(現在の検討)

「バックアップ経費」を制度上規定するか



想定外の支援

「救助」以外の支援
 ※被災県に求償

災害救助法
 「救助」
 ※被災県に求償

被災自治体と応援団体のマッチング

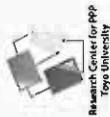
偶然に任せたマッチング

・今回はたまたまDMATの活動を見聞きした近隣市から応募を要請された。もともとスムーズに被災地に入るために、国などがマッチングする機能を持って欲しい

総務省の見解

- ・長期的の職員派遣のスキームをつくり、被災地の要望を聞いて派遣をしている
- ・どの自治体がどこ自治体を支援するかは自主性に任せている。地方分権の流れの中で、国が押しつけるのはそぐわない

制度・体制の課題

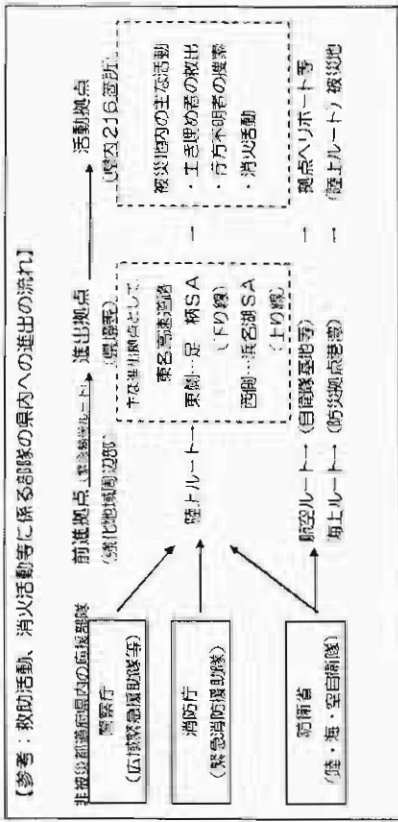


- 災害救助法における市町村の権限明記
- 特別交付税の適用範囲の拡大(明記)、財政措置の弾力的運用
- 地域防災計画において「後方支援拠点」「広域拠点」等を明示させる
- 物流ルート、ノウハウの確保検討と、地域防災計画への位置付け
- 情報・通信、データのバックアップ等
- 災害発生後のフェーズによる必要とされるスキル・人数の明確化
- 「支援を受ける(受援)」「近隣を応援する」ことを想定した体制の検討、訓練の実施
- 迅速な被災自治体—支援自治体のマッチング機能の不足／支援する自治体のメリットは？
- 平時からの関係構築

「応援」と「受援」



- 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」(2005年4月)



県内の応援体制強化：兵庫県



- 県の被災市町への支援強化(応援協定、連絡員、支援チームの派遣 等)
- 県内市町間の連携強化(相互応援協定、情報共有、標準化 等)

地震災害対策計画・災害応急対策計画(平成19年度修正)

- 県の市町に対する支援体制の強化
 - ① 県は、大規模な地震発生後、被災市町を支援するため、災害時に必要に応じて市町へ連絡員や支援チームを派遣し、情報収集や調整等に当たる仕組みを整備すべきである。その際には、連絡員に頭雁な役割と連絡手段を与えて派遣することが重要である。
 - ② 県及び市町は、災害時に被災市町のマンパワーが不足することを考慮し、市町OJや情報ボランティアの活用などの方法により、市町の情報発信を支援するしくみを検討すべきである。
 - ③ 県は、避難勧告発令などの対策決定に関して専門的な助言を行う防災アドバイザーの制度を整備すべきである。
- 市町防災体制の充実強化
 - ④ 市町間相互の連携強化を図るため、市町は平時から災害対策本部の専務分担等に係る情報を共有するとともに、規模の違いはあるものの、可能な限り市町や所管事務等の連携強化が望まれる。

多重・多面的な支援構築を



- 短期間の人員不足を充足できるのは近隣
- 県内の自治体間の協力体制
- 県と被災自治体との連携
- 地理的特性等を考慮に入れた他都道府県との連携
- 防災協定を有効に機能させるための取組みの義務付け(人的交流、情報共有、合同防災訓練など)



慶応大学大学院
経済学研究科公取連携専攻

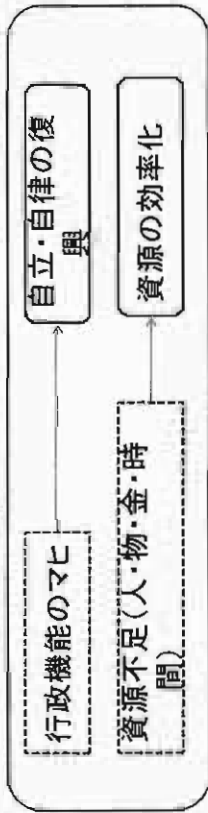
復興チームビルディング

ゼロからチームを立ち上げるための
「0→1テンプレート」公開と
チームビルディングよろろず相談室開設

2011. 8. 1
清水義次ゼミ

なぜ、「復興チームビルディング」なのか①-1

1. チームの存在意義



自助から共助による復興

活動主体のチーム化

活動の即効性・効率性、活動の信頼性、活動の自主性の向上

(意思の統一、財産の保有 など)

株式会社、NPO、権利能力なき社団など活動内容、規模、期間に見合った組織

だれが避難所のトイレを掃除すべきか？



× 非被災者がやってあげる。援助漬け
→ 被災地の自立のお手伝いしかできない

い

なぜ、「復興チームビルディング」なのか①-2

2. 復興は簡単ではない

被災していない地域からの代替調達 (経済活動を止められな
い)

→ 販売先(すなわち市場)を失っているのが現実か

被災によるB/Sの悪化

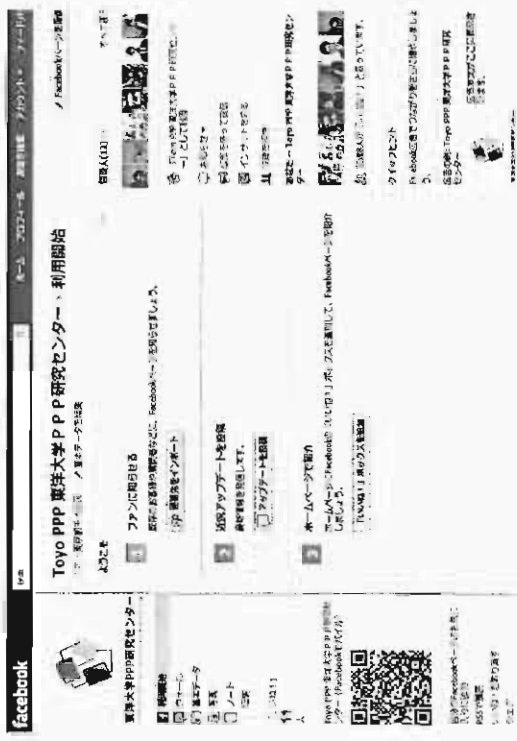
→ 再建のための経営環境は厳しい
地域のプレーヤーが「被災前通り」に
個々に動いても、面的な広がりをもつ
て再生できない恐れあり

経営体(企業、農業・漁業事業者)のB/S	負債
	純資産

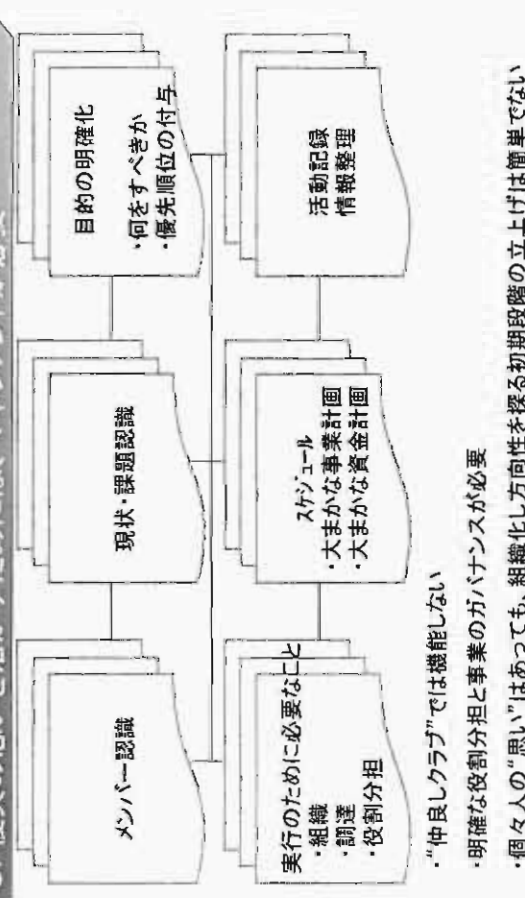
↑ 被災

地域の行政(官)、企業(民)、NPO・NGO、市民が連携した「復興のチーム」を作り、機能させることが肝要と考えた

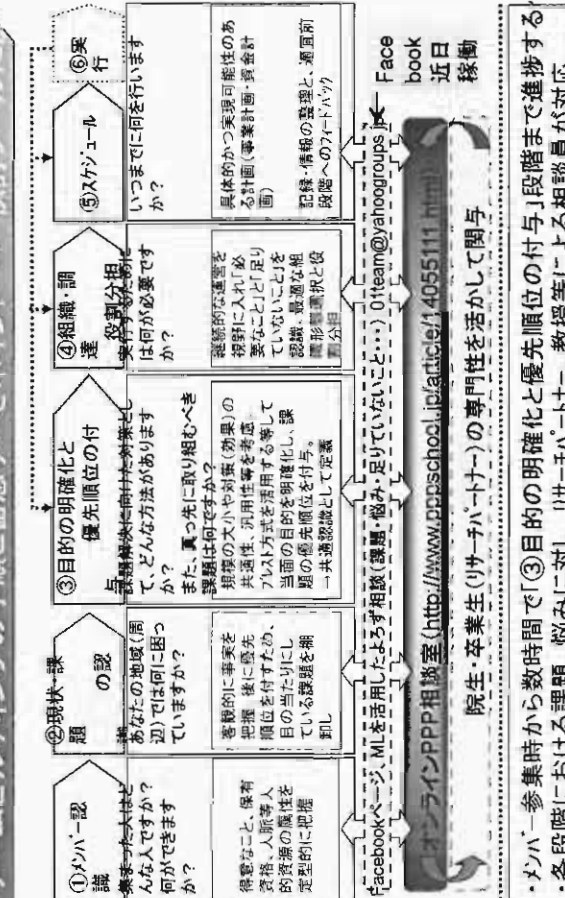
Facebookによる「0→1テンプレート」配信とよろず相談イメージ



なぜ、「復興チームビルディング」なのか②



復興・復興におけるチームビルディングと相談体制



最後に

「自立」すべきは被災地だけではない
全国各地、どの地域でも目指すは「自立」
地域・まちの関係者が集まり、「自立」への一歩を踏み出そうとするとき、「0→1テンプレート」は活用できます

復興チームビルディング 「0→1テンプレート」

①集まった人はどんな人で 何ができますか？

氏名	得意なこと・保有資格
清水さん 男	水産物加工工場経営
依田さん 女	PTA役員
力武さん 男	商店主
宮本さん 男	町内会役員経験者

相談先 Facebook: 01team@yahoogroups.jp 91

チームビルディングの基本ルールを作ろう！

(例えば)

1. 参加自由。
2. 自分ができる役割を、できる範囲でやる。
3. チームを抜けた人は、頑張っている人の足を引っ張らない。

②あなたの地域は何に困っていますか？

(例えば)
・仕事がない

・お店が流された

・がれきが片付いていない

・従業員が被災した

・人が集まらない

・家族の介護

④-3 どのような組織で実行しますか？

(例えば)
株式会社
NPO
LLP

相談先 Facebook . 01team@yahoogroups.jp 97

実際に活動してみよう

- ・小さなことでもいいので、
まずは活動してみましょう。
- ・小さな成功が大きな成功につながります。

相談先 Facebook. 01team@yahoogroups.jp 99

⑤いつまでに何を行いますか？

2週間後

1カ月後

2カ月後

3カ月後

半年後

1年後

相談先 Facebook . 01team@yahoogroups.jp 98

日本における防災体制への提言 ～日本版FEMA設立に向けた提案～

平成23年8月1日

東洋大学大学院
経済学研究所 公民連携専攻
田淵ゼミ 日本版FEMA研究チーム

日本の防災体制の現状と課題

■現状

- ◆災害対策に関する法律は「災害対策基本法」(昭和34年制定)
- ◆防災任務に当たるのは市町村。都道府県や国は市町村を支援。
- ◆防災に関与する中央省庁は多岐にわたる縦割り組織。

■課題

- ◆市町村は公務員数削減により、防災機能の維持が困難
- ◆指揮系統が複雑化し、国、地方レベルの防災連携が不十分。

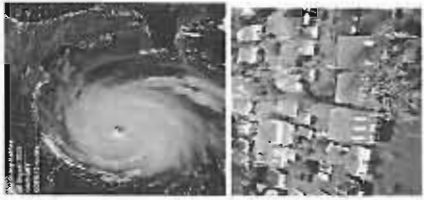
【東日本大震災から見えた課題】

- ◆自治体機能が喪失し、防災機能そのものが機能不全に陥る
 - ◆国、自治体は個々にできる最大限の支援を実施
- ⇒全てが効率的だったか？

防災に関する現行法と体制が課題

アメリカの連邦危機管理庁 (FEMA)

- ◆1979年、危機管理に関する6組織を統合し、FEMAを設立。
- ◆1988年、スタフォード法(災害支援法)施行。活動を一体的に法的に支援。
- ◆2002年、FEMAを国土安全保障省(DHS)に統合。
- ◆2005年、ハリケーン・カトリナによる甚大な被害が発生
ホワイトハウスは、連邦政府と地方政府の連携の不十分さを指摘。
- ◆2006年以降、ハリケーン・カトリナでの失敗を教訓に、国家危機管理システム、国家対応計画等を改訂し、現在に至る。



ハリケーン・カトリナによる被害

元FEMA危機管理専門官 ポスナー氏の意見

■危機管理のポイント

「適切な職員数」、「十分な予算」、「強いリーダーシップ」

■日本の防災体制の欠陥

- ◆包括的で具体的な国の災害対応計画がない
- ◆危機管理の常駐人員が少ない(人事異動の弊害)
- ◆関係機関が個々の災害活動や能力を把握していない
- ◆危機管理のための訓練体制がない

アメリカの連邦危機管理庁 (FEMA)

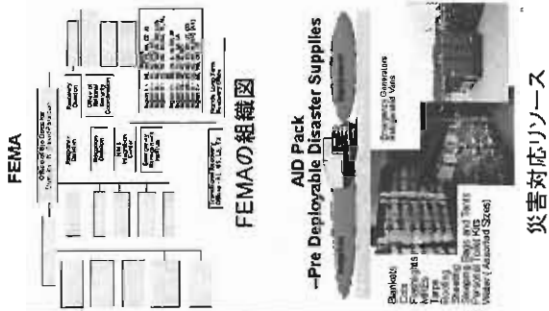
- ◆主たる役割は自然災害への対応
- ◆総合的システムに基づき諸活動を実施
- ◆長官による一元的な指揮系統
(大統領が任命権者)
- ◆長官の資格要件は危機管理等の能力・知識と5年以上の実績
- ◆本部(ワシントンDC)と10地域支局を設置
- ◆十分な職員数(3500名以上)
- ◆常勤職員8000人と臨時職員10000人を雇用できるほどの十分な予算
(いつでも使用可能、10.5億\$, 2011年)
- ◆法的裏付けは「スタフォード法」¹⁾



FEMAの本部、地域支局配置

アメリカの連邦危機管理庁 (FEMA)

- ◆ FEMAと他機関との関係は州、地方、民間の後方支援と指示(オーケストラの指揮者)
- ◆ 軍は基本的に国防を目的としているため、災害支援のための最終オプションとなる。
- ◆ 附属機関である防災研究所が、関係機関への教育・研修プログラムを用意して危機管理教育を実施。
- ◆ 危機管理ポータルサイトを立ち上げ、民間企業、一般市民、子供を対象に災害に関する各種情報提供も行っている。

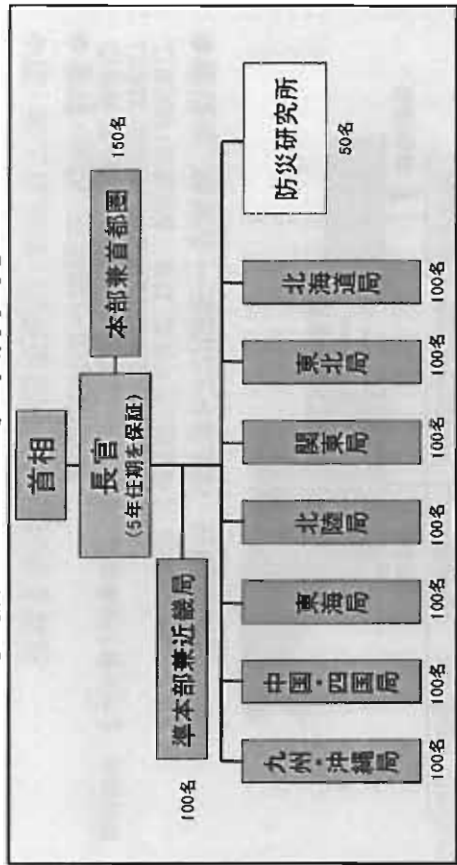


災害対応リソース

我々が提案する日本版FEMA

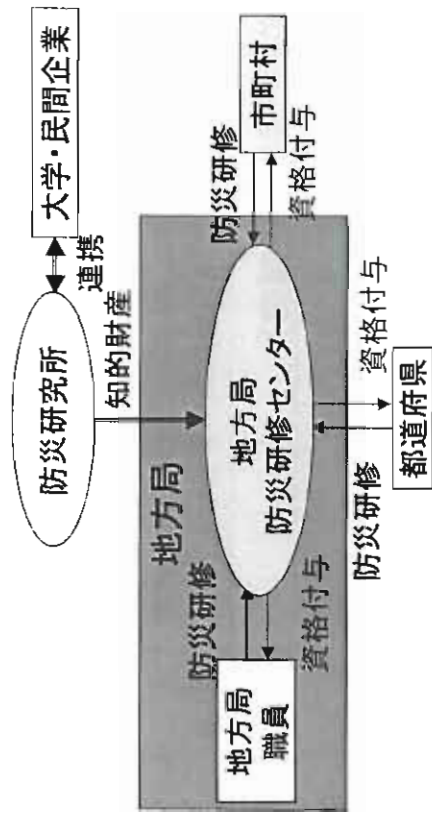
- ① 災害時における一元的な指揮系統を有し、被災地からの要請・相談窓口となる首相直轄の独立組織
- ② トップは政治家ではなく危機管理専門家が保証された5年の任期で就任することで政治リスクから解放
- ③ 十分な人員と予算を確保
(職員は新規採用ではなく国、自治体からの出向)
- ④ 危機管理に関する全ての資源(人員、物資、予算)を動員・配分する権限および全ての活動主体(国、自治体、民間企業、NPO・NGO等)の役割分担の調整する権限を有する。
- ⑤ 責任と権限は法令で明確化される
- ⑥ 平常時には危機管理のプロを養成するため教育・訓練や緊急時のための資源管理を行う。

日本版FEMAの組織体制



- ◆ 9つの地方局と防災研究所で構成
- ◆ 職員は国、自治体からの出向者で1000名を確保
- ◆ 首都圏が被災した場合準本部兼近畿局が指揮権をもつ

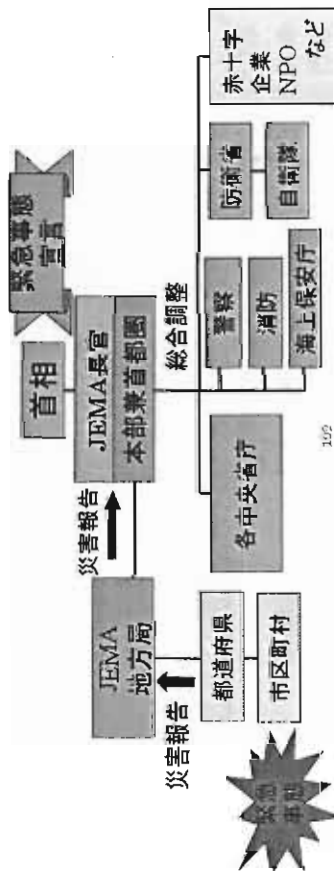
防災研究所と地方局防災研修センター



地方局に設置する研修センターで国・地方自治体職員、民間人を対象に教育・訓練および資格認定を実施

日本版FEMAと他機関との関係(発災～復興時)

- ◆国、地上自治体、民間企業等の総合調整を実施
- ◆警察・消防・自衛隊への出動要請
 - 警察:国(国家公安委員会、警察庁)、都道府県公安委員会に報告の上、出動要請
 - 消防:消防庁に報告の上、広域自治体に出動要請
 - 自衛隊(災害派遣):首相、防衛大臣と協議の上、出動を命令
- ◆義援金、物資を一元的にとりまとめ、分配を決定



109

PPPの活用方法

- ◆大学、民間企業と連携した教育研修プログラム開発と講座開設
- ◆民間企業と連携した防災対応組織の構築
- ◆民間ノウハウを活用したIT支援ネットワーク・情報システムの構築
- ◆自治体相互による危機管理シェアードサービス

日本版FEMA設立にあたっての留意事項

- ◆総合調整、予算配分など防災に関する全ての権限を掌握する
 - ⇒ 外部機関によるガバナンスが必要
- ◆外部機関は党代表、経済界・国民代表、学識者等から10名選出
- ◆設立にあたっては権限移譲等に関わる法律の整備が必要

111

平常時～復旧・復興時の業務

■平常時

- ◆防災、危機管理に関わる研究・教育
 - 防災講座の運営、国家資格審査、訓練の企画・実施、被害分析など
- ◆包括的な危機管理システムの構築
 - 災害時応援協定、人材確保、災害対応インフラの整備、広報活動など
- ◆救援物資、避難所候補等に関するデータ管理と配備計画

■災害発生時(救援時)

- ◆発生時の対応
 - 災害の状況把握、規模の認定、損害の評価・分析
- ◆被害の緩和
 - 避難、救助・救援活動の調整、避難所の選定・開設など

■復旧・復興時

- ◆復旧・復興計画策定、義援金・予算の配分、雇用確保、金融支援、広報活動など

東洋大学PPP 震災関連活動 今後の計画

2011. 8. 1

国連認証機関として研究成果を世界に還元

- 背景
 - 2011.7 東洋大学が国連PPPイニシアティブのPPP研究機関として認証される(世界初)。
 - 「危機管理とPPP」の研究を期待されている。
- 対応
 - 研究成果の還元
 - 本発表会及び今後のフォローアップ(日本版FEMAなど)
 - 公民連携白書(11/11予定)
 - 東洋大学PPP研究センター紀要(12/3予定)
 - 国内、アジアでの実践
 - 本学キャンパス立地自治体間の研究(12年度予定)
 - アジアPPPインスティテュート(11/11設立予定)
 - 国連視察団・国連国際防災会議(2015)の誘致

主に、被災地の自治体の職員のために設けました。

相談料は不要です。

民間企業、NPOの方のお問い合わせも可能です。

「公共施設・インフラのマネジメント」、「まちづくり」などのお問い合わせをお受けします。

お問い合わせには、24時間以内にご連絡いたします。

お名前(姓名)のみ	半角でお入力ください。
メールアドレス	
団体名(必須)	(例) ○○県○○町、株式会社××
ご質問の分野(必須)	<ul style="list-style-type: none"> 被災復興のためのPPP・PFI・協定整備などの活用について 被災復興のためのまちづくりについて 公共施設・インフラの老朽化やマネージメントについて(被災地以外の方のご相談もお受けします) その他
内容を入力してください(必須)	※2500文字以内でお願いします

内容をご確認の上、よろしければ下記ボタンをクリックして下さい。

お問い合わせ

震災復興PPPオンライン相談室

- 背景
 - 復興の本格化とPPPへの期待。
 - 「PPPは面倒」→ノウハウがないと使えない実状。
 - 先行している類似例の紹介や、地域の実情に合わせた解説によって、多くの不安は解消するはず。
 - 対応
 - 「震災復興PPPオンライン相談室」の開設
 - 「PPP・PFI・指定管理など」、「まちづくり」、「公共施設・インフラのマネジメント」、「その他」
- <http://www.pppschoo.jp/article/14055111.html>



Toyo University
125th
Anniversary

2011年度 研究成果発表会

2012年2月2日(木)

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻

PPP 研究センター

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

< 次第 >

- 18:30 開会
- 18:35 「明日起きる災害に備えるサイト」 小河 智佳子 (6期生)
- 18:50 「1000日記録」 宮本 恭嗣 (5期生)
- 19:05 「遠野市を題材とした後方支援拠点検討」 藏田 幸三 (3期生)
- 19:20 「ウッドペレット発電の可能性」 金 志煥 (6期生)
- 19:35 「板倉町 地域再生支援プログラム」 関根 浩貴 (6期生)
- 19:50 「フィリピン APPPI キックオフプロジェクト」 高野 元秀 (6期生)
- 20:05 「全国自治体別公共施設延床面積データ」 岡田 直晃 (3.5期生)

災害リンク集

明日起きる災害に備えるサイト

松本承子(RP) 塩澤和輝(5期)
小河智佳子(6期) 鶴園卓也(6.5期)



発表項目

1. リンク集の目的
2. リンク集の概要と特徴
3. 活動内容
4. 立ち上げからの作業経歴
5. リンク集の訪問者数
6. アンケートの実施
7. facebookページの作成
8. 課題 & 今後の活動予定

リンク集の目的

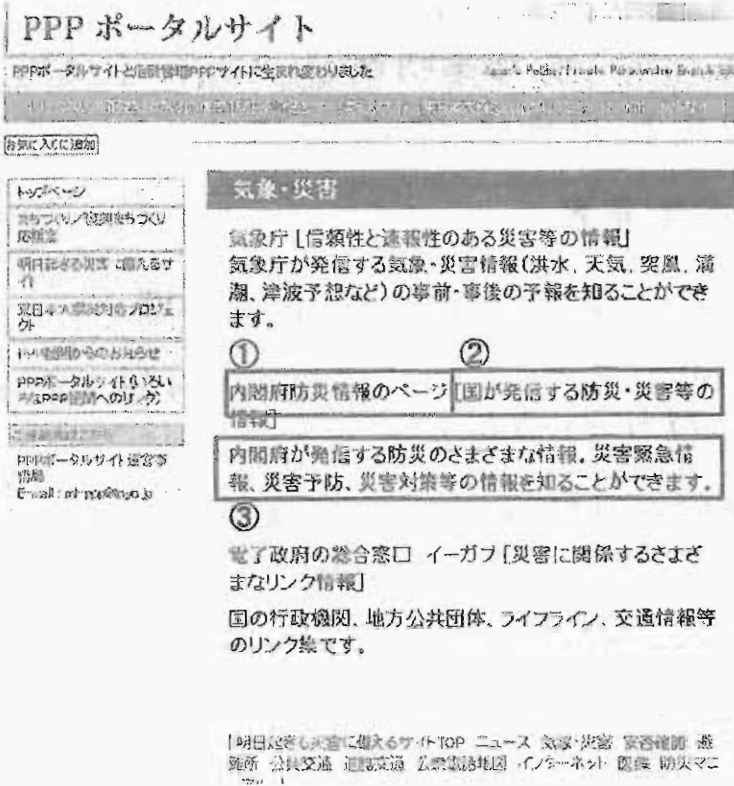
平常時から、災害時に役立つリンク集を常設し、人々に周知・活用できる環境構築を目指す。

3

リンク集の概要と特徴(1)

- ◆ 災害関連情報を網羅する。
- ◆ 一般的な災害関連サイト(リンク集)が、災害発生後に立ち上がるのに対し、本リンク集は常設し、いち早く情報を提供する。
- ◆ 被災者と支援者の両方を対象とし、それぞれのニーズを想定する。
例: 災害弱者(障がい者・外国人など)

リンク集の概要と特徴(2)



- ① サイト名 クリックするとリンクへ飛ぶ
- ② どのような情報が分類
- ③ サイトの簡単な概要

【特徴】
直感的に必要な情報にたどり着く仕掛け

活動内容

<~2011年8月>

- ◆ リンク先の検証
(リンクフリーであること、公平性であることの確認等)
- ◆ リンク切れの確認

研究報告会での課題を整理・反映

<2011年8月~>

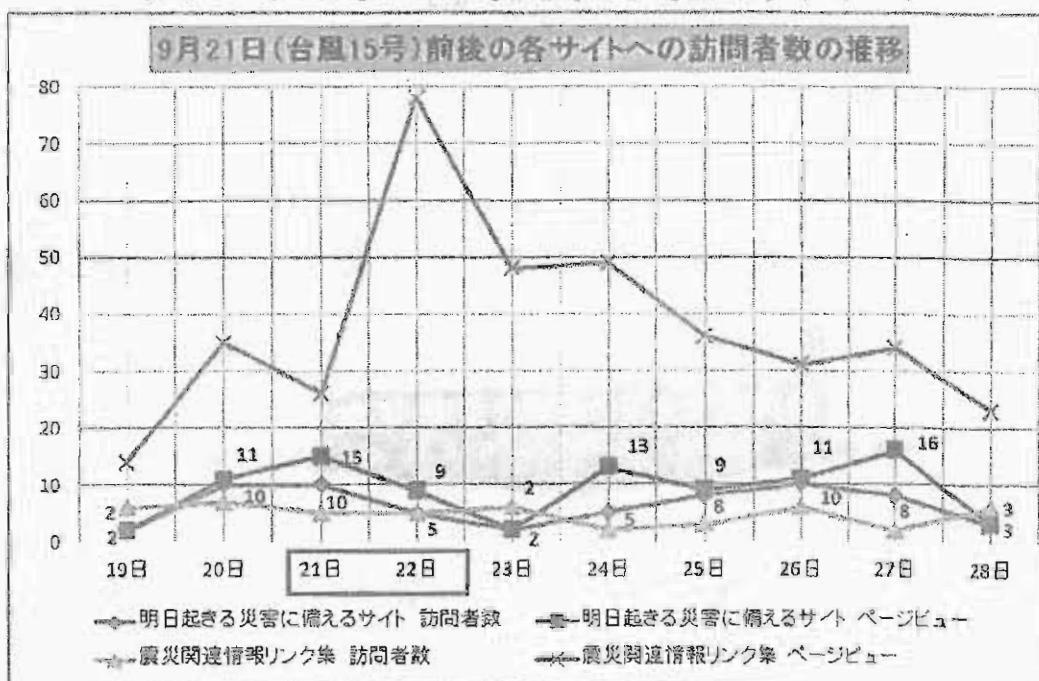
- ◆ 必要な情報に「直観的に」且つ「素早く」たどり着けるサイトデザインを検討・作成
- ◆ 携帯電話キャリア毎に分類したリンク集の作成

立ち上げからの作業経歴

日程	作業内容
2011年3月	リンク集立ち上げ・作成・完成・公開
2011年8月	研究報告会で発表
2011年9月	台風12号による豪雨を踏まえた課題整理
2011年10月	携帯電話向け(スマートフォンを除く)フォローアップ実施およびサイト立ち上げ
2011年12月	スマートフォン向けフォローアップ実施およびサイト立ち上げ
2012年1月	・サイトをよりよくするためのアンケート作成 ・facebookページ立ち上げ

7

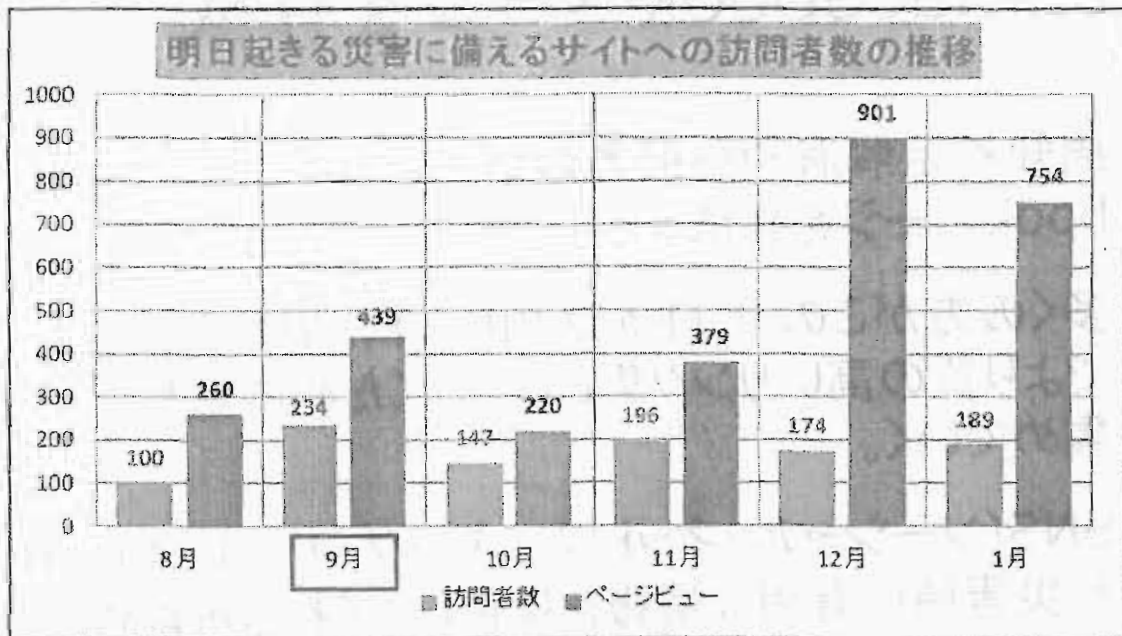
リンク集の訪問者数(1)



・9月21日の台風15号では各地で災害、公共交通機関の乱れ、帰宅困難者が発生

・訪問者数から21日、22日は「明日起きる災害に備えるサイト」へのアクセスは増加しておらず、十分な役割を果たせなかった

リンク集の訪問者数(2)



・訪問者数は9月は8月の約2倍に増加したが、その後は若干減少はあったものの、安定的に推移

・ページビュー数は全体的に増加傾向にある。サイト内部の充実により、訪問者がサイト内の複数のページを閲覧していると考えられる

アンケートの実施

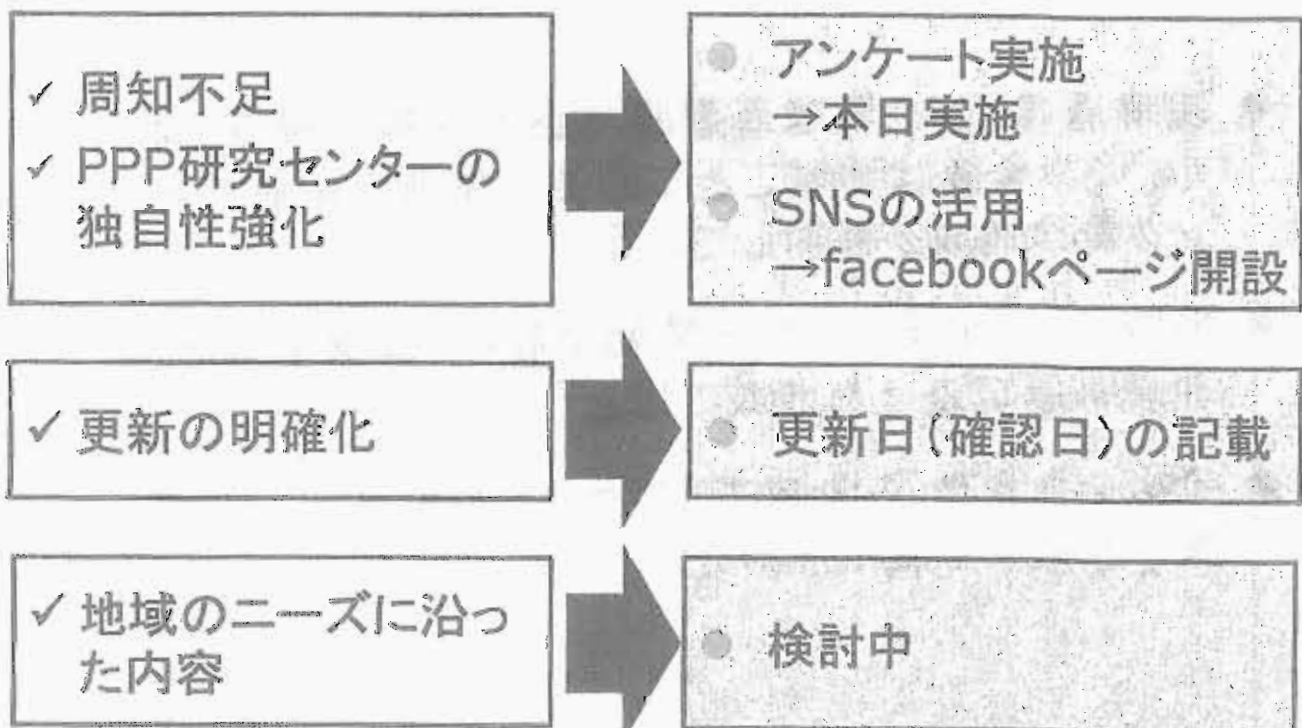
- ◆ 現時点のリンク集は首都圏地区を対象に構成されている。今後は地域ごとに必要な情報を掲載するリンク集の作成を検討している。
- ◆ 地域ごとに必要とされる情報は様々(津波や大きな地震被害のあった地域ではどうか)。
- ◆ 今後それぞれの地域でアンケートを実施し、リンク集を作成する為の材料としていく。

facebookページを作成

- ◆ 周知不足解消や訪問者数増加を目的として、facebookページを作成する。
- ◆ 多くの方がこのサイトを活用し、また周知されることでより質の高いリンク集としていくための意見を取り集めていく。
- ◆ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)自体が災害時に有用な情報を提供してくれる可能性を持っている。

11

課題 & 今後の活動予定



東日本大震災対応プロジェクト 1000日記録 ～1000days'Chronicle～

2011年2月2日

(発表者)
東洋大学大学院
経済学研究科公民連携専攻2年
宮本 恭嗣



東洋大学大学院
経済学研究科公民連携専攻



東洋大学大学院
経済学研究科公民連携専攻

1. 趣旨・目的

①なぜ大学院が震災対応に取り組むのか？

震災による被害を大きくした原因は、危機管理体制が構築されていなかったこと。過去の災害対応の正確な情報の蓄積と分析がなされておらず、経験が生かされていない。大学院として、後世の研究に活かせる正確で客観的な「形式知」を残すことで社会的貢献を図る。

②1000日記録は何を目指すのか？

阪神淡路大震災の記録と対比し、工程管理することで抜け落ちを発見する。

③なぜ1000日なのか？

完全な復興には数年単位の時間を要する。長期的な視点が必要。

2. 記録の内容

①情報ソースは？

- ・阪神淡路大震災 ー日本政策投資銀行の報告書3冊
「防災型都市構造の確立への視点 ー行政の役割を中心に(資料集)ー
平成8年3月 設備投資研究所」
「防災型都市構造の確立への視点 ー阪神・淡路大震災における分野別
論点の整理を通じてー 平成8年3月 設備投資研究所」
「阪神・淡路大震災全記録 ー被害の実態と発災後1年間の復興への取り
組みー 平成8年3月 大阪支店 地域開発企画部 設備投資研究所」

- ・東日本大震災
首相官邸、官公庁のwebサイト、公的機関の発表内容等

②掲載の基準は？

形式的な事実を取り上げる。例えば、法律の成立や委員会の設置、復興計画の策定等。

3. 記録の内容

阪神淡路大震災

東日本大震災

原発・計画停電関連

7/23	年	月	日	年月日大震災	年月日	年	月	日	東日本大震災	原発・計画停電関連 (第二と掲載のないものは第一参照)
1	1995	1	17	【阪神】 阪神大震災 【公文】 (2) 被災地対策本部 1995年3月17日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月17日 【雑誌】 国土庁 1995年3月17日	1	2011	3	11	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月17日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月17日 【雑誌】 国土庁 1995年3月17日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月17日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月17日 【雑誌】 国土庁 1995年3月17日
2	1995	1	18	【阪神】 (1) 阪神大震災 1995年3月18日 【公文】 (2) 被災地対策本部 1995年3月18日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月18日 【雑誌】 国土庁 1995年3月18日	2	2011	3	12	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月18日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月18日 【雑誌】 国土庁 1995年3月18日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月18日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月18日 【雑誌】 国土庁 1995年3月18日
3	1995	1	19	【阪神】 (2) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月19日 【公文】 (3) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月19日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月19日 【雑誌】 国土庁 1995年3月19日	3	2011	3	13	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月19日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月19日 【雑誌】 国土庁 1995年3月19日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月19日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月19日 【雑誌】 国土庁 1995年3月19日
4	1995	1	20		4	2011	3	14	【公文】 (1) 被災地対策本部 1995年3月20日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月20日 【雑誌】 国土庁 1995年3月20日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月20日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月20日 【雑誌】 国土庁 1995年3月20日
5	1995	1	21		5	2011	3	15		【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月21日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月21日 【雑誌】 国土庁 1995年3月21日
6	1995	1	22	【阪神】 (3) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月22日 【公文】 (4) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月22日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月22日 【雑誌】 国土庁 1995年3月22日	6	2011	3	16	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月22日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月22日 【雑誌】 国土庁 1995年3月22日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月22日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月22日 【雑誌】 国土庁 1995年3月22日
7	1995	1	23	【阪神】 (4) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月23日 【公文】 (5) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月23日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月23日 【雑誌】 国土庁 1995年3月23日	7	2011	3	17	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月23日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月23日 【雑誌】 国土庁 1995年3月23日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月23日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月23日 【雑誌】 国土庁 1995年3月23日
8	1995	1	24	【阪神】 (5) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月24日 【公文】 (6) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月24日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月24日 【雑誌】 国土庁 1995年3月24日	8	2011	3	18	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月24日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月24日 【雑誌】 国土庁 1995年3月24日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月24日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月24日 【雑誌】 国土庁 1995年3月24日
9	1995	1	25		9	2011	3	19		【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月25日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月25日 【雑誌】 国土庁 1995年3月25日
10	1995	1	26		10	2011	3	20	【公文】 (1) 被災地対策本部 1995年3月26日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月26日 【雑誌】 国土庁 1995年3月26日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月26日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月26日 【雑誌】 国土庁 1995年3月26日
11	1995	1	27		11	2011	3	21	【公文】 (2) 被災地対策本部 1995年3月27日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月27日 【雑誌】 国土庁 1995年3月27日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月27日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月27日 【雑誌】 国土庁 1995年3月27日
12	1995	1	28		12	2011	3	22	【公文】 (3) 被災地対策本部 1995年3月28日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月28日 【雑誌】 国土庁 1995年3月28日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月28日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月28日 【雑誌】 国土庁 1995年3月28日

2011年3月11日から2013年12月4日までの1000日を記録!

14	1995	1	30	【阪神】 (6) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月30日 【公文】 (7) 被災地対策本部 (神戸市・東灘区) 1995年3月30日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月30日 【雑誌】 国土庁 1995年3月30日	14	2011	3	24	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月30日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月30日 【雑誌】 国土庁 1995年3月30日	【公文】 国土政策投資銀行 1995年3月30日 【新聞】 毎日新聞 1995年3月30日 【雑誌】 国土庁 1995年3月30日
----	------	---	----	---	----	------	---	----	---	---

4. バックデータの作成

- 例えば、6月1日の記録・・・
- ①【外務省】Facebook及びTwitterの公式アカウント開設
 - ②【経産省】福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所緊急安全対策の実施状況確認結果及び保安規定変更の認可について
 - ③【文科省】東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入状況について調査結果の公表
 - ④【福島県】第3回福島県国土利用計画改訂検討部会開催
 - ⑤【岩手県】宮古市震災復興基本方針策定、野田村復興基本方針策定、洋野町復興ビジョン策定、普代村災害復興計画基本方針策定
 - ⑥【宮城県】亘理町震災復興会議設置、多賀城市震災復興推進局設置

- 【バックデータ版の 카테고리】
- ①政策(各省庁別)
 - ②被災自治体(県別)
 - ③社会現象・民間活動

情報源	内容	カテゴリ
外務省	Facebook及びTwitterの公式アカウント開設	①政策(各省庁別)
経産省	福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所緊急安全対策の実施状況確認結果及び保安規定変更の認可について	①政策(各省庁別)
文科省	東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入状況について調査結果の公表	①政策(各省庁別)
福島県	第3回福島県国土利用計画改訂検討部会開催	②被災自治体(県別)
岩手県	宮古市震災復興基本方針策定、野田村復興基本方針策定、洋野町復興ビジョン策定、普代村災害復興計画基本方針策定	②被災自治体(県別)
宮城県	亘理町震災復興会議設置、多賀城市震災復興推進局設置	②被災自治体(県別)

ライフラインの復旧① 状況と論点

<状況>

- ✓7月14日時点でほぼ80%以上が復旧
 - 未復旧は家屋流出、警戒区域等により作業困難なためであり、現状で復旧できるものについては復旧できたと考えられる
- ✓ただし、港湾の復旧は遅れており、12月28日時点でいまだ復旧率は72%にとどまる
- ✓阪神淡路大震災とは被害規模があまりに異なるため、比較は難しい
- ✓三陸沿岸地域の道路復旧では東北道、国道4号の縦軸ラインを確保し、そこから沿岸部に横軸ラインを確保する「くしの歯作戦」が功を奏した
- ✓宮城県下で3月27日、上水道の復旧が進んだ影響で下水の溢水が発生との報道
 - ・阪神淡路大震災でも同様の事態が発生している
- ✓阪神淡路大震災時より格段に普及していた携帯電話などの復旧は、民間事業者によって無料充電サービスなどが提供された

<論点>

- ✓「くしの歯作戦」の成功要因は？
- ✓下水の溢水は、上水道と下水道の復旧速度の違いによるが、水の確保は優先されるべき。なんらかの対策や備えは可能か？
- ✓携帯電話やインターネットの普及を前提とした通信網の復旧とは？
- ✓計画停電のエリアに浄水場や病院が含まれるなどの混乱があった。ライフラインの復旧順序と、公共施設との関係は？ライフライン事業者が平常時から横断的に減災にむけた協働を検討すべき？

5. 記録から見えてくること

②復興計画の策定状況

■被災県の策定状況

兵庫県：基本方針が102日目、復興計画が196日目。

岩手県：基本方針が32日目、復興計画が154日目。

宮城県：基本方針が32日目、復興計画が223日目。

福島県：基本方針が154日目、復興計画が293日目。

■被災市町村の策定状況

阪神淡路大震災では、179日目までには、全ての市で策定済み。

東日本大震災では、原発事故の影響で遅れている福島県内を除いて、291日目までにほとんどの市町村で策定済み。

- ・県レベルでは、岩手県は兵庫県よりも策定が早かったが、宮城県は基本方針から復興計画策定までに時間が掛かっており、この違いは何か？
- ・市町村レベルでの策定期間には相当のバラツキがあり、自治体規模の大小や被害の程度の差異が影響しているか？
- ・阪神淡路、東日本ともに県と市町村での策定期間が前後しており、県レベルと市町村レベルの計画内容に整合性は取れているのか？

5. 記録から見えてくること

②復興計画の策定状況

復興計画の策定状況に関する論点

- ・計画策定までに要した期間とそのプロセス比較。
(自治体規模、被害の程度による傾向性。第三者(他自治体)からの支援の関与、市民参画の有無等)
- ・災害の種類、程度、立地等による類型化。
- ・計画の内容比較。
(類型別あるいは同類型内における自治体間比較。重点施策、予算配分、具体性等)
- ・被災地以外の自治体等への示唆。
- ・計画の進捗管理。

5. 記録から見えてくること

③阪神淡路大震災一年目以降の社会現象

阪神淡路大震災に関して産経新聞東京朝刊1996年1月17日～1999年1月17日「阪神淡路大震災」で検索したものとより抜粋

掲載日	日数	見出し・記事概要	項目
1996年4月16日	466	マンション管理人と住人の立ち退きトラブル	⑤
1996年5月8日	478	仮設住宅で暮らす約7割が年収三百万円未満で約9割は転出の目途立たず	①
1996年5月22日	492	被災者約二百人余りが、生活再建の公的援助を直訴する為、夜行バスで上京	①
1996年9月2日	596	被災地の欠陥住宅	⑤
1996年9月30日	623	孤独死9ヶ月後発見38歳男性神戸の仮設住宅	③
1996年10月3日	626	国税滞納額7年度末過去最高の2兆6606億 徴収不能も35%増	⑥
1996年12月10日	694	兵庫県宝塚市の仮設住宅担当職員(29)の残業時間が一年間で約三千時間、1日平均8.8時間	②
1996年12月27日	711	震災死者6425人	⑥
1997年1月10日	725	孤独死死者総数120人1カ月平均6人	③
1997年1月14日	729	仮設住宅孤独死問題	③
1997年1月17日	732	阪神大震災きょう追悼行事 仮設住宅になお6万6000人	④
1997年8月21日	948	休の不調を感じる子供が1年間で増加	①
1998年1月17日	1097	約2万4000世帯が仮設住宅、半数が復興に取り残されていると感じる	④
1999年1月17日	1097	仮設住宅入居戸数は五千八百戸	④

【ポイント】東北で今後想定される事態

①社会的マイノリティへのケア(子供、高齢者、単身女性、障害者等)

②職員等復興従事者へのケア(長期の残業などの過重労働等)

③長期的視点での孤独死の防止

※仮設住宅が解消した00年1月以降の12年間で、復興住宅の独居死者数は計717人になった

2011年の1年間で36人が「独居死」(孤独死)している。神戸新聞NEWS2012年1月14日

<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/0004743041.shtml>

④仮設住宅からの早期復帰

⑤欠陥住宅の防止

⑥その他

公的機関の発表だけでは、把握し切れない震災に起因する様々な社会的事象を新聞の社会面等から記録していくことも効果的かつきめ細かい被災者(特に弱者)支援のあり方を考えるにあたっては有効。

5. 記録から見えてくること

④東電福島原発および原子力政策に関わる状況

●検討組織等

・経産省(原発・原子力全般)、文科省(教育・研究、健康関連)、環境省(環境対策関連)による項目別所管(縦割り) / 事態の広範・広域性

⇒「原子力災害対策本部」「原子力災害現地対策本部」の設置(2011.03.11【1日目】)

⇒細野原子力行政担当大臣の任命(2011.10.03【219日目】)

●被災地の復旧・復興に向けた動き

・情報一元化や、速やかな情報展開等の必要性

⇒「復旧・復興支援制度データベース」の運用開始(2012.01.17)【315日目】

国や地方公共団体等が運用する多種多様な支援制度をワンストップで検索可能

●原発事故収束および今後の廃止措置に向けた動き

・事故収束対応から、廃止措置(原子力政策)へ

⇒「福島第一原発・事故収束のロードマップ(東電)」
決定・公表(2011.05.17【70日目】)

⇒「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ(原子力災害対策本部)」決定・公表
(2011.05.17【70日目】)

⇒「東電福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011.12.26【293日目】)

○2011年内【約300日以内】は、現場対応、放射能汚染対応、全国原発対応などの事故収束・復旧に奔走

○2012年は復興元年として、国家エネルギー政策を含めた中長期計画による取り組みが求められる

6. 震災後2年目に向けて

① 復興公営住宅の建設

阪神淡路大震災の時には、70日目には着工し、全て完成するまでに約5年10ヶ月を要した。

一方、東日本大震災では、未だに着工すらしておらず、年度内の着工が目標とされている。住宅整備が遅れることによる被災者への影響や人口流出の恐れ。

② 震災離職者の雇用創出

被災者の多くが職を失い、失業手当が暮らしを支えてきたが、2月から延長されていた給付期間が切れ始めている。

就業先の確保と非正規雇用の建設関連にかたよる雇用のミスマッチが問題となる。既存産業の再生、新産業振興等の持続的な雇用が確保できなければ、更なる人口流出を招くこととなる。

③ 復興計画の進捗

概ねの自治体で復興計画は策定済みだが、公営住宅整備や就業機会の確保等によって、人口流出に歯止めをかけられなければ、復興計画と現実との間に乖離が生じる可能性がある。

1000日まで残り671日

東日本大震災対応プロジェクト
1000日記録
～1000days'Chronicle～

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻ホームページより入れます。
<http://www.pppschoo.jp/>

お気づきの点は以下のアドレスまでお願いいたします。
ml-ppp@toyo.jp

官民連携による災害対策後方支援に関する 調査事業 活動概要

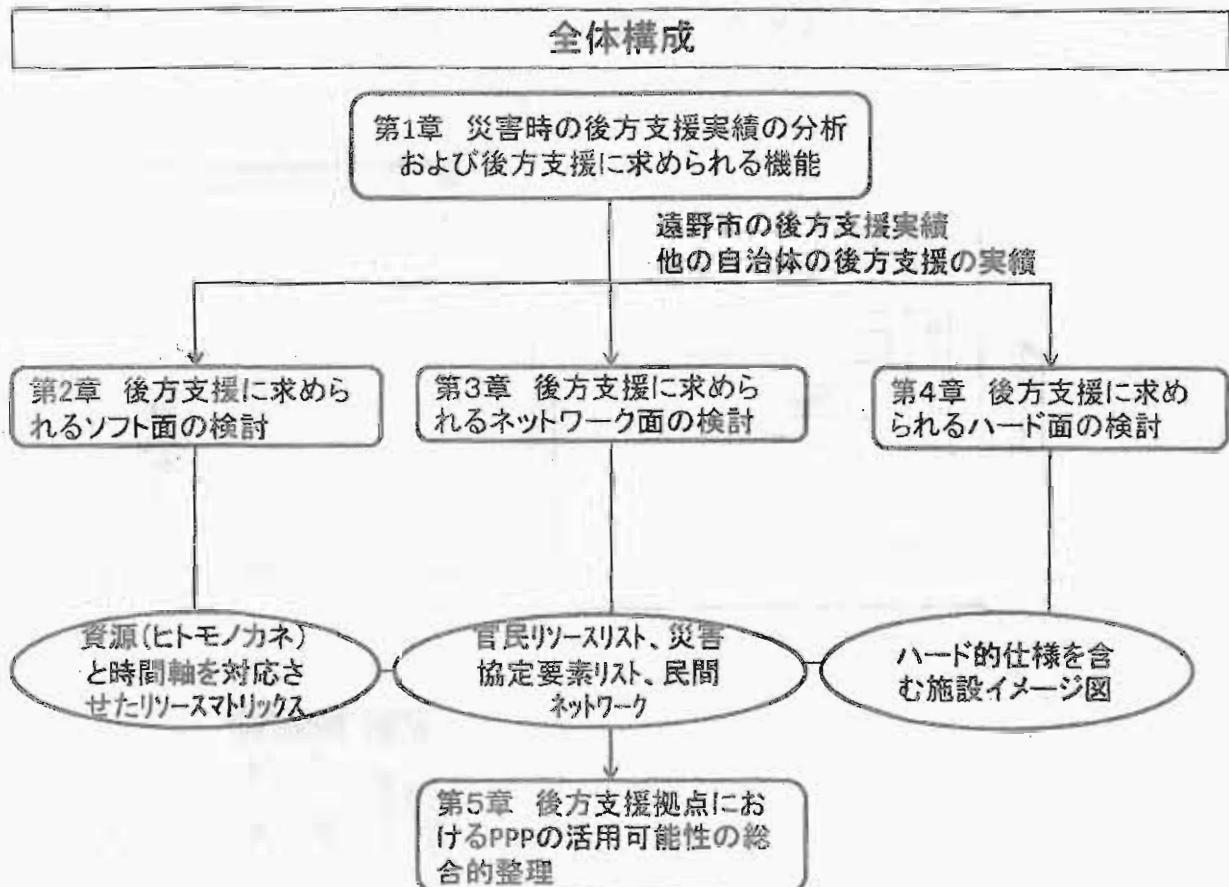
国土交通省「官民連携事業による震災復興に関する検討
業務」の一つ

岩手県遠野市が果たし、大きな成果を上げた被災自治体へ
の後方支援業務を、全国に展開するための、ハード、ソフト、
ネットワークの具体的なあり方の検討を行う
株式会社日本経済研究所との協働

2012.2.2

東洋大学PPP研究センター リサーチパートナー 藏田幸三

1



後方支援拠点の仮定義

(1) 【リソースの多様性】

物資、機材、人材など支援リソースが多様であること

(2) 【主体の多様性】

行政、地域団体、NPO、民間企業等多様な主体が参加していること

(3) 【フェーズの多様性】

被災地のフェーズ（救出～救援～応急復旧～本格復旧～復興）に応じた継続的な対応であること

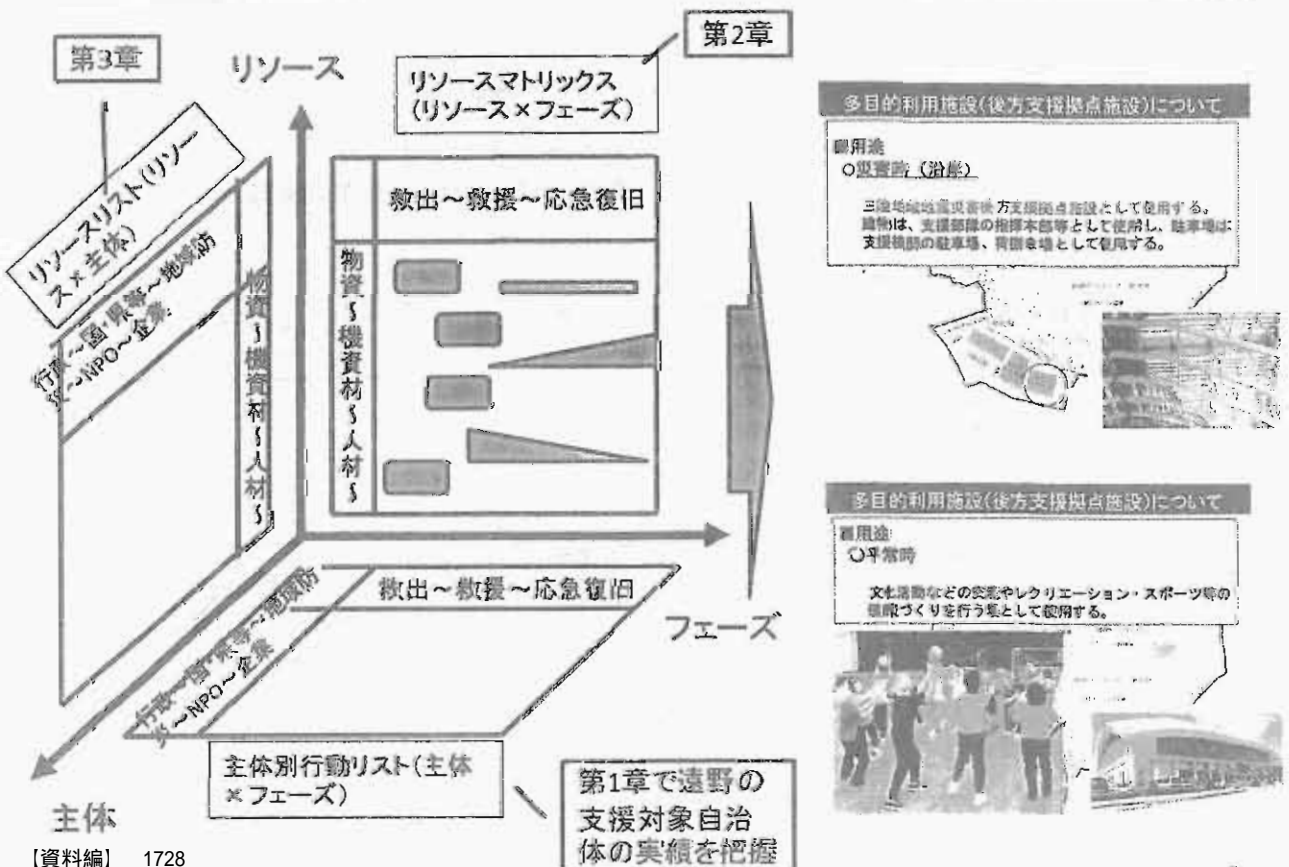
(4) 【計画性】

平常時より後方支援機能が存在し、準備・訓練等危機発生時に円滑に機能を発揮できるような活動を行っていること

(5) 【拠点性】

上記を踏まえて多様な主体による支援に供する資源を集積させ継続的な支援を行うために必要な施設と機能を有すること

後方支援拠点の定義とハードの関係



遠野市、被災自治体の実績3/12 本格後方支援期

月	日	遠野市（被災実績）	遠野市（後方支援実績）	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市
3	12		・県災害対策本部から遺体安電施設確保の要請(14:00)→宮守体育館など市内5施設で受け入れ準備						
	12	・上郷地区センターで米不足のため35kg配布							
	12		・大槌町行に(米10kg 100袋、灯油ポリタンク8台、ガソリン40ℓ、ブルーシート 大20枚、炊き出し500食搬送		←				
	12	・仙人峠道(弓道)は緊急車両のみ通行 ・ルートは一般車両通行可。ただし安全運転を要する	・笛吹き橋、立丸峠						
	12	県議来庁(～15日まで)							
	12	・<地>地域生活課、現状の避難人数の確認、必要物品の確認、13日の朝食の手配をお願いした							
	12	・大槌町役場から遺体収容は大槌町体育館とする旨連絡あり			→				
	12	・上郷地区センター簡易トイレ設置(建設業協会が地基手配し配送する)							
	12	第6回本部会議							
	12	・<地>米到着(10kg×10袋)そば3箱、本つゆ9本、みそ2袋							
	12	・停電、一部地域が18:45頃復旧見込み(18:37)							
	12	・市内一部地域の電気が復旧 市役所庁舎内も通電(20:50)							
	12	・おにぎり400食差し入れ(22:00)							
	12		・先遣隊(大阪府緊急消防援助隊)運動公園着 状況を見て釜石市へ向かう						
	12		・兵庫県警パトカーワゴン19台大型バス5台釜石救援のため運動公園到着						
	12								
	12								

消防・警察による救援本格化

遠野市の後方支援訓練実績

【参考資料】 自衛隊東北方面隊による報告

出典： <http://www.mod.go.jp/gsdf/naaa/ncahq/pastevent/20a1ert.htm>

東北方面隊は10月31日～11月1日の間「東北方面隊震災対処訓練『みちのくALERT2008』」を行った。これは、近い将来高い確率での発生が予想されている宮城県沖地震への対処能力向上を目的に、東北方面隊全部隊はもとより、他方面隊等、施設学校、海・空自衛隊並びに岩手県宮古市から宮城県岩沼市までの太平洋に面した24自治体(宮城県、岩手県含む)、防災関係35機関並びに一般市民を含めた約1万3千名が参加するとともに、被害が予想される現地において訓練するなど、今までにない規模・内容となった。

1日目は主に被害状況の把握、行方不明者の捜索・救助、部隊集中の訓練を、2日目は給水、給食、入浴、医療支援などの民生支援訓練を行うとともに装備品等の展示を行った。



後方支援に求められるハード面の検討

(5) 平常時における当該施設の活用方針

1) 検討の視点の設定

(長期財政負担縮減と民間活用機会の創出、地域活性化への寄与の観点など)

2) 県内の先進事例の検討: 岩手県フットボールセンター

3) 民間施設との共同利用・費用分担等による経費削減方策

岩手県フットボールセンター
岩手県サッカー協会
IWATE FOOTBALL CENTER

〒981-8501 岩手県盛岡市盛岡中央1-1-1
http://www.iwate-cscc.com/iwate/bsc/bscsep.htm
TEL 019-691-8011



(6) 事業実施に向けた課題、留意点

1) 財政確保方策

2) 資金調達方法

3) 法・制度・規制

多目的利用施設(後方支援拠点施設)について

■用途
○平常時

文化活動などの交流やレクリエーション・スポーツ等の
催進づくりを行う場として使用する。

官民連携による災害対策後方支援に関する検討業務打ち合わせ資料2012.1.27

第5章 後方支援の定義のまとめ 災害対応活動の整理

●東日本大震災の特徴

- ・ 超広域災害 津波による街、インフラ等の大規模流出 ライフライン、情報、交通網の断絶
- ・ 多数の犠牲者、要救助者、避難者の発生 自治体機能の喪失 被害状況、安否確認の難航

●災害発生時に必要とされた(る)活動

1 被災地で必要な活動

救助・救出、避難誘導、安否確認、捜索、医療(救命、治療)、物資依頼・配給、2次災害防止、応急復旧工事、被害確認 避難所開設・運営、被災者ケア、衛生管理、犠牲者〇〇、情報受発信、生活再建支援、コミュニティ復興支援 事業再建支援、事業起業支援、復興計画策定、実施、災害検証・伝承

2 被災地での活動を行うために必要な支援活動(=後方支援)

状況整理、支援活動計画、情報共有・調整・受発信、物資の調達、保管、輸送、避難者受け入れ、後方支援活動主体への後方支援(現地案内・輸送、活動拠点、宿泊、物資の提供、支援者支援)、被災自治体業務支援

- ・ 被災地へのアクセスが困難で現地に活動拠点を構えることも難しい。また、ライフラインの途絶などで現地活動に制限が生じるため、近接地でのバックアップ体制が必要となる。
- ・ 限られた活動供給力(人員、機材、設備)を被災地に安定的に継続して供給するためにも、後方支援拠点は大きな役割を担った。
- ・ また、全国規模の支援が必要な被害レベルであったため、想定以上に地域外の機関、団体が多く集結した。そのため、災害支援活動は上記の2つの動きが必要だった。活動場所の違いによるもの。

●災害対応に必要な要素

上記の2つの災害支援活動を実施するには、以下の5つの要素が必要であった。

- 1 専門性の高い機関・団体から、多くのマンパワーを供給するボランティア団体まで多様な活動主体(多様な主体)
- 2 活動を実施するための多様なリソース(モノ、ヒト) ※カネ(多様なリソース)
- 3 活動主体の拠点(拠点性)
- 4 復興復興までの継続的な活動(フェーズの多様性)
- 5 上記を実行するための事前の計画、訓練、協定、マニュアル等(計画性)

ウッドペレット発電の可能性

(東北地方での瓦礫・ウッドペレット発電の研究)

2012.2.2 東洋大学院公民連携田淵ゼミ
金 志 煥

目次

1. バイオマス発電としてのペレットの位置付け
2. 日本のバイオマス発電におけるペレットの現状と課題
3. 諸外国のバイオマス発電の現状と課題
4. 東北地方におけるバイオマス発電とペレットの活用にかかる方向性

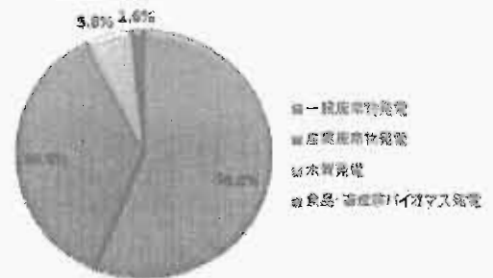
問題意識: 何故、バイオマス発電の中でペレットをとりあげるのか。ペレットが再生可能な代替エネルギーの方策としてどのような方向性を示すのか。

① バイオマス発電の現状は一般廃棄物発電が56%、産業廃棄物発電が36.6%と、廃棄物発電がその92.6%を占めており、木質バイオマスを活用した発電は6%程度である。

② 国土の67%が森林となっており、国内の木材賦存量は豊富であることから林道や作業道の整備が進めばバイオマスの供給ポテンシャルが有望である。

③ 東日本大震災の発生による瓦礫としての木材の活用、環境問題を解決すべき木質バイオマスを代替エネルギーの方策として活用、林業の活性化や国産材の積極的な利用による森林バイオマス資源の利用が強く望まれている。

【再生可能エネルギー】バイオマス発電の現状 (2010年3月末時点の国内でのバイオマス発電の比率内訳(設備容量) ※石炭火力への混焼を除く(出典: ジャパン・フォー・サステナビリティHP資料)

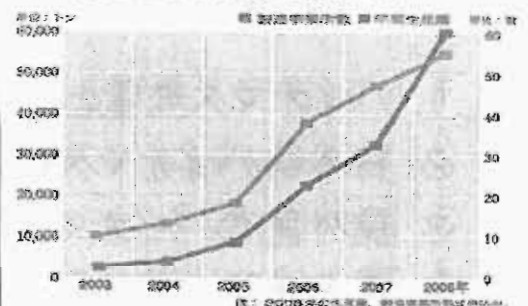


(1) ペレットの製造、生産・販売状況

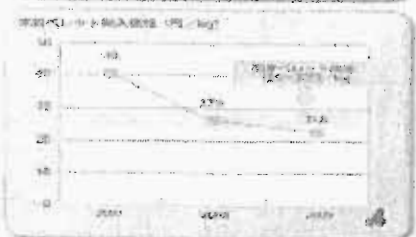
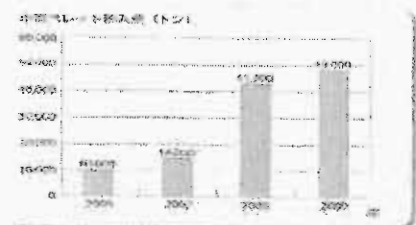
① 日本のペレットの製造、生産状況は生産量・製造箇所とも増加傾向にあり、平成20年度でも生産量は6万トン、55箇所(見込み)である。

② 海外からの木質ペレットもカナダ等からの輸入量が急増しているが、その背景として日本で安定供給が不可欠な発電用燃料としての利用が本格化したこと、輸入ペレットの方が、国産ペレットと比較して価格が安いことがある。

過去5年間の日本でのペレット生産動向 (出典: 日本木質ペレット協会のHP)



木質ペレット輸入量、輸入価格と国産ペレット価格 (出典: 日刊木材新聞、財務省貿易統計他)



(1)ペレットの製造、生産・販売状況

③木質ペレットの需要先は、ボイラー向けが80%以上を占めており、残りの20%がストーブ向けとなっている。

④木質ペレットの流通経路は、直販、販売会社、販売店等(燃料店、ガソリンスタンド、雑貨店、酒店など)のルートがあるが、数量的に最も多い経路は販売店経由である。

⑤木質ペレットの販売価格は平成17年以降、価格が安定している。灯油と木質ペレットをカロリーベースで比較すると、平成20年度は1,000キロカロリーあたり10円程度でさほど変わらない。

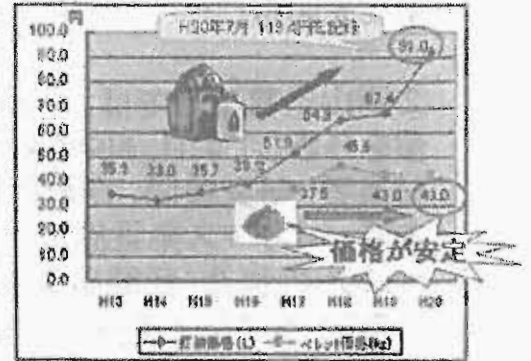
出典：(財)日本住宅・木材技術センター「木質ペレット利用推進対策報告書」(平成20年3月)

■ストーブ用とボイラー用ペレットの販売量(累計値)

年次	販売総量		ストーブ用		ボイラー用	
	t	%	t	%	t	%
18年	23,063	100	3,186	16.6	19,877	83.5
19年	25,375	100	3,189	12.6	22,186	87.4
19/18	109.4		99.8	76.1	131.6	104.7

灯油と木質ペレットの価格推移

(出典：(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター「価格調査結果推移表」(他))



	木質ペレット	灯油
発熱量	4,000kcal/kg	8,800kcal/L
燃料単価	43円/kg	92円/L
1,000kcalあたり	10.8円	10.5円

(2)バイオマス発電における技術面の現状と課題

①バイオマスを利用したエネルギー変換技術のうち、直接燃焼、混焼、ガス化の共通する技術的課題として木材の加熱時に発生するタールの発生、灰の融点低下、木材に含まれる水分による発電効率の低下などがある。

②課題解決には、原料の改質技術を開発する手法としてバイオコールへの技術開発やガス化を通しての液体燃料製造技術が検討されている。

③バイオマスを大量利用するインフラを整備する必要があり、多脚機械の開発や林道整備など集木費用を低減する機械化、高効率化、省力化が求められる。

日本国内における木材の収集・運搬コスト
(出典：林野庁、素材生産費等調査報告)



化石燃料と木材の熱量あたりコスト比較
(出典：林野庁、素材生産費等調査報告)

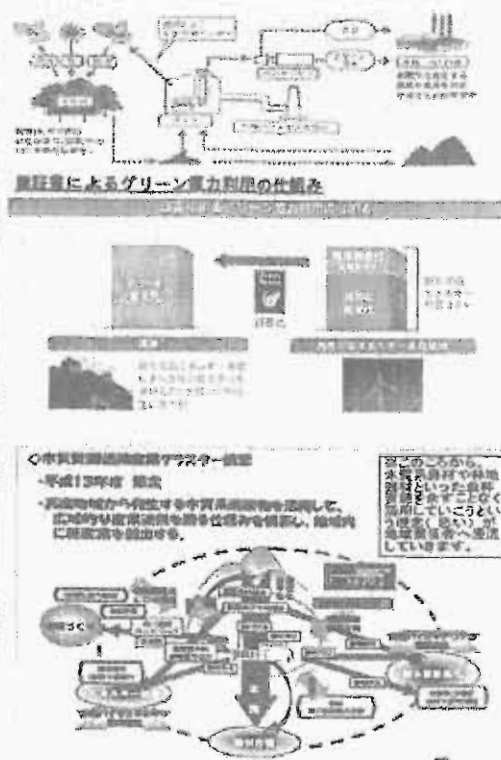
	熱量 GJ/t	価格 円/t	価格 円/GJ	価格 円/kWh
石炭 輸入原料炭	28.9	6,410	222	2.00
石炭 輸入一般炭	28.6	5,910	222	2.00
石油 C重油	44.4	26,500	597	5.37
LNG	54.5	29,300	538	4.84
国内木材	16.7	27,800	1,670	15.0
海外木材	16.7	15,000	898	8.08

(3)日本のペレットを利用したバイオマス発電の事例

①秋田県能代市では、平成15年に「能代バイオマス発電所」を設立し、平成19年にソニー(株)が組合から「グリーン電力証書」を購入。残材収集は、収入間伐で作設した搬出路を利用することにより低コスト化を図っている他、集材、積み込み等の効率化を図る。

②岡山県真庭市では、バイオマスタウン構想を公表しており、NPOを中心に地元製材業者、研究機関、行政機関等が連携し、木質バイオマス発電施設が本格稼働。ペレットの製造(民間事業者)は全国シェアの3分の1以上を占め、全国初のバイオマスツアーを開催し、市のPRや観光客増加などに貢献している。

出典:国土交通省、ソニー、真庭市HP資料



(1)欧州におけるバイオマス発電(オーストリアギュッシング地域での取り組み)

① EU加盟国は最終エネルギー消費に占める2020年の再生可能エネルギー(RE)の導入目標を、電力・熱・輸送の3部門で達成する義務がある。

②「バイオマス先進国」の中欧や北欧では、ドイツなど政府による固定価格買取制度等、石炭火力発電所でのバイオマス資源の併用を義務付けてきたデンマークなどがある。

③オーストリア東部にあるギュッシング町は唯一の資源である森林を使って地域熱供給を開始し、木質バイオマス発電等の生産にも着手し、新規事業者や雇用を増加させ地域振興の成功事例として紹介されている。



(2) アジア・オセアニアにおけるバイオマス発電

- ① アジアのバイオマス発電については、地方政府に対する強いリーダーシップが期待でき、日本からの知見・技術移転による効果が高いこと等からインドネシアとマレーシアでバイオマスタウン構想策定の可能性を検討をしている。
- ② オーストラリアは、石炭等の鉱物資源が豊富で火力発電の割合が90%超と高いが、再生可能エネルギーを2020年までに電力供給の20%まで拡大する計画である。
- ③ ニュージーランドはバイオマスエネルギーの8割以上は木質資源によるが、水力や地熱などの再生可能な資源による発電がコスト的に断然有利であるため、あまり進展してしない。

出典：(株)リサイクルワン「東アジアバイオマス利活用可能性調査等事業調査報告書」(平成23年3月)

国名	人口(万人)	1人あたりGDP(米ドル)	エネルギー消費総量(1000kWh)	再生可能エネルギー割合(%)	バイオマス発電の現状
インドネシア	25000	1200	10000	10	・バイオマス発電は、主に小規模な発電所による。政府は、バイオマス発電の普及を促進するため、様々な政策を実施している。
マレーシア	3000	4000	10000	10	・バイオマス発電は、主に小規模な発電所による。政府は、バイオマス発電の普及を促進するため、様々な政策を実施している。
オーストラリア	2200	40000	10000	10	・バイオマス発電は、主に小規模な発電所による。政府は、バイオマス発電の普及を促進するため、様々な政策を実施している。
ニュージーランド	450	30000	10000	10	・バイオマス発電は、主に小規模な発電所による。政府は、バイオマス発電の普及を促進するため、様々な政策を実施している。

4. バイオマス発電としてのペレットの活用にかかる方向性

(1) 東日本大震災による福島原発への対応

- ① 東日本大震災により約2,300万トンの瓦礫が発生したが、この中に放射能汚染のものもあり、瓦礫の広域処理の対応については風評被害も重なり地域住民の不安と拒絶反応等で課題が多い。
- ② 政府は福島原発事故への対応として、原子力発電からの代替で瓦礫を燃料にする「木質バイオマス発電所」建設の補助金等の政策を打ち出している。
- ③ 震災がれきの処理・バイオマス発電の活用に取り組む手法が提案されており、今後、政府の政策と相まって増加することが期待される。

出典：JAPIC 木質廃棄物のエネルギー利用に関する検討会資料



企業名	取組み事例
ファーストエスコ	福島県白河市のバイオマス発電所でがれき木材を利用
市原グリーン電力	千葉県沿岸部のがれき木材を発電所燃料に利用計画
日本製紙	石巻工場で瓦礫を焼却処理して最大4万kW電力に活用
川崎バイオマス発電	がれき木材の利用検討。稼働率を100%資料補正上げ173%

(2) 環境問題、地域振興、林業再生とバイオマス発電との関連

- ① バイオマス発電は環境問題を解決する手法の一つであるが、東日本大震災による放射能汚染問題を解決すべき瓦礫処理との関連性がある。バイオマス発電技術の開発は事業の採算性(現状では大規模バイオマス発電所を除き30円/kgを超えている)が鍵となり、制約条件となる。
- ② 国内の木質バイオマスの原料価格、収集運搬にかかる安価で安定的な調達、木質バイオマス为原料とした製品の収益性、革新的な製造技術等に課題があり、海外の輸入ペレットとの価格差を直ちに埋めきれない状況にはない。
- ③ 近年、木材賦存量が豊富にある地域の森林を計画的に間伐し、秋田県能代市や岡山県真庭市など地域振興、林業再生にバイオマス発電を活用する事例も増加している。

11

(3) バイオマス発電におけるPPPの役割

- ① バイオマス発電が東日本大震災への対応として、持続的で長期安定的な電力調達システムとして機能させるにはさまざまな課題がある。こうした課題を解決するには官と民がPPPの手法を導入してバイオマス発電を普及させる取組みが重要となる。
- ② 木質バイオマス資源の調達からエネルギー／マテリアル利用に至る一連の流れが事業として成立し自立的に運営するためには、低コストで効率的な収集・運搬システムの整備、高付加価値製品への転換利用技術の開発、バイオマス・リファイナリーシステムの構築、普及啓発および人材育成の推進が必要である。(参考:中国経済連合会平成23年2月「中国地域における木質バイオマス利活用の現状と課題に関する調査」)
- ③ こうした取組みは、政府や自治体の補助金、税制優遇等に加え、RPS制度や固定価格買取制度(FIT)などの支援の下、バイオマス発電による電力や熱エネルギーの利用について地域住民や地場産業と結び付けていくことが重要である。地域社会が官と一体となって民間の知恵を引き出す工夫が求められている。

2011年 春セメスター PPPプロジェクト演習(サム田淵教授)



地域再生支援プログラム

板倉町の課題, 経済開発, 将来展望 に関する研究報告書

東洋大学大学院 経済学研究科
公民連携専攻
2012年2月2日 成果報告会



板倉町の地勢・位置



「東京都心」まで 60 km
「群馬県庁」まで 60 km

◆群馬・栃木・茨城・埼玉
4 県の県境地域

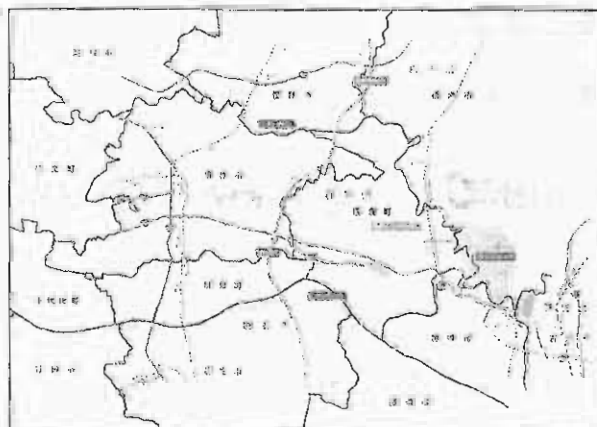
◆利根川と渡良瀬川に挟まれた
三角地帯の低湿地

◆総面積 4,184 ha (22)

宅地 425ha (10.2%) / 農地 2,302ha (55%) / 他 1,457ha (原野・雑種地・地沼・山林・道水路)



板倉町
人口 15,911人
世帯 5,312戸
-2011.12.01現在-



歴史と文化・観光資源



利根川・渡良瀬川合流域の水場(みずば)景観

平成23年9月21日
国の重要文化的景観に選定

板倉ニュータウン建設事業

- 事業主体 群馬県企業局
- 事業手法 新住宅市街地開発事業
- 開発面積 218ha (総)
- 計画人口 12,000人
戸建住宅 2,700戸 / 集合住宅 700戸 / 計3,400戸
- 事業年度 平成3(1991)~17(2005)年度
15年間
- 事業費 約1,560億円



2008年 土地利用計画の変更

住宅地 → 産業用地 (43ha総)
特定業務用地 → 商業用地 (10.2ha総)

計画人口 **12,000人 → 5,000人**

住宅計画戸数
3,400戸 → 1,500戸

ニュータウンの現状

世帯数 799戸 / 入居人口 2,240人

- 2011.12.31現在 -

東洋大学板倉キャンパス

光と水とふれあいの学都都市
板倉町

- 1997年 国際地域学部国際地域学科
生命科学部生命科学科 2学部2学科でスタート
- 2001年 国際地域学部観光学科の増設
- 2007年 国際地域学部が白山第2キャンパスへ移転

■生命科学部に 2学科を増設 (定員300名)

生命科学科

- ・バイオサイエンス極限環境微生物の研究

応用生物科学科

- ・極限環境下で生きる微生物の応用研究
- ・バイオマス・バイオエネルギーの開発

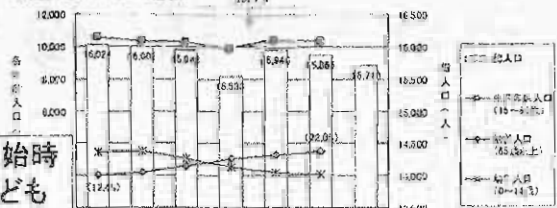
食環境科学科

- ・バイオテクノロジーの知識と技術を基に食育の観点から食の安全知識の研究

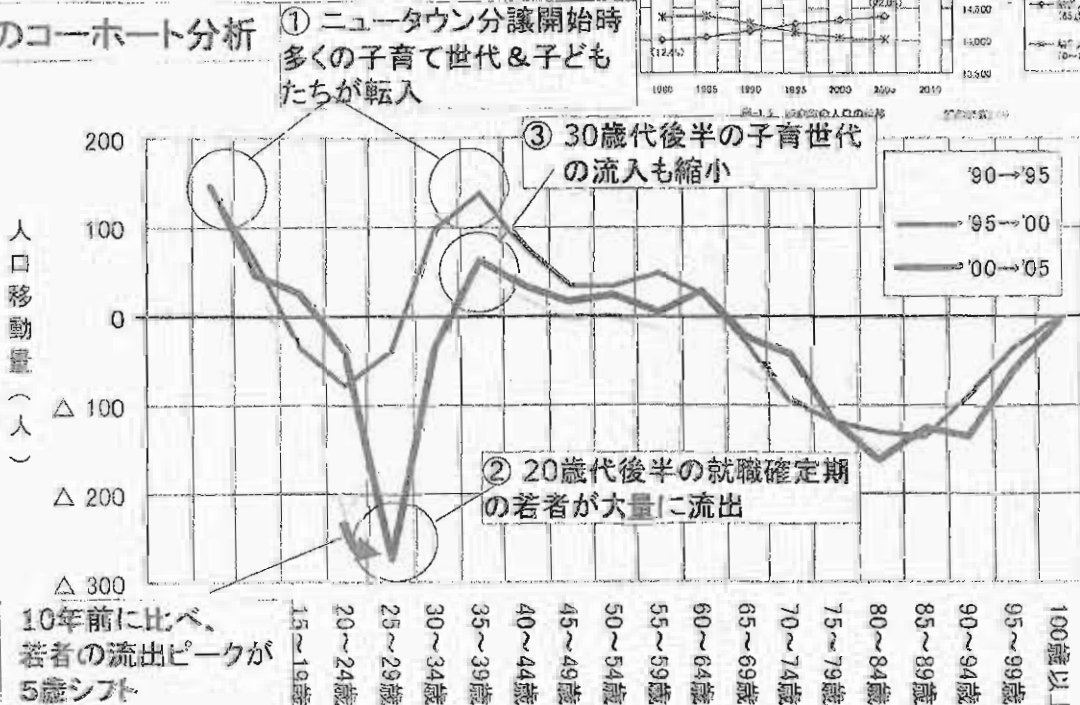
2010年 新実験棟(5号館)竣工
北関東では最大の生命科学教育研究機関の体制整備

現状と課題 人口

板倉町の人口推移



板倉町のコーホート分析



現状と課題 産業

かつては
人口の50.6%が第一次産業
1975年以降
第一次産業(農業)人口の減少

第三次産業の人口の増加
なかでもサービス業の従事者が増加
経済のサービス化が急速に進展している

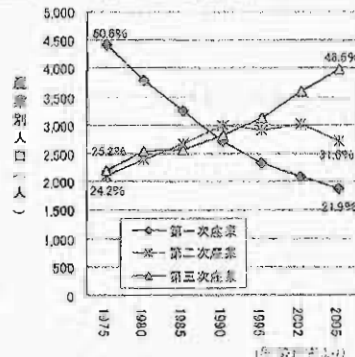


図-1.4 板倉町の産業別人口の推移

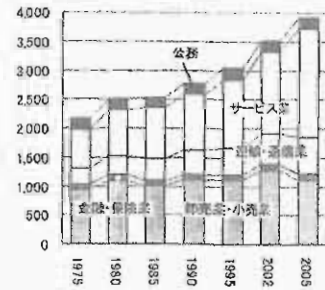


図-1.5 板倉町の第三次産業従業者の内訳

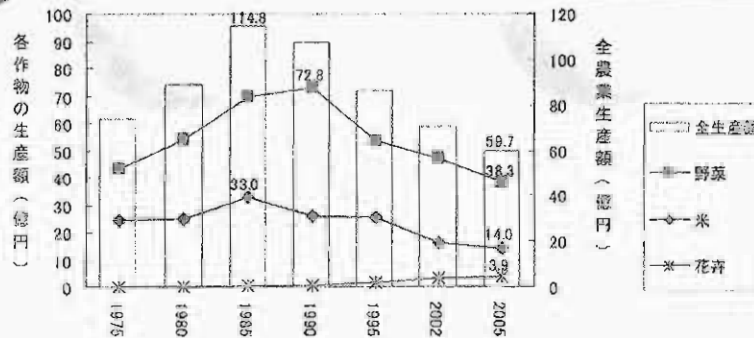


図-1.6 板倉町の農業生産額の推移 (群馬県農林水産統計年報等より)

農業生産額
1985年をピークに大きく減少

2005年 約60億円
主力の米・野菜の生産は減少
花卉の生産額が増加

工業 405億円(2005年)
商業 173億円(2007年)

現状と課題 優先課題

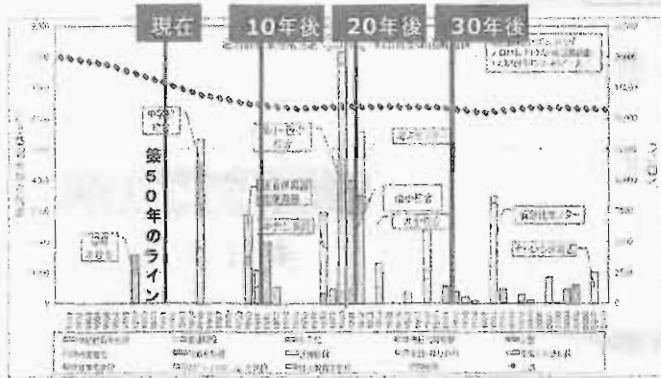
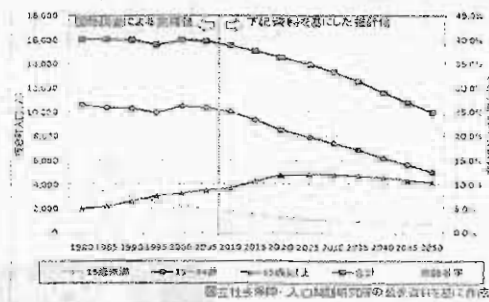
板倉町の政策課題 (優先順)

- ① 板倉ニュータウン事業の推進
(企業誘致, 商業施設誘致, 住宅販売)
- ② 生活道路の整備
- ③ 防災対策(ソフト面)
- ④ 幹線道路の整備(国道バイパスの整備等)
- ⑤ 新庁舎の建設
- ⑥ 土地改良事業の推進
- ⑦ 観光資源の活用, 観光農園の導入
- ⑧ 図書館の建設
- ⑨ 総合運動施設の整備
(ランク外)市町村合併

将来的な課題 二つの高齢化

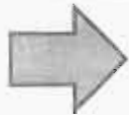
ひとつめの高齢化＝人の高齢化

- 人口は本格的に減少
- 働き盛りが減 → 税収減
- 高齢者が増 → 扶助費増
- 加えて交付金は減少(予測)



ふたつめの高齢化＝施設の高齢化

- すでに役場本庁舎は耐用年数を超えている。
- 20年後には、ほぼすべての学校、中央公民館、保育園が耐用年数を超える。



- ・国家財政に頼らない自立的な財政運営を目指すことが必要
- ・公共施設やインフラなどの的確なマネジメントが必要

板倉町のレモン

1. 風土的競争力の源泉 : 農業

キュウリの生産量は全国4位を誇り、競争力を持つ農産物。板倉町の経済を下支えできるポテンシャルをもつ。新規農産物や加工品の開発等により競争力を高められる。



2. 地理的競争力の源泉 : 東北自動車道

北関東自動車道の全線開通により、地域の交通ネットワークの要所としてのポテンシャルが飛躍的に高まった。



3. 他にはない競争力の源泉 : 東洋大学

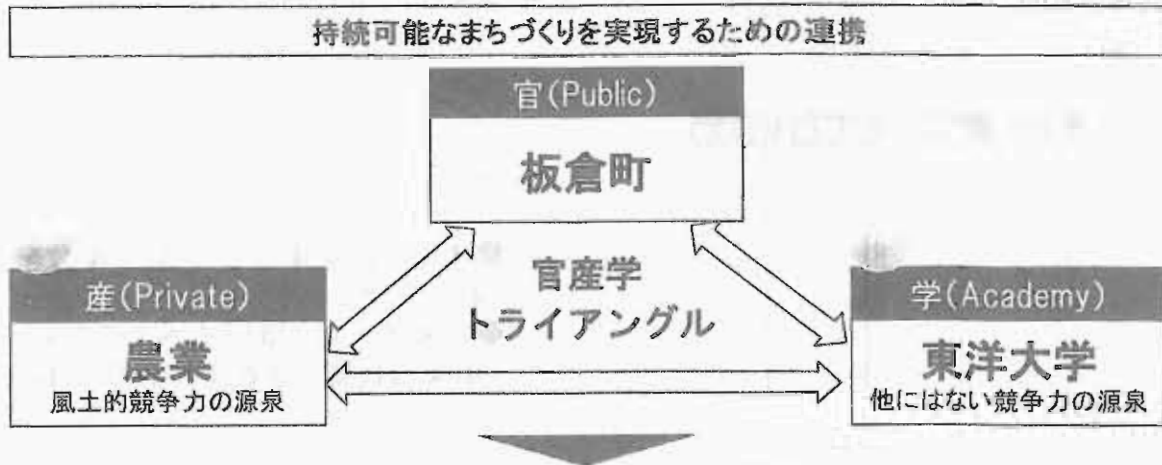
近隣自治体には存在しない私立総合大学のキャンパス。東洋大学は10学部44学科、大学院11研究科を持ち、5つのキャンパスと附属高校がある。全国的なネットワークと積極的な産学連携を推進している。



官産学トライアングル ～東洋大学との連携強化～

■ 官産学トライアングル

＝「板倉町(官)」+「農業(産)」+「東洋大学(学)」による三位一体の連携関係



それぞれがメリットを得るWIN-WIN-WINの連携を進めて、板倉町の課題の早期解決やこれまでにはない将来の活性化に生かしていく

学 (Academy) – 東洋大学

■ 板倉キャンパス施設の活用

板倉町の優先課題		東洋大学との連携による解決策
1	板倉ニュータウン事業の推進(企業誘致、商業施設誘致、住宅販売)	経済振興に関する課題に向けて、板倉キャンパス生命科学部、生命科学研究所と共同研究を進めるパイオ調達企業の誘致、大学OB企業の誘致などが展望できる。
2	生活道路の整備	
3	防災対策(ソフト面)	東洋大学板倉キャンパスを板倉町の防災拠点あるいは避難拠点と位置づけ、町と大学の相互利用可能な非常食や生活必需品などの備蓄、共同での防災訓練の実施などについて連携を図ることで、双方が非常時対応力や安全の確保を高めることが可能となる。
4	幹線道路の整備(国道バイパスの整備等)	
5	新庁舎の建設	板倉キャンパスの未利用/低利用施設を板倉町で借受け、庁舎として活用により少ない支出で充実した環境を確保できる。板倉キャンパスの施設は築15年以下であり、耐震性等の機能は高いと考えられることから町の災害対応力も高まる。
6	土地改良事業の推進	
7	観光資源の活用、観光農園の導入	板倉キャンパスの地域活性化研究所は、これまでも地域の観光産業の育成に関する調査等を行っている。すでに館林市とは「涼しさを体感ツアー」などを開催しており、板倉町の観光資源開発や観光産業の活性化への協力は期待できる。また国際観光学科との連携により海外からの観光客誘致などの取組を進めることも考えられる。
8	図書館の建設	板倉キャンパス内の図書館を町民利用にも開放していただくことを申し入れ、その代わりに図書館の寄贈や運営サービスの連携などを図ることで大学側にもメリットを与えることが考えられる。
9	総合運動施設の整備	大学が有する総合運動場の内、使用頻度の少ない箇所を町民に開放することを検討していく。サーカス場、多目的グラウンド、テニスコート、体育館、400mトラック等を町民向けに広く利用してもらうためのイベント・運動会・競技大会等を企画・実施する。
市町村合併		

自治体間の連携

東洋大学キャンパスを有する自治体との連携による

■ 農産物市場の拡大

■ 防災機能強化

「シェアード・サービス」の可能性検討

- 経費削減・効率化、住民サービス向上等
- 連携自治体との協定により

災害発生時の職員派遣、援助物資提供等の協力態勢の構築

東洋大学との更なる連携

■ 新たな産業育成・誘致

- 「生命」「環境」「食」をテーマとした生命科学部との連携
- 東洋大学の他の学部との連携
- 東北自動車道・館林インターを活用、関連企業の誘致・育成

将来へ向けて

1. 短期の取組と成果 : 現在の考察と将来像の設定

現状のままの将来像	人口減少・高齢化	→ 税収減少・支出増大
	公共施設の不足・老朽化	→ サービス停滞・支出増大
	企業・大学の撤退	→ 税収減少・人口減少

新たな将来像	東洋大との連携についてメリット／デメリットを検討 町長、議会、町民が現状と将来像を共有する『検討会』の開催
--------	--

2. 中期の取組と成果 : 東洋大学推進室の設置と実行

東洋大学推進室の設置 『検討会』の意見を尊重しつつ 課題解決と将来ビジョンの策定	東洋大学に対し板倉町において実現したい計画を提示
	<ul style="list-style-type: none"> ● マスタープラン策定 ● 大学施設の利活用についての具体案 ● キャンパス所在自治体との連携
プロジェクトの実行可能性の検討 実行に向けた推進体制／スケジュール／予算	

3. 長期の取組と成果 : 20年後の板倉町

4. 将来のまちのイメージ : 30年後の板倉町

公民連携プロジェクトレポート
～海外地方自治体のPPP可能性調査～
フィリピン・ミンダナオ島・ブトゥアン市にて

Feb 02, 2012

経済学研究科 公民連携専攻
高野 元秀

- ・東洋大学大学院経済研究科公民連携専攻では、過去に多くの地域再生支援プログラムを実施。
- ・国内では、岩手県紫波町、富山県富山市、福井県あわら市、兵庫県加西市、福岡県北九州市、神奈川県三浦市、群馬県板倉町で実績。
- ・2011年11月15日のアジアPPP研究所(APPPI)設立に先行して、フィリピン共和国ブトゥアン市にて、海外の地方自治体では初となるPPP経済開発可能性調査を実施。

・ブトゥアン市の位置について

フィリピン全国



Region XIII: Caraga



カラガ地方

1985年に指定されたフィリピンで最も新しいRegionで、Region XIIIと呼ばれる 北アグサン州、南アグサン州、北スリガオ州、南スリガオ州、ティナカト島で構成。リージョナルセンターは、ブトゥアン市

北アグサン州

面積 2,730.24km²
 人口 314,027人(2007)
 州都 ブトゥアン市
 州知事 Erlpe John Amante

ブトゥアン市

面積 817.28 km²
 人口 307,942人(2009)
 市長 Ferdinand M. Amante Jr.
 (2010-Present)



ブトゥアン市の繁栄と衰退

・60年代～80年代前半

日本という木材の輸出先の存在、日本の商社などが往来し、現地から買付け、日本に輸出して行く事により、市は繁栄した。しかしながら、乱伐により環境破壊が著しく80年初頭の天然森林伐採禁止法により、まちは主産業を失い、衰退の一途を辿る。

・80年代後半～09年代

過去における森林乱伐にから、洪水被害の影響が市に甚大な被害をもたらす事になっていく。これより、日本政府からその後20年以上に渡りODA(円借款事業)が供与され、洪水調節事業を行う。公共事業が地域の主産業を担う時代が続く。

・10年代～

日本政府のODAも完了し、建設業という主産業が衰退する中、新たなまちづくりのビジョンが求められる。

問題意識

・過去11年の間日本政府の円借款を資金源としたフィリピン共和国でのインフラ整備プロジェクトに従事、引続きフィリピンでの地域発展の貢献に期待

・ブトゥアン市の今後を危惧すると同時に、地元既存の有効活用されていない豊かな天然資源(きれいな水・森林)に以前から注目

・ブトゥアン市の将来ビジョンを共有できる地元の新しいリーダー達との関係

・ブトゥアン市では電力供給の不足が経済発展を妨げる為、地元地域に既存する豊かな自然環境に着目、有機的に活用し発電する事で地域に電力を供給する計画(現状400km先から送電・化石燃料による発電)

・地元企業と共に地産地消型再生可能エネルギー(中小水力発電)、上水道コンセッション事業、森林活用(バイオマス)、法人農業事業等の展開による新たなまちづくり

・過去における日本との友好的な関係、現地の親日的感情から、日本をパートナーとしての投資・事業参加への地元の期待(現地・日本を繋ぐ役割)

ブトゥアン市のリーダー(ポリティカル フィシビリテイの存在)

・フェルナンド アマンテ市長(44)

元々政治経験は無いが医師として長く活躍、地域コミュニティーで貧困層に無料診察を行うなど、市民に絶大な人気を誇る。10年の選挙にて地域の変革を訴え当選。ブトゥアン市PPP・経済開発協議会代表

・ローレンス フォーチュン副市長(37)

アマンテ市長を法制、立案などで支える。地元のユース、ビジネスクラブからの信頼が厚い。元々、首都マニラで著名な弁護士であったが、地元を想う気は人一倍強く、10年の選挙に合わせ地元に戻り当選。ブトゥアン市PPP・経済開発協議会副代表

・ロニー氏(49)

ミンダナオ最大の総合建設企業の社長、従来の公共事業請負依存型から脱皮し、PPPによる地元地域が恩恵を受けるインフラ事業(エネルギー・水・農業)を推進。ブトゥアン市PPP・経済開発協議会幹事

・オマー氏(48)

ブトゥアン市商工会会長、フィリピン地方銀行協会会長、フィリピン最大の地方銀行のオーナー、マイクロファイナンスを活用した地域発展に貢献している。ブトゥアン市PPP・経済開発協議会理事

・サンチャン氏(57)

ブトゥアン市水道公社CEO、水道公社CEOとして水資源活用と共に保護の重要性も熟知しており、長く水域の森林保護、植林事業を地元有志と行っている。前市政下で違法鉱山操業と闘ってきた。ブトゥアン市PPP・経済開発協議会理事

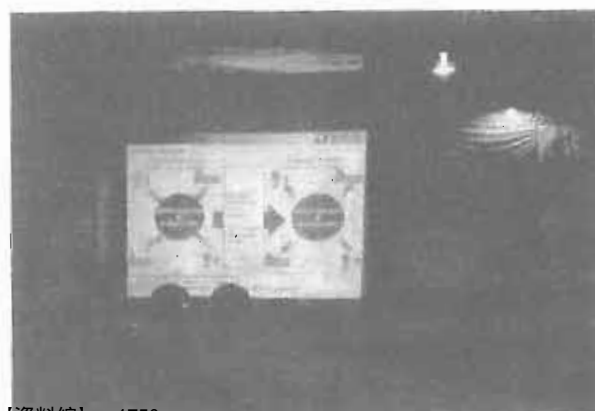
ブトゥアン市のリーダー



東洋大学大学院PPP研究センターとの連携 (Academeの活用)

- ・当初、個々のプロジェクト(中小水力発電、上水道コンセッション事業、法人農業事業等)による地域開発であった物を市レベルで幅広く活動やビジョンを共有し、地元有志を巻き込む為に、ブトゥアン市より東洋大学地域支援プログラムにPPP・経済開発可能性調査を依頼、MOUを締結。
- ・サム田淵教授、リサーチパートナー、院生(11名)がチームを組み、2カ月の事前研究の後、'11年9月に現地調査を実施。
- ・帰国後、2カ月の期間を要し最終報告書を作成、'11年11月に市長ら約30名が来日、最終報告会を開催。森林・農業廃棄物活用による地域エネルギー開発、ウッドペレット輸出、農業振興、水資源活用、公共市場の再開発、農産物の付加価値化、新しいコンセプトによる観光などを提案。
- ・提案内容に関連したプロジェクト視察、日本からの投資・事業参加を想定したマッチング、企業・自治体訪問を実施。
- ・大学間学術提携を通じた現地教育水準の向上による市の発展への期待(ブトゥアン市の3大学と東洋大学との提携調印)




現地調査



PPP調査最終報告会後のブトゥアン市経済開発の動き

- ・フィリピンに帰国後、将来ビジョンを共有した市長及び新リーダー達は、報告書提案を推進すべくブトゥアン市PPP経済開発協議会を設立。
- ・ブトゥアン市PPP経済開発協議会の組織づくり、メンバーの選定。
- ・隔週に集い、公共アセットインベントリーの活用、再生エネルギー事業や上水道コンセッション事業の現況など様々なテーマを議論する。
- ・日本で投資、事業参加を前提に訪問した企業・自治体へのフォローアップ。
- ・ブトゥアン市の3大学と東洋大学との提携に基づくプログラムの実施。(3月に公民連携専攻、理工学部、文学部、生命科学部と合同で短期講座を現地で実施の予定)
- ・最終報告会以降、日本企業3社及びドバイベースの企業1社と出資・事業参加・業務提携に関するMOU締結、2月中にエネルギー関連企業1社が現地入りの予定。

本調査から始まった日本の投資、事業参加(株式会社長大)

	Ashiga	Taguibo	Wawa
事業名称	Ashiga River Mini-Hydro Power Project 	・Taguibo #1 River Mini-Hydro Power Project ・Taguibo #2 River Mini-Hydro Power Project 	Wawa River Mini-Hydro Power Project 
事業場所	Brgy. Taguibo-Brgy. Anticaia, Butuan city, Agusan del Norte	Brgy. Poblacion 1, Santiago, Agusan del Norte	確認中
発電容量(予定)	8,000 kW	5,000 kW (2,500 kW × 2)	30,000kW
事業費(予定)	1,000百万PHP	700~800百万PHP	未定
事業開始(予定)	2014年半ば	2014年半ば	未定
現状ステージ	DOEとの間で事業権契約済	DOEとの間で事業権契約済	DOEへの申請に向けた準備中
備考		・開発サイトは2箇所	

再生エネルギー活用法(RE ACT OF 2008 RA9518)の概要

- (1)長期固定価格買い取り制度(Feed in Tariff:FIT)の創設
- (2)新規投資に対する7年間の法人所得税免除(ITH)
- (3)再生可能エネルギーによる燃料や電力の販売に対する付加価値税(VAT)の免除
- (4)開発に必要な関連資機材の輸入関税の免税(10年間)
- (5)設備や機械に対する特別固定資産税率の適用
- (6)ITH終了後の総所得に対する優遇課税

今後の海外PPP・経済開発調査について(APPPI活動)

・フィリピンでは、2010年に就任したアキノ大統領がPPPによる経済開発を国の重要施策に掲げているため、PPPへの国民の関心が高い。しかし、政府のPPP政策は国家プロジェクトに向けられており、地方自治体のPPPを対象にしたブトゥアン市の調査は、フィリピンで話題となった。

・ブトゥアン市でのPPP・経済開発調査の取組みを知ったセブ州のサンホゼリコルトス大学の関係者が同州・マンダウエ市に参加を打診。

・2012年1月19日に、マンダウエ市議会立会の元、APPPIとPPP・経済開発調査実施に関するMOUを調印。

・2ヵ月間の事前研究後、2012年5月に現地調査実施の予定、その後2ヵ月間の報告書作成期間を経て、7月に最終報告会開催の予定。



Toyo University
125th
Anniversary

印刷用

日本で初めて

「全国自治体公共施設延床面積データ」を公表

～981市区町村の人口一人当たり面積は平均3.42㎡～

社会資本基礎データ研究会

東洋大学PPP研究センター
秦野市職員有志

調査の概要

■制作・・・東洋大学大学院生・修了生+秦野市職員有志

■全国自治体のHPから、

2010年3月の公共施設延床面積データを入手。

■人口で割り算して、人口一人当たりの延床面積を算出。

■人口規模別に掲出。

■データは以下からダウンロードできる。

<http://www.pppschooll.jp>



一人当たり延べ床面積と人口規模との相関

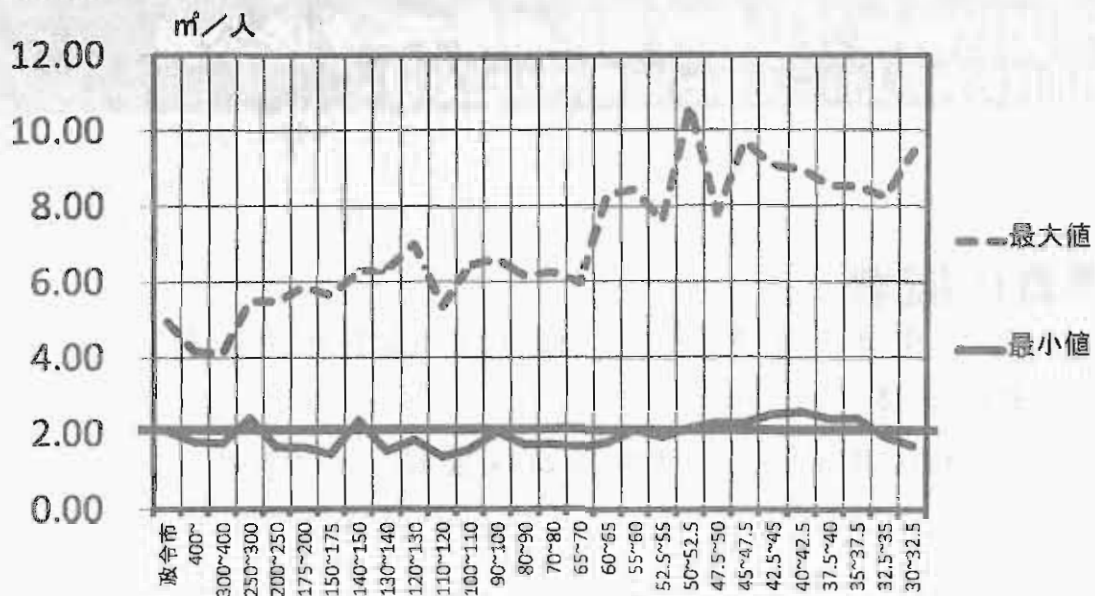
調査前は、公共施設にはスケールメリットがあるため、

- 人口規模が大きい自治体は一人当たり面積は小さい
- 人口規模が小さい自治体は一人当たり面積が大きい

傾向があるものと推測した。

しかし実際には、一人当たり面積と人口規模には相関はなかった。

人口規模別延べ床面積最大値・最小値 (3万人以上)



- どの人口規模でも、最小値は一人当たり2m²程度。
- 反面、同じ人口規模でも数倍の施設を有する自治体もある。

全体の最大値は北海道占冠村の153.95m²/人

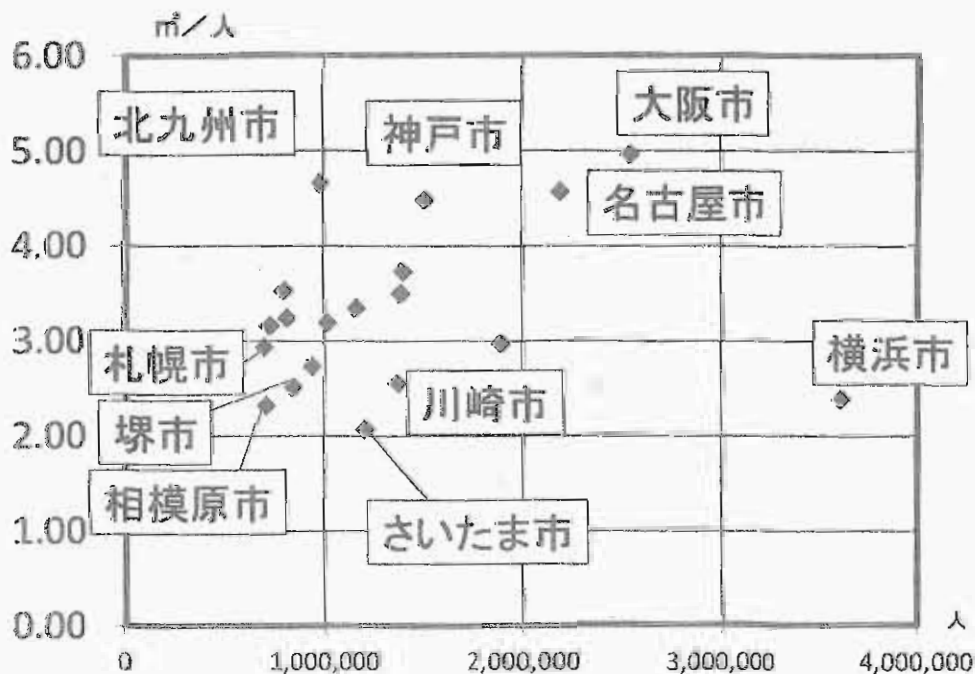


- JR石勝線で新千歳空港から1時間、東京から3時間のスキーリゾート

東京は都の負担が多い(住民負担は同じ)

地域名	市区町村 所有施設(m ² /人)	都県所有施設 (m ² /人)	合計 (m ² /人)
埼玉県	2.20	0.86	3.06
千葉県	2.40	0.88	3.28
東京都(特別区)	1.89	2.08	3.97
東京都(市町村)	2.03	2.08	4.11
神奈川県	2.40	0.78	3.17

人口と一人当たり公共施設延床面積の比較 (政令市)



データからわかったこと

■一人当たり延床面積が小さくても安心できない。

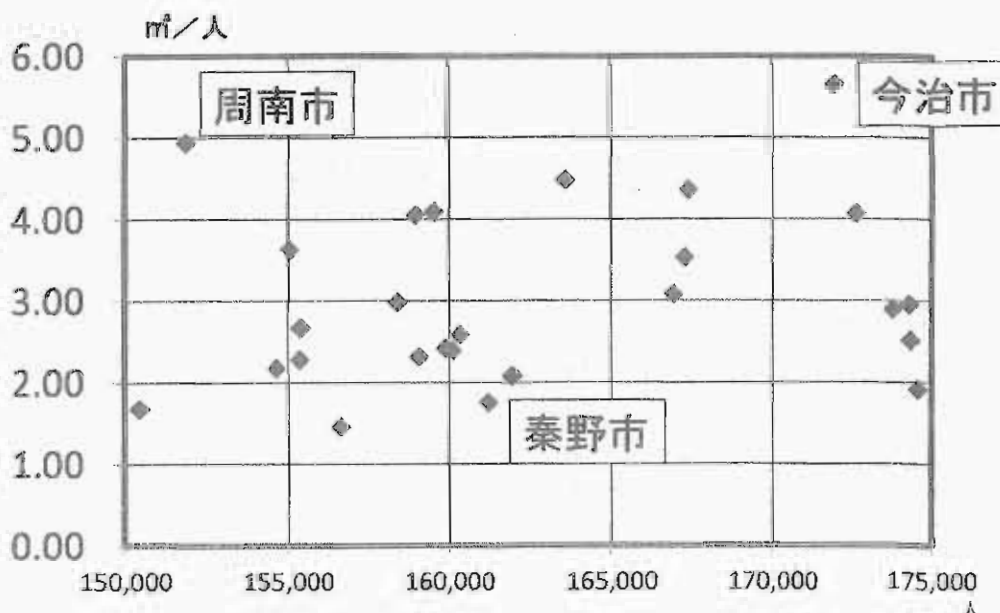
- さいたま市公共施設マネジメント会議(H22年度中間報告)では将来の更新投資予算が約2.6倍必要と試算されている。
- 秦野市公共施設再配置に関する方針案(H22/6)では今後40年平均で42%不足と試算されている。

■面積の大きな自治体ではさらに厳しい可能性あり。

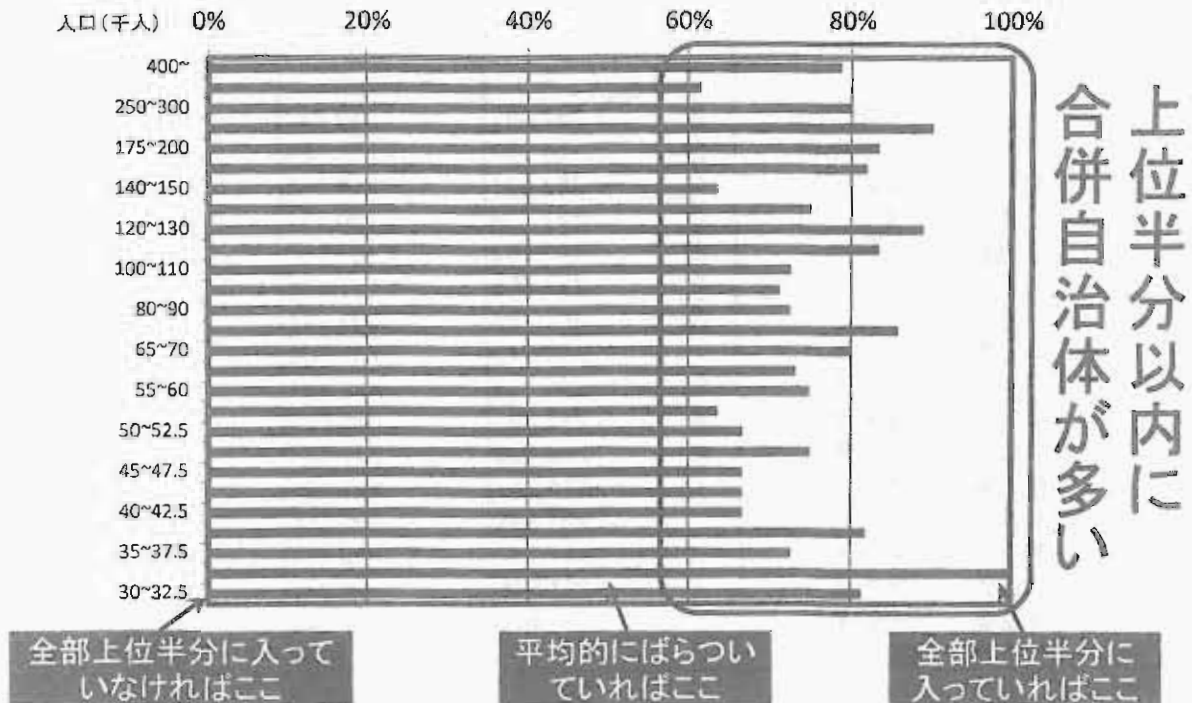
国の補助金を要求するのは、一人当たりの面積の小さな自治体の住民が支払う国税を、面積の大きな自治体の住民に使わせろ
 と言うことに等しい。

=キリギリス症候群

人口と一人当たり公共施設延床面積の比較 (人口15~17.5万人)



同人口規模上位半分に属する合併自治体の割合



合併自治体の考察

- 本来は合併しても一人当たり面積は変わらないはず。
- 大きいと言うことは、
 - ① もともと資産の多い自治体同士が合併した
 - ② 合併を機に公共投資を行ったかのいずれか(もしくは両方)
- ②に関連して、合併特例債(合併するなら特別に地方債を発行できるという特典、合併を促進する効果を期待)の悪用が推測される。結果的には、合併は促進されたが過剰資産が残った。
- いずれにせよ、合併によってリストラする民間企業とはまったく逆の効果が生じている。

人口20～25万人自治体の一人当たり面積ランキング

人口250～300千人			人口 (人)	面積 (㎡)	一人当たり (㎡)
山口県	下関市	合	282,091	1,552,740	5.50
長崎県	佐世保市	合	264,959	1,289,705	4.87
新潟県	長岡市	合	283,631	1,216,681	4.29
三重県	津市	合	281,758	1,130,121	4.01
北海道	函館市	合	282,459	1,104,550	3.91
岩手県	盛岡市	合	291,709	1,017,078	3.49
福井県	福井市	合	265,457	903,141	3.40
山形県	山形市		250,040	832,505	3.33
茨城県	水戸市	合	266,713	882,494	3.31
福島県	福島市	合	292,301	949,679	3.25
静岡県	富士市	合	256,523	829,037	3.23
徳島県	徳島市		259,281	809,501	3.12
兵庫県	明石市		293,846	830,366	2.83
神奈川県	平塚市		257,387	722,284	2.81
大阪府	茨木市		270,965	708,778	2.62
千葉県	市原市		279,629	731,143	2.61
兵庫県	加古川市		267,711	675,052	2.52
大阪府	八尾市		265,220	640,333	2.41

合併自治体「機能重複」



荏瀬総合文化センター内アリーナ
1996(平成8)年築



安濃中央総合公園内体育館
2000(平成12)年築



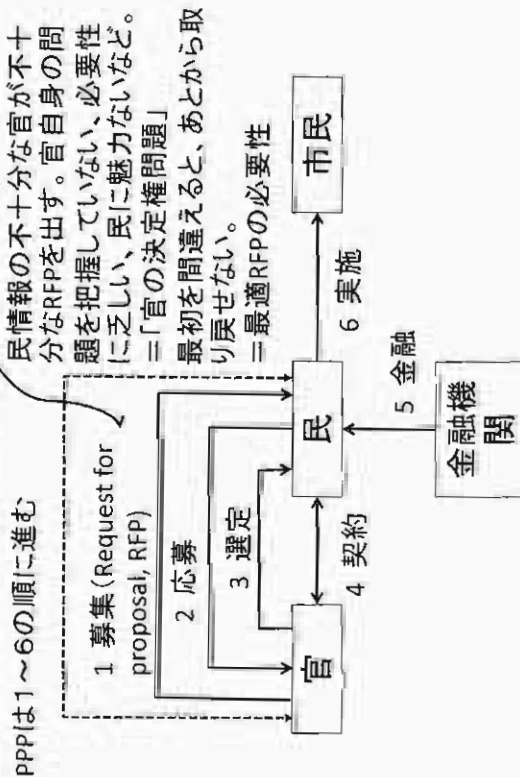
東洋大学PPP活動報告

2013. 1. 29
東洋大学教授 根本祐二

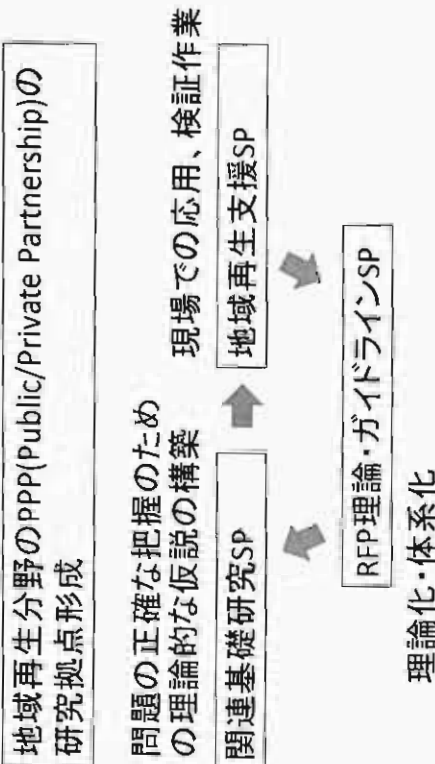
経緯

- 経緯 2006年 大学院経済学研究科に公民連携専攻を開設(通称PPPスクール)
- 2008年 文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定(～2012)、PPP研究センターを設立し教育・研究の2輪体制となる。
 - 研究プロジェクト名
 - 地域再生分野のPPPの研究拠点形成(最適RFP理論形成)
- 2011年 国連PPP推進局よりPPP専門の教育研究機関として世界で初めて認定される

PPPの問題点と研究の必要性



研究プロジェクトの構成



サブプロジェクト1 関連基礎研究SP

- 趣旨: PPPを使うことにより解決しうる地域課題を抽出するための手法を研究。
- 具体的活動
- (a) 社会資本老朽化に伴う将来更新投資計算ソフトの開発
- (b) 5才年齢別人口増減分析法の開発
- (c) 欧米、アジアのPPPP研究機関との連携による海外のPPPプロジェクト、RFPの情報収集
- (d) 東日本大震災の関連研究、復旧復興PPPの研究

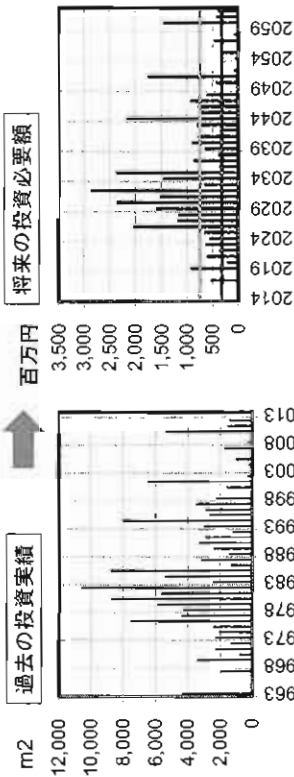
サブプロジェクト2 地域再生支援SP

- 趣旨: 特定の自治体と連携して地域の課題をPPPにより解決する方策を具体的に検討。
- (a) 自治体での検討(20自治体)
- (b) RFPの具体的な制作支援(8自治体)
- (c) 研究成果を国、自治体の政策に反映させるための政策提言(PFI法、日本版FEMA、経済対策など)

サブプロジェクト3 RFP理論・ガイドラインSP

- 趣旨: PPによる解決のための最適なRFPの理論を構築し成果を公表。
- (a) 代表的なRFP事例の収集分析
- (b) 最適RFP設計理論の定式化(PPP研究センター紀要(3月刊行))
- (c) ガイドラインの製作、研究成果の公表(3月HPで発表予定)

事例5 関連 社会資本老朽化に伴う将来更新投資計算ソフトの開発(ウェブで一般公開)



マクロ推計法と異なり、個別自治体ごとに計算可能。今まで計算したすべての自治体で「不足」が計測された。このロジックは、その後総務省ソフトに応用されている。多くの自治体で実態把握→方針→計画→実行へ進み始めている。

将来投資平均額は749百万円
 予算確保可能額は316百万円
 必要倍率 2.37倍

事例2, 3関連 震災対応プロジェクト

- 目標 正確な記録、PPP的の知見を活かした提案・提言
- 記録系
 - 震災関連リンク集制作
 - 1000日記録制作
 - 震度6以下の重大事象リスト制作
 - リンク集「明日起きる災害に備えるサイト」
- 提案・提言系
 - 震災復興のための第1次提案
 - 震災復興PPPオンライン相談室
 - 社会資本更新投資計算ソフトおよび震災版
 - 日本版FEMA(緊急事態管理庁)設立提言
 - 国土交通省「官民連携事業による震災復興に関する検討業務」支援

事例2

事例3

事例6, 7, 8 海外ネットワーク、プロジェクト

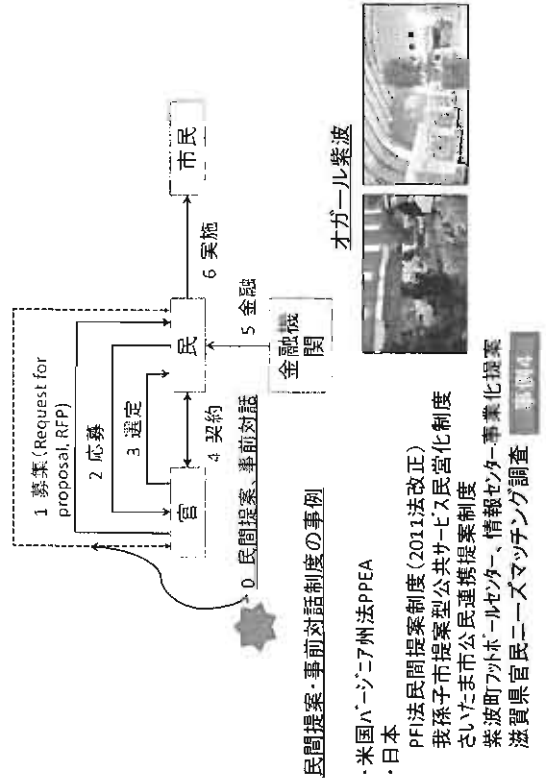
- 海外提携先
 - 国連PPP推進局(2011東洋大学が国連PPP教育研究機関として認定)
 - NCP(米国PPP協会)、ICMA(国際シティ・マネジメント協会)、Urban Land Institute
 - ジョージア工科大学、フロリダ・アトランティック大学(米国)
 - アジア開発銀行
 - ファザー・サトウルニウリオス大学、カラガ州立大学、セントジョセフ工科大学、フィリピン大学、サンホゼリコルトス大学(フィリピン)、国際イسلام大学マレーシア
 - 現在、インドネシア、ベトナムなどから依頼あり
- 海外でのPPP可能性調査
 - 米国サンディエゴ・スプリングスモデル
 - フィリピン・ブトゥワン市、フィリピン・マנדダウエ市、キルギス共和国

事例8

事例7

事例6

事例4関連 最適RFPモデル(民間提案制度)



オガール紫波

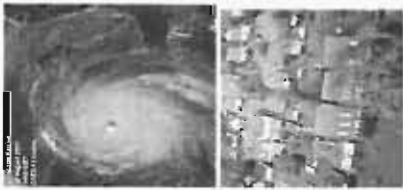
事例4

今後の計画

- 手法としてのPPP以前に、地域及び自治体経営自身に大きな課題がある。「自治体経営＝シティ・マネジメント」を対象にする。
- 1 シティ・マネジメント
 - 海外ではシティ・マネジメント手法が一般化(米国では市の6割にシティ・マネジャーが存在)。日本では一人のマネジャーではなく、全職員で支える。
- 2 公共施設・インフラマネジメント
 - 日本でのシティ・マネジメントの最大の課題がバランスシート。資産における老朽化と更新投資負担、負債における過大債務の存在。
- 東洋大学の対応
 - 教育面: 2013年度よりシティ・マネジメントコース開設。
 - 研究面: PPP研究センターの課題として上記1,2を取り上げる。

5 アメリカの緊急事態管理庁(FEMA)

- ◆ 1979年、危機管理に関する6組織を統合し、FEMAを設立。
- ◆ 1988年、スタフォード法(災害支援法)施行。活動を一体的に法的に支援。
- ◆ 2002年、FEMAを国土安全保障省(DHS)に統合。
- ◆ 2005年、ハリケーン・カトリーナによる甚大な被害が発生
ホワイトハウスは、連邦政府と地方政府の連携の不足さを指摘。
- ◆ 2006年以降、ハリケーン・カトリーナでの失敗を教訓に、国家危機管理システム、国家対応計画等を改訂し、現在に至る。

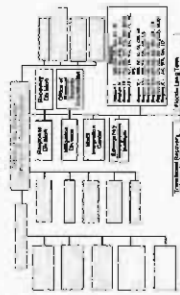


ハリケーン・カトリーナによる被害

5 アメリカの緊急事態管理庁(FEMA)

- ◆ 主たる役割は自然災害への対応
- ◆ 総合的システムに基づき諸活動を実施
- ◆ 長官による一元的な指揮系統
(大統領が任命権者)
- ◆ 長官の資格要件は危機管理等の能力・知識と5年以上の実績
- ◆ 本部(ワシントンDC)と10地域支局を設置
- ◆ 十分な職員数(3500名以上)
- ◆ 常勤職員8000人と臨時職員10000人を雇用できるほどの十分な予算
(いつでも使用可能、10.5億\$、2011年)
- ◆ 法的裏付けは「スタフォード法」

FEMA



FEMAの組織図
FEMA Organization



FEMAの本部、地域支局配置

6

6 日本における防災体制の改善策

- (1) 緊急事態管理庁の創設
- ① 防災等の専門家を組織の長とする
 - ② 防災等に関する計画及び実施を、常設の専門部署で担任する
 - ③ 権限と予算を付与する
 - ④ 日本の防災等専門家をネットワーク化する
 - ⑤ 関係職員に対する教育・訓練の実施、資格の付与

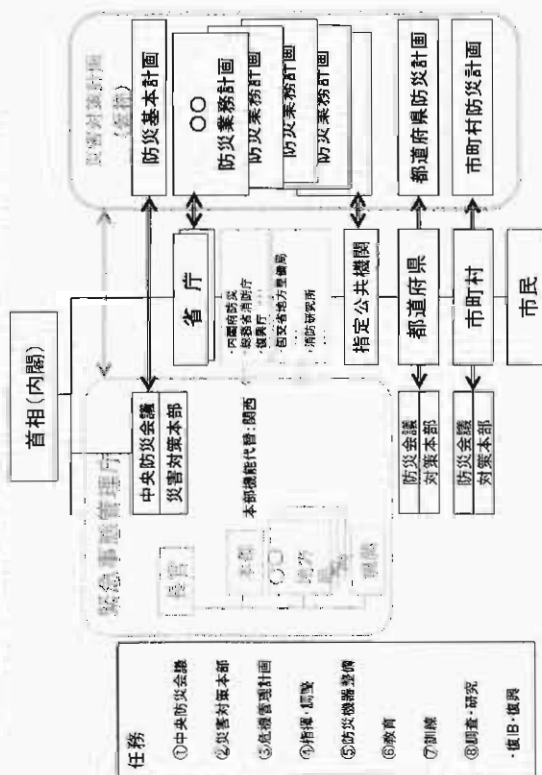
7

6 日本における防災体制の改善策

- (2) 当面の措置
- ① 専任の防災担当大臣を置く
兼任ではなく、防災専門大臣を任命
 - ② 内閣府に24時間意思決定できるスタッフを置く
恒常的に意思決定して指示できるスタッフ機能の強化
意思決定を支援する専門チームの拡充を含む
 - ③ 内閣府で各種防災計画を検証・統制する
防災計画、省庁業務継続計画の検証、修正(統制)を業務とする
 - ④ 外国の知恵・識見を活用する
 - ⑤ 5年以内の日本版緊急事態管理庁設置を立法化する

8

7 緊急事態管理庁を設置した防災体制(一例)



8 日本版緊急事態管理庁の業務支

■ 平常時

- ◆ 防災、危機管理に関わる研究・教育
防災講座の運営、国家資格審査、訓練の企画・実施、被害分析など
- ◆ 包括的な危機管理システムの構築
災害時対応援協定、人材確保、災害対応インフラの整備、広報活動など
- ◆ 救援物資、避難所候補等に関するデータ管理と配備計画

■ 災害発生時(救援時)

- ◆ 発生時の対応
災害の状況把握、規模の認定、損害の評価・分析
- ◆ 被害の緩和
避難、救助・救援活動の調整、避難所の選定・開設など

■ 復旧・復興時

復旧・復興計画策定、義援金の配布、予算の配分、雇用確保支援、金融支援、広報活動など

9 緊急事態管理庁設置の計画(案)

	1年	2年	3年目	4年	5年目	その後	記事
全般	● 専任の防災担当大臣を置く	● 5年以内の緊急事態管理庁設置を立法化する	● 24時間意思決定可能な内閣スタッフ機能の整備				● 緊急事態管理庁設置
組織・態勢			● 組織の概要を固める				● 庁の長を防災専門家とする
法制							
権限							● 危機管理計画(仮称)制定
業務							● 防災専門ネットワーク創設 ● 危機管理計画(仮称)の策定
教育・訓練							● 関係職員の資質審査を開始 ● 防災研究所、教育機関設置 ● 教育、訓練の実施 ● 関係職員に資格審査

注: 黒: 当面の措置 赤: 緊急事態管理庁における措置案

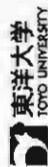
10 PPPの活用方法

- ◆ 研修
大学、民間企業と連携した研修プログラム開発と講座開設
- ◆ 組織構築
民間企業と連携した防災対応組織の構築
- ◆ 情報システムの構築
民間ノウハウを活用したIT支援・情報システムの構築
- ◆ シェアードサービス
自治体相互による危機管理シェアードサービス

平成23年度国土交通省「官民連携事業による震災復興に関する検討業務」
官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討業務

～遠野市を中心とした後方支援拠点整備事業調査支援～

平成25年1月29日
発行者 4期RP 増井 玲子



●遠野市とのつながり

東洋大学 東日本大震災現地調査 (第1回 H23年4月)



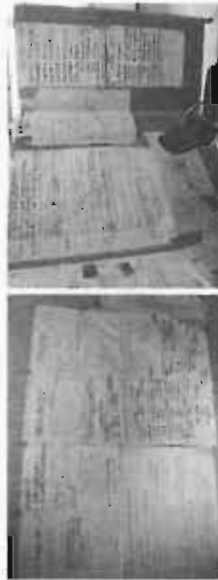
地震被害で市役所本庁舎(中央部)が全壊



全国から多くの支援自治体が集結



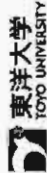
後方支援車の設置



後方支援拠点の記録が手書きで行き届いた場所に関する



本田市長と面談 1



●遠野市とのつながり

東洋大学 東日本大震災現地調査 (第2回 H23年7月)



東洋PPP、米国FEPAの災害対策専門家とともに、本田市から後方支援拠点の視察を行いました。

被災地ワークショップを開催

H23年11月、東洋のPPP専門家、
チームとともに、岩手県釜石市、遠野
市、国土交通省東北地方整備局にて、
PPPによる震災復興の可能性に関する
ワークショップを開催した。
開催前には、いまだ復旧途上にある
被災地ではPPPどころではないので
はないかと懸念していたが、各種で活
発な議論が展開されPPPの活用は大
きなヒントを得ることができた。



H24年2月のジュネーブでの国際PPP会議 PPP Days 主催「東洋・世耕・アジ
ア開発」において遠野市の後方支援活動を紹介し、世界の注目を集めた。 2



1. 調査事業概要

平成23年度 官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討業務

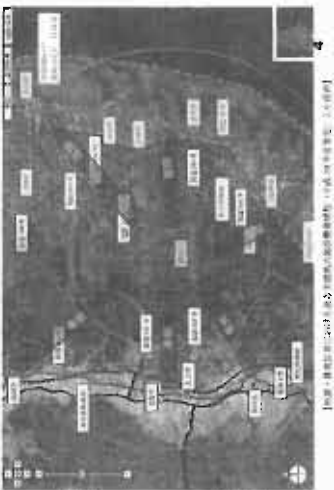
- 事業目的
災害時に比較的被害の少ない地方公共団体から被災地の地方公共団体を支
援する体制を構築するため、災害時の後方支援拠点施設のあり方及び平常時に
当該施設に求められる機能を整理するとともに、後方支援を実施するにあたり必
要となるノウハウや官民連携体制の構築手法について、岩手県遠野市をケース
スタディとして検討を行うことを目的とする
- 調査対象
遠野市、遠野市が支援した被災自治体
遠野市に集結した自治体、自衛隊、消防、警察、医療、民間団体等
- 調査手法
ヒヤリング調査(38団体)
活動記録調査(遠野市の手書き記録、各関係機関の活動記録等)
資料文献調査
- 成果構成
災害時の後方支援実績の分析及び後方支援に求められる機能
後方支援に求められるハード面の検討
後方支援に求められるソフト面の検討
後方支援に求められるネットワーク面の検討
後方支援拠点におけるPPPの活用可能性の総合的整理

2. 遠野市の後方支援構想



遠野市の概況

- 人口約3万人、総面積約826km²、H17年に旧遠野市と上閉伊郡宮守村が合併
- 昔から沿岸部と内陸部の交通拠点であり、宿場町として栄えた
- 現在も東北の幹線網が走る内陸部と沿岸部をつなぐ交通の要所
- 民話のふるさととして知られ、柳田泉氏の『遠野物語』の舞台
- 遠野南部長の時代「藩中藩」として独自の権限を持ち、自立性の高い地域であった
- 安定した花崗岩の地質で、火山や活断層もない地域には強い土地



遠野市の後方支援拠点構想

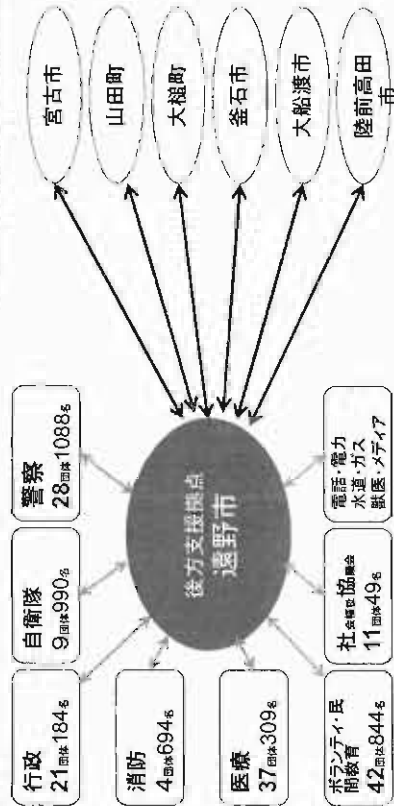
- H19年から遠野市の地理的特性を生かし、市を中心とした半径50km圏内の自治体をつなぐ「知震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想」を掲げ、国や県に整備の要望を提案していた

東日本大震災における後方支援活動

- 甚大な被害により被災自治体の行政機能が完全に喪失した状況下において、遠野市が後方支援拠点として、重要な人、モノ、情報の集積拠点として有効に機能した
- 後方支援構想と、それに基づきH19年、20年に実施した県、自衛隊、市民等が参加した大規模訓練の経験が生かされた

3. 遠野市の後方支援活動

全国から遠野市に集結した機関 ← 遠野市が後方支援を行った沿岸被災自治体(6市町)



4. 後方支援拠点の役割と機能

- 大規模災害に必要な3つの活動拠点



- 後方支援拠点の定義・必要な機能

後方支援拠点は、「被災地に近接した自治体が、計画に基づき被災地支援のために拠点(空間・設備、サービス)を提供し、多様な主体とリソースを連携させ、全体取組を強化し被災地支援を継続的に実施する活動拠点」

5つの機能

1. 専門性の高い機関・団体から、多くのマンパワーを供給するボランティア団体まで多様な活動主体【多様な主体】
2. 活動を実施するための多様なリソース(モノ、ヒト、カネ)【多様なリソース】
3. 復旧復興までの継続的な活動【フェーズの多様性】
4. 上記を実施するための事前の計画、訓練、協定、マニュアル等【計画性】
5. 活動主体の拠点【拠点性】

5. 後方支援に求められるハード面の検討

- 後方支援拠点に必要な8つの役割・機能(施設・整備)



* 本資料の活用方法は被災地支援
 * 後方支援拠点整備に活用可能なPPP手法を検討し、主要国のVFMを模倣

6. 後方支援に求められるソフト面の検討

① フェーズの設定 災害対応活動の状況とニーズの変化を整理

フェーズ	3	4	5	
発生	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
定着	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
必要対応	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
状況	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
活動	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
リソース (モノ、人材)	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
リソース (ヒト)	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援

6. 後方支援に求められるソフト面の検討

② 「リソースマトリックス」の作成 フェーズ毎に必要なリソース(モノ、人、設備等)をリストアップ

リソース	カテゴリー	発生・救命期	フェーズ
モノ (物資)	水・飲料 食料 生活必需品 医薬品 衛生用品 避難用品 その他	ライフラインの復旧・確保 避難場所の確保 避難用品の供給 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
モノ (資機材)	発電機 緊急復旧	ライフラインの復旧・確保 避難場所の確保 避難用品の供給 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
モノ (車両)		ライフラインの復旧・確保 避難場所の確保 避難用品の供給 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
人(人材)	救急隊員、医師、看護師、消防士、警察官、自衛隊員、ボランティア、市民、被災者、被災者、被災者	ライフラインの復旧・確保 避難場所の確保 避難用品の供給 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援
ハード (空間設備)		ライフラインの復旧・確保 避難場所の確保 避難用品の供給 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援 被災者の生活再建支援	被災者の生命・健康の確保、避難場所の確保、物資の供給、生活支援、被災者の心理的ケア、被災者の生活再建支援、被災者の生活再建支援

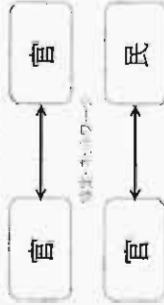
この表は大規模災害が発生した際に、いつどのようなリソース(物品、機材、人材、設備)が必要になるかを整理したものです。

- 被災地が復旧しない場合や被災地の状況がつかない場合でも、被災地が必要とするリソースを誰かが持ち込むことが可能
- 災害が発生した時点で、地域の行政、NPO、民間企業などのリソースを確保するのが、平常時に同じく行うことが可能

このリストは、地域の要請や経路に応じて、修正、追加していくことを想定しています。

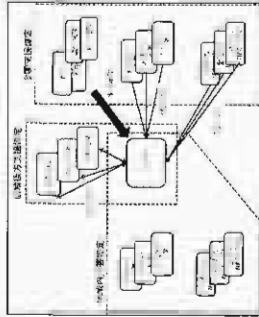
7. 後方支援に求められるネットワーク面の検討

● 後方支援におけるPPPの必要性



- * 自治体による自治体支援の必要性
- * 事前の必要リソースの確保、必要量、所在、調達、確保の確認
- * 本項編みつつ長期にわたる活動拠点の必要性

- 「最短期間、最小費用」で復旧・復興を進めるには、民間の資金、経営能力、技術的能力を最大限活用するための仕組みを導入することが有効であると考えられる。このためには、国の自治体、NPO、NGO、ボランティア、民間企業、地域住民の人的資源を総動員する広い意味でのPPPが必要となっている
- PPPの観点からは、後方支援産業の発展も期待される



災害を想定した全国PPPネットワークのイメージ

● 新たな広域後方支援ネットワークの構築

- 遠野市では、東日本大震災で課題となった、責任、権限、役割の明確化、活動財源の確保、インフラの整備等を解決する新しい仕組みづくりを引き続き検討している。大学院も支援続行中

滋賀県官民ニーズマッチング調査報告

2013. 1. 29
 滋賀プロジェクトチーム

0. 対象物件（全体配置図）



1-1. 背景・経緯（旧滋賀会館）

- 本県では、県庁周辺に所在する老朽化により既に利用をやめたり、今後、利用をやめる予定の複数の公有資産を「まちなか資源」として捉え、公共・公益的な目的を踏まえつつ、資産経営の視点に立って、その有効活用を戦略的に推進していく必要があります。
- そこで、本県では、平成22年度に県庁周辺地域のまちづくりの観点に立ち、対象地域内にある公有財産の土地利用の方向性に関する基本的な考え方を、望まれる都市機能のイメージ、今後の進め方等について整理し、「県庁周辺地域の将来構想」を策定したことを受けて、対象施設が立地する大津市において、「まちなか資源活用方策検討委員会」を設置し、県庁周辺地域のまちなか資源、既存施設及び空閑地について、中心市街地活性化に資するよう、まちづくりの方向性について検討を行っております。
- こうした背景から、まち全体のポテンシャルアップのために、公共の「まちなか資源」を有機的に連携し、戦略的な整備や事業展開を官・民・市民が三位一体となって進め、都市の価値を高め、各々の役割分担のもと相乗効果を促すような整備やまちづくりのプログラムを割り、複数の取組みを一体的に実施していくことが求められております。
- このように、まちづくりへの民間事業者の参画誘導と役割分担が求められる中、公共の「まちなか資源」の有効活用について、民間事業者が参画・提案しやすい環境づくりを目指し、民間事業者との「対話」を取り入れた公民連携による「課題解決型公募手法」を実施することとしました。

- 「課題解決型公募手法」を実施

1-2. 背景・経緯（旧体育文化館および周辺施設）

- 滋賀県では、県庁周辺に所在する老朽化により既に利用をやめたり、今後、利用をやめる予定の複数の公有資産を「まちなか資源」として捉え、公共・公益的な目的を踏まえつつ、資産経営の視点に立って、その有効活用を戦略的に推進していく必要があります。
- そこで、本県では、平成22年度に県庁周辺地域のまちづくりの観点に立ち、対象地域内にある公有資産の土地利用の方向性に関する基本的な考え方を、望まれる都市機能のイメージ、今後の進め方等について整理し、「県庁周辺地域の将来構想」を策定しました。
- これを受けて、対象施設が立地する大津市において、「まちなか資源活用方策検討委員会」を設置、県庁周辺地域のまちなか資源、既存施設及び空閑地について、中心市街地活性化に資するよう、まちづくりの方向性の検討を経て、滋賀県・大津市連携会議を開催した結果、旧体育文化館の歴史的価値を踏まえたと保存・利活用を多様な選択肢をもつて現実的な方法を検討するとともに、民間による利活用の可能性について検討を進めることとされました。
- 「サウンディング型市場調査の実施」
 ※サウンディング型市場調査とは、公有資産の有効活用の検討にあたって、その活用方法について、民間事業者から広く意見・提案を求め、対話を通して市場を把握する調査のことである。

2-1. 目的・期待される効果(旧滋賀会館)

(目的)

- 今回実施する公民連携による課題解決型公募手法における対話への参加事業者の募集は、実際に当該物件を取得し、施設の整備・運営を行う事業者を募集するものではなく、本県が民間事業者と「対話」することで、不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握しながら、中心市街地活性化につながる有効活用を誘導する事業者公募に向けた案件整理に役立てることを目的としたものです。
- 一方、対話参加事業者においては、事業者公募を視野に入れた上で対話を行うことにより、事業者公募段階では、本県の意向を十分に理解した上での事業提案が可能となります。

(対話から期待される効果)

- 民間事業者に行政の関心事や重視している点を正確に伝えることで、地域課題の解決や中心市街地活性化を促すことが可能となります。
- 不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い公募要件を作成することで、現実的かつ最適な有効活用を誘導することが可能となります。

5

2-2. 目的・期待される効果(旧体育文化館および周辺施設)

(目的)

- 現在、旧体育文化館及び県庁別館・第二別館等の土地建物について、県庁周辺地域を中心市街地活性化の観点からその有効活用の検討を行っているところであるが、旧体育文化館の歴史的価値保存・利活用を前提とした市場性の有無や公募事業の成立の可否についての判断が難しく、様々な可能性を調査・把握する必要があると考えております。
- そこで、滋賀県が民間事業者との「対話」を通じて、土地建物の活用のアイデアを調査する「公民連携によるサウンディング型市場調査」を実施します。

(期待される効果)

- 活用の検討の早い段階で、実施主体となる意向を有する民間事業者の「土地建物の活用可能性」を調査することで、活用方法について幅広い検討が可能となる。
- 地域の状況や行政課題を提示して「対話」することで、課題の解決に向け、民間事業者のノウハウを活かした活用案の検討が可能となる。

2-1. 目的・期待される効果(旧滋賀会館)

(目的)

- 今回実施する公民連携による課題解決型公募手法における対話への参加事業者の募集は、実際に当該物件を取得し、施設の整備・運営を行う事業者を募集するものではなく、本県が民間事業者と「対話」することで、不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握しながら、中心市街地活性化につながる有効活用を誘導する事業者公募に向けた案件整理に役立てることを目的としたものです。
- 一方、対話参加事業者においては、事業者公募を視野に入れた上で対話を行うことにより、事業者公募段階では、本県の意向を十分に理解した上での事業提案が可能となります。

(対話から期待される効果)

- 民間事業者に行政の関心事や重視している点を正確に伝えることで、地域課題の解決や中心市街地活性化を促すことが可能となります。
- 不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い公募要件を作成することで、現実的かつ最適な有効活用を誘導することが可能となります。

5

2-1. 目的・期待される効果(旧滋賀会館)

(目的)

- 今回実施する公民連携による課題解決型公募手法における対話への参加事業者の募集は、実際に当該物件を取得し、施設の整備・運営を行う事業者を募集するものではなく、本県が民間事業者と「対話」することで、不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握しながら、中心市街地活性化につながる有効活用を誘導する事業者公募に向けた案件整理に役立てることを目的としたものです。
- 一方、対話参加事業者においては、事業者公募を視野に入れた上で対話を行うことにより、事業者公募段階では、本県の意向を十分に理解した上での事業提案が可能となります。

(対話から期待される効果)

- 民間事業者に行政の関心事や重視している点を正確に伝えることで、地域課題の解決や中心市街地活性化を促すことが可能となります。
- 不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い公募要件を作成することで、現実的かつ最適な有効活用を誘導することが可能となります。

5

3-1. 対象物件 (旧滋賀会館)



所在地	滋賀県大津市京町3-301
土地面積	4,231.91㎡ (築地面積)
建物概要	構造等：新築コンクリート造 地下1階地上6階、昭和29年竣工 建築面積/延床面積：2,802.13㎡/9,110.35㎡ 耐震等級：Ⅱ
都市計画による制限	用途地域：商業地域 防火地域：防火指定なし
建築・造成等に關する制限	法定建築高さ/指定建築高さ：80%/400% 高さ地区：新市街地地区(建築物の最高高さの制限45m) 大津市京町地区(建築物の最高高さの制限45m) 大津市の京町地区(防火指定あり)等 ・大津市の京町地区(防火指定あり)等 ・歴史的建造物を保全、活用した商業施設や歴史的回廊の形成 ・歴史的建造物の保全、活用した商業施設や歴史的回廊の形成 ・歴史的建造物の保全、活用した商業施設や歴史的回廊の形成
後道状況	[附則] 幅員約17m (歩道含む) (県道 大津市京町線) [附則] 幅員約17m (歩道含む) (市道 中3301号線) [北側] 幅員約28m (市道 中1033号線)
土壌汚染	古建築等の調査より、土壌汚染の恐れはないものと考えらる。
その他	敷地内に玉蔵庫がある。

7

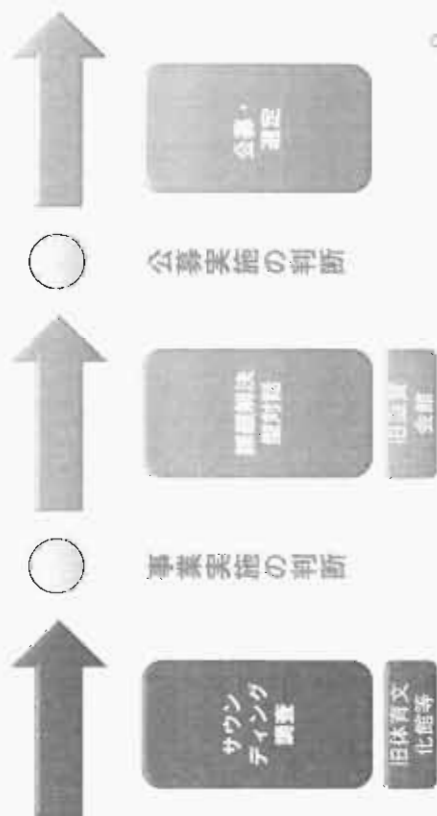
3-2. 対象物件 (旧体育文化館および周辺施設)



所在地	滋賀県大津市京町3-226
土地面積	2,095.40㎡ (公簿面積)
建物概要	構造等：鉄骨コンクリート造、2階建、昭和12年竣工 建築面積/延床面積：511.00㎡/976.76㎡ 用途地域：Ⅱ 耐震等級：Ⅱ 設計者等：三井建設、清水組(増清水建設) 施工 施設概要：1階 ホール、事務室、応接室、会議室、更衣室、宿直室等 その他：入母屋造、小室組、銅板葺
その他	敷地内には、以下の保護樹木及び植栽が存在する。 「ケミシバ、スズカケノキ」 昭和65年12月1日大津市指定、昭和29年4月現在指定樹齢70年

4-1-1. 官民ニーズのマッチング手法の整理

最適なRFPの発出に向けた多段階のニーズマッチングの工夫



4-2. 先進事例調査

自治体	先進事例の概要
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。
東京都	東京都は、民間企業と連携して、多岐にわたる公共施設を運営している。例えば、東京都立総合体育館は、民間企業と連携して運営されている。また、東京都立中央図書館は、民間企業と連携して運営されている。

4-3. 官民の円滑な対話デザイン

- (1) 地域性の考慮
 - 1) これまでの検討経緯の考慮
 - 2) 住民合意への配慮
- (2) コミュニケーションに参加する民間サイドへの広報支援
 - 1) 滋賀県および東京における広報
 - 2) 公民連携メールマガジン、関係団体へのアプローチ
- (3) 官民対話の必要性の意識啓発
 - 1) 職員・関係者への意識啓発
 - 2) 公民連携に関する情報提供

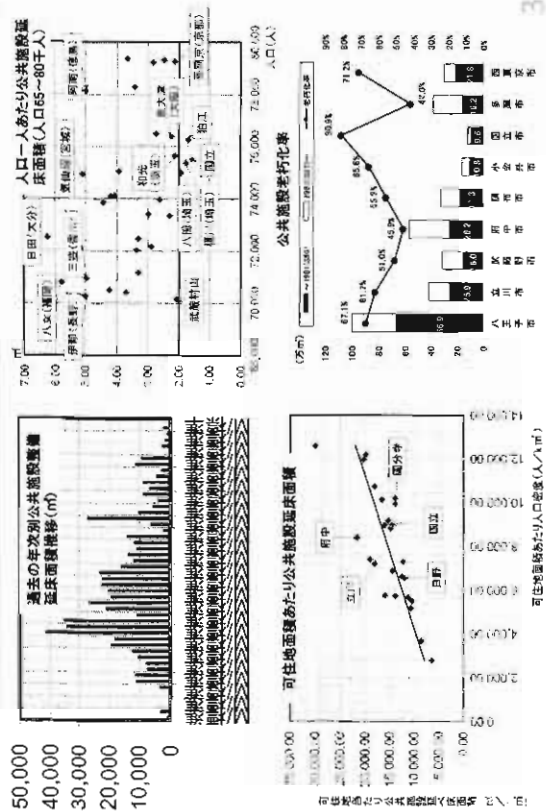
4-4. 現時点の進捗状況

- (1) 対話の実施
 - 2012年11月に概数者と実施
 - 現在、対話結果についての内部検討中
 - 年度内に対話結果を県HPで公表予定

国立市公共施設等のあり方に関する研究報告

2013. 1. 29
国立プロジェクトチーム

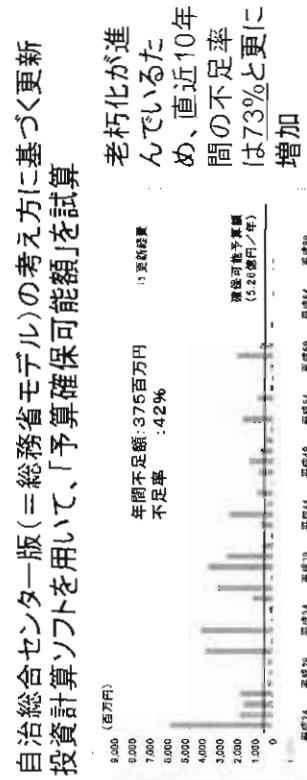
1-1. 国立市の公共施設の規模・老朽化の評価



研究の目的と方法

研究の目的		研究の方法
1	老朽化状況、更新投資負担の予測	● 規模評価、老朽化評価 ● 将来更新投資予測(総務省版ソフトを市の現状に合わせて修正)
2	市の客観的評価と将来の方向性の検討	● 人口分析、従業通学分析、業種分析 ● 公共施設配置分析 ● 緑地率、所得等調査 ● 住民アンケート、不動産会社へのインタビュー
3	更新投資のあり方の検討	● 将来更新投資予測(長寿命化、PPP、学校施設を核とする公共施設再編)
4	将来負担の軽減につながる手法の検討	● 今後の進め方の留意点の整理 ● 公民連携(PPP)手法の提案 ● 先行事例紹介(さいたま市等)

1-2. 更新投資予算確保可能性と対応の方向性



特定の施設(例:学校)の削減を行わない(現行規模を維持)ケースでは、他の施設の更新がほぼ不可能になる結果に...

聖域を設けることなくすべての種類の施設をできるだけ削減する必要がある

3-2. 長寿命化の検討・PPPの検討

長寿命化の検討

※小・中学校を対象

◆築50年で長寿命化改修(更新単価の60%)を実施し、築75年まで施設寿命を延長

更新期間	更新単価	更新単価/年	年間不足額	不足率
10年	12,683,568	1,268,356	742,504	58%
20年	22,232,076	1,112,604	684,326	60%
30年	42,253,992	1,411,800	635,719	63%
40年	58,839,471	1,471,237	671,158	65%
50年	59,862,364	1,178,650	650,565	55%

✓当面の更新投資不足解消については一定の効果
 ✓更新投資平準化効果はあるものの、施設のライフサイクルコストは増加

PPPの検討

※全公共施設を対象

◆施設の更新時、それ以降にPPP手法(10%コスト削減)により整備・維持管理・運営

更新期間	更新単価	更新単価/年	年間不足額	不足率
10年	17,199,764	1,719,976	1,309,799	76%
20年	26,623,287	1,331,164	902,264	60%
30年	31,458,815	1,048,627	520,280	50%
40年	31,241,413	781,035	257,456	33%
50年	26,965,268	539,305	13,220	2%

✓50年間のライフサイクルコストでの改善効果は高い
 ✓ただし、「全公共施設に10%コスト削減」というのはかなり強い前提
 ✓市の明確な意思を持った実行が達成には必要

3-3. 学校施設を核とした公共施設再編の検討 (学校統廃合等+集会所の取り込み+跡地売却)

◆学校施設更新時に統廃合・小中一貫化・広域化

◆賞館機能を持つ小規模集会所の取り込み



対象施設の更新時期到来時に、現地で建て替えを行い、近隣の小中学校の空き教室を使用することで機能を維持する

更新期間	PPP	小中学校統廃合	小中一貫化	広域化	更新投資単価	更新投資率
1	X	X	X	X	14,844,000	7%
2	O	O	X	X	375,431	42%
3	O	O	O	X	689,582	57%
4	O	O	O	O	353,392	37%
5	X	O	O	O	689,582	57%
6	X	O	O	O	186,215	26%
7	X	O	O	O	222,046	50%
8	X	O	O	O	1,304,193	71%
9	X	O	O	O	-129,158	-33%

50年計で93億円不足

10

統廃合施設跡地売却できれば解消

✓長寿命化、PPP、学校施設再編、集会所の学校施設への取り込みをすべて実施【案3】
 ✓当初10年、50年でそれぞれ16ポイント程度不足率が改善するが、最終的な不足解消には足りない

3-4. 公共施設マネジメントの 具体的なオプシヨンの検討結果

(1)長寿命化には平準化に一定の効果があるが、50年間の更新投資不足はより広がる

(2)PPPには、公共サービスの維持とコスト削減のために大きな効果がある

(3)小学校統廃合、小中一貫化・広域化には、求められる教育効果と学校施設全体面積の圧縮による負担改善効果が認められる

(4)再編後学校施設への集会所の取り込み(または地域移管)は更新投資不足の解消可能性が高まる

(5)上記対策を講じた上で、低・未利用地を売却することによって、更新投資不足の解消が達成される可能性がある

11

4. 今後の進め方への提言

4つのポイント

- 1 組織体制の強化
専任課の設置
方針や計画の策定、重要な個別施設の更新や統廃合に関して監視、事前協議や了解の権限を付与
- 2 方針および計画の策定
新設施設の建設を禁止する等の明確な基本方針
実行計画では期間を定めた数値目標が有効
- 3 市民への説明、市民合意の形成及び市民の責任の明確化
無作為抽出のアンケート方式やワークショップ方式
受益者負担の100%化、法定外目的税の創設
- 4 民間の知意を導入するためのPPPの推進
所得が高く地域に誇りを持つ顧客が安定して存在

PPPの提案

- ① 多機能施設設計・施工・資金調達・所有・運営をPPP方式によって民間に委ねる方式
- ② 公共施設・インフラの包括マネジメント
- ③ 規模の圧縮によって生じる空間(土地、建物)の民間への売却、賃貸
- ④ 市民参加、市民資金による公共施設整備
- ⑤ 公共施設マネジメントを対象とする民間提案制度

12



PPP Possibilities for the Future of Mandau City
フィリピン共和国マンダウエ市
 PPP導入可能性調査および提案

マンダウエプロジェクトチーム
 東洋大学
 TOYO UNIVERSITY

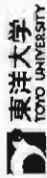
調査経緯



2011年 ミンダナオ島
 ブトワン市 調査
 →300億円近い
 投資へと発展

↓

2012年 セブ島
 マンダウエ市 調査

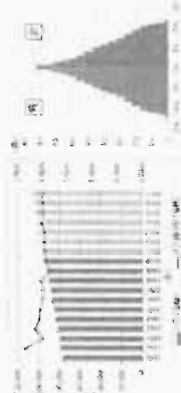


フィリピンの将来予測

フィリピン共和国

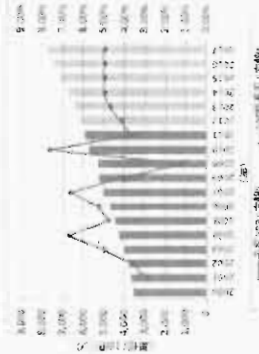
7,107の島
 面積 30万km²

フィリピンの人口と年齢ピラミッド

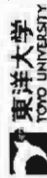


人口 9400万人 (2010年)
 平均年齢23.1歳
 今後40年間人口ボーナス期が続く
 →長期間にわたる経済成長が期待される

フィリピンのGDP推移

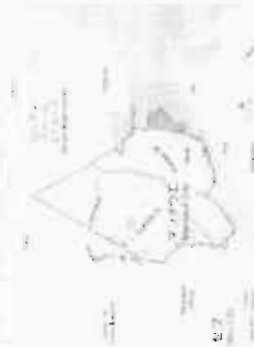


~2008年 年間5~7%の成長率
 2008~2009年 プラスを堅持
 2010年 実質GDP成長率7.8%
 OFW (Overseas Filipino Worker) による、海外からの送金でGDPの1割を占めている。
 内需依存型で堅実な市場。



マンダウエ市の概況

マンダウエ市の位置



面積 34.87 km²
 人口 33万人 (2010年)

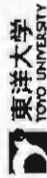
リゾート地として有名なセブ地域の中で、工業都市として位置づけられている。
 急速な増加を続ける人口にインフラ整備が追いつかず、
 交通渋滞、ゴミ処理、排水といった問題が顕著化している。

マンダウエ市の土地利用状況

項目	面積: ha	割合: %
住宅地	872	25.0
商業用地	242	6.9
工業用地	1,055	48.6
公共用地	60	1.7
公園	24	0.7
道路	120	3.4
農用地	253	8.1
その他	191	5.6
計画(合計)	3,487	100.0

マンダウエ市の人口推移

年次	人口	増減率
1970	8,579	-
1980	110,043	6.3%
1990	180,268	4.9%
2000	259,726	3.5%
2010	331,320	2.8%
2011 (予測)	346,692	4.5%



調査日程および報告会の開催

- 調査メンバー
サム田 潤 特任教授
大学院生 7名
リサーチパートナー 2名
アジアPPP研究所スタッフ 1名
計11名
調査協力 (株)長大
- 調査日程
2012年9月16日～23日
現地調査 9月17日～21日
調査報告・現地プレゼン実施 9月22日
- 報告会
2012年11月16日
マンダウエ市来日・視察 11月12日～17日

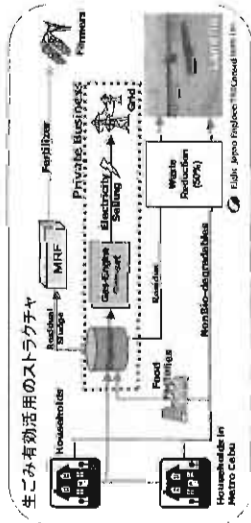
PPPの導入可能性と提案

- マンダウエ市から依頼された3つの課題
交通渋滞/ゴミ処理事業/排水問題の解決
- マンダウエ市のレモンとレモネード(チームからの提案)
シティブロモーションと観光/学校建設/徴税/港湾を活用した経済特区/
セブ地域でのエコ自動車産業/そのほかの可能性

マンダウエ市から依頼された3つの課題

1. ゴミ処理事業

- 生ごみを活用した処理
メタンガスでの発電
残渣の堆肥化
焼却処分を導入した処理
廃棄物の減量
火力発電
焼却灰の建設材利用



2. 交通渋滞の解消

- 交通ネットワークの改善
市街地迂回ルートとしてのハイバス道路整備
→有料道路としての整備は困難
第3マクタン橋の整備と3橋の有料化
→空港利用者への追加的課税による整備/維持補修



マンダウエ市から依頼された3つの課題

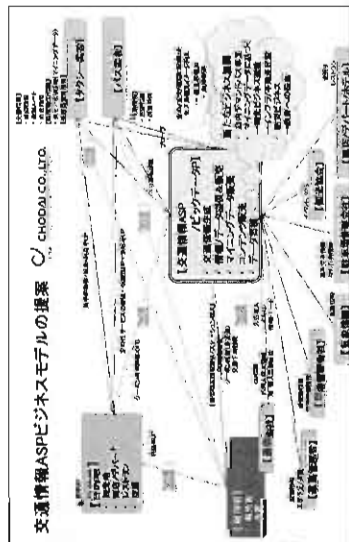
2. 交通渋滞の解消

ICT技術を活用した
交通改善提案

情報技術を活用

初期投資が少なく、
短期間で導入可能

ソフト施策を組み合
わせることによるト
ータルマネジメント提案



3. 排水問題の解決

雨水のコントロール

雨水タンクの設置普及

都市計画における雨水利用政策の導入



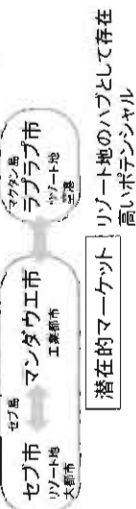
マンダウエ市のレモンとレモネード (プロジェクトチームからの提案)

1. PPPによるシティブロモーションと観光

フィリピンの入国者数
年間3917万人(2011年)

セブへの観光客数
年間120万人

- 1.2 祭典活動の振興をつくる
- 1.3 アクセシビリティを向上させる
- 1.4 プロモーションの企画をつくる
- 1.5 地域産品をつくる
- 1.6 地域のエンターテインメントをつくる
- 1.7 観光産業と人材を育成する

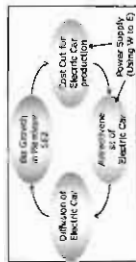


2. PPPによる学校建設

- 校舎=民間企業が広告するキャンパス
- コマーシャル効果があるPPP School建設
企業: 学校の建設補修費用、食料の負担 ↔ 市: 工業用地提供、企業広告

マンダウエ市のレモンとレモネード (プロジェクトチームからの提案)

- PPPによる徴税
 コールセンターの設置 税金徴収業務に関連する補助的業務をアウトソーシング
 電話催告による早期の自主納付 徴収率の向上と未収金縮減
 職員は専門的な徴収業務に集中
- 港湾を活用した経済特区の可能性
 セブ島に位置する優良な港湾を持つ 2次産業的な経済特区の設立
 技術的なノウハウを持ち、モノづくりにも 農機の修理拠点
 長けた人的リソースを多く抱える LEDの生産拠点
- セブ地域におけるエコ自動車産業の設立
 モトロセブはフィリピン第2の経済都市圏を形成
 多くの製造業による技術を持つ
 仕事の創出/CO2排出量の削減
 電気によるモビリティに対する技術の蓄積
 10年-20年の長期計画として電気自動車産業の設立
- その他の可能性



今後の活動

マンダウエ市でのPPP導入可能性調査

市の負担 渡航費 大学院の研究として調査
 参加メンバーは無報酬
 現地滞在費

MOU有効期間 2012年9月～2013年8月
 適宜フォローアップを行う。

マンダウエ市 サンホセ レコルトス大学とも連携
 PPPのレクチャー/大学での講義

ブトゥアン市と同様にPPPによるさまざまな経済開発を期待

自治体を対象
 プロジェクトベース
 地域支援プログラム

東洋大学として
 今後も新たな地域で
 調査・支援を行う

PPPプロジェクト推進体制

プロジェクト推進主体の整理

	Municipal City	Central Province	Central Gov.
Solid Waste Management	○	○	○
Traffic	○	○	○
Drainage	○	○	○
City Promotion	○	○	○
School PPP	○	○	○
Tax Collection	○	○	○
Seaport / EZA	○	○	○
Eco-Car Industry	○	○	○
Food	○	○	○
Millennium of CPEC	○	○	○
C-Belt/Mall etc.	○	○	○
Rainwater Collection	○	○	○
Nurse to Japan	○	○	○

それぞれの提案において推進主体は異なる。

推進主体ごとに推進体制のモデルを提案

1. マンダウエ市による推進体制



2. 州による推進体制



3. 国による推進体制

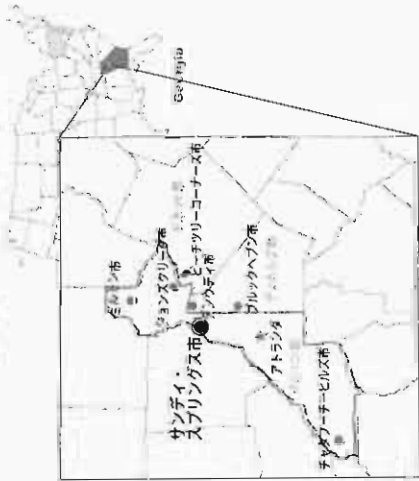


「民間が運営する都市」の現在

ジョージア州サンディ・スプリングス市



- ▶ 自治体を民間が運営する都市(民間運営都市)
- ▶ ジョージア州フルトン郡
- ▶ 人口: 9万4000人(2010年)
- ▶ 設立: 2005年12月
- ▶ 設立以前: 郡が公共サービスを提供
- ▶ 設立後: 包括民間委託(CH2M Hill-OMI社) 設立当初は「公務員」4人



2013年1月29日

サンディ・スプリングス市で働く人々



- ▶ 「議員」
市の政策決定のトップは市長
市長、議員(6人)はパートタイム
- ▶ 「公務員」
市の経営ならびに政策実施はシティ・マネジャーの役割
公務員は7人: シティ・マネジャー、アシスタント・マネジャー、財務担当責任者、文書管理責任者、裁判担当責任者 等
- ▶ 「職員」
民間企業(5社)の社員約140人

市のウェブサイト: http://www.sandy-spring.ga.gov/City_Government/Organization-Chart

新市の誕生と民間委託の経緯

- ▶ フルトン郡のサービスに対する不満
新市が郡と契約を結んでサービスを受ける選択肢はない
＝市が独自に公共サービスを提供しなくてはならない
 - ▶ 新市設立準備にあたり、限られた「期間」「権限」「予算」
半年間で市の機構を構築(職員採用等)するのは困難
市が実際に設立されるまでは契約の締結権がない
市の設立準備期間中は予算も執行権もない
- ➔
- ▶ 民間委託(民間へのリスク移転)をするしかない
民間企業の「善意」に依存する部分も多い(口約束での業務開始、一時金の負担、庁舎用建物の賃貸契約etc.)

民間委託の効果

- ▶ コスト縮減と税収増加→社会資本投資のための基金積立
運営費 同規模の市 約\$5000万 → CH2M社 約\$2400万
退職金、年金、福利厚生など
事業所免許登録数が増増
- ▶ リスク管理の向上
訴訟リスク
- ▶ サービス品質の向上
24時間のコールセンター
高い市民満足度
- ▶ 業務スピードの向上
許認可手続きの簡素化、迅速化
- ▶ 業務のピークに合わせた人材の活用
- ▶ 高度な専門性
- ▶ イノベーション

第二期／2011年～ 契約モデルの変化

- CH2M社が受託していた業務を7部門に分割(コールセンター除く)
- 「財務」「IT」は独立して発注
- それ以外の5部門は個別またはまとめて応札(提案)できる
- 包括委託を提案する場合は、個別業務の提案額が他者の提案額を下回らなくてはならない
- 契約総額 \$1700万/年 (CH2M時代 \$2400~2900万/年)
- 移行の工夫を重視

名称	所在地	所属
System Tech Services
IT
財務
CH2M Hill OMI
Collaborative
US Corporation

※上記の5社との契約の他、下請け企業(5社)とも市が直接契約を結んでいる

周辺都市への広がり

- サンディースプリングス市の近隣市が相次いで「独立」
- フルトン郡内の各市はCH2M Hill-OMI社に包括委託
- ダンウエイ市は契約を分割

都市名	年	人数	委託内容
ジョンズクリーク市(フルトン郡)	2006	7.5万人	CH2M Hillに包括委託
ミルトン市(フルトン郡)	2006	3万人	CH2M Hillに包括委託
チャタフーチーヘルズ市(フルトン郡)	2007	2500人	CH2M Hillに包括委託
ダンウエイ市(ディカルフ郡)	2006	4.5万人	三部門に分けて委託
ピーチツリーコーナーズ市(ギネット郡)	2012	3万人	三部門に分けて委託

多様化する契約モデル

- 包括契約モデル...サンディースプリングス市、ジョンズクリーク市、ミルトン市、チャタフーチーヘルズ市(いずれも当初)
- 市役所の全ての業務を一括して民間委託
- 民間の自由度(効率化、コスト削減の可能性)が高い
- 多くのリスクを民間に移転できる
- 契約額が大きいため契約の柔軟性が低い
- 受注できる企業が少ない
- 分割契約モデル...ダンウエイ市、サンディースプリングス市(現在)、ピーチツリーコーナーズ市、ブルックヘブン市
- 市役所の業務をいくつかの部門に分割して民間委託
- 受注要件を満たす企業が増え、競争が増える
- 市の契約に対する自由度が向上する
- 民間の自由度が高い
- 部門毎にオーバーヘッドコストがかかる

環境変化への対応

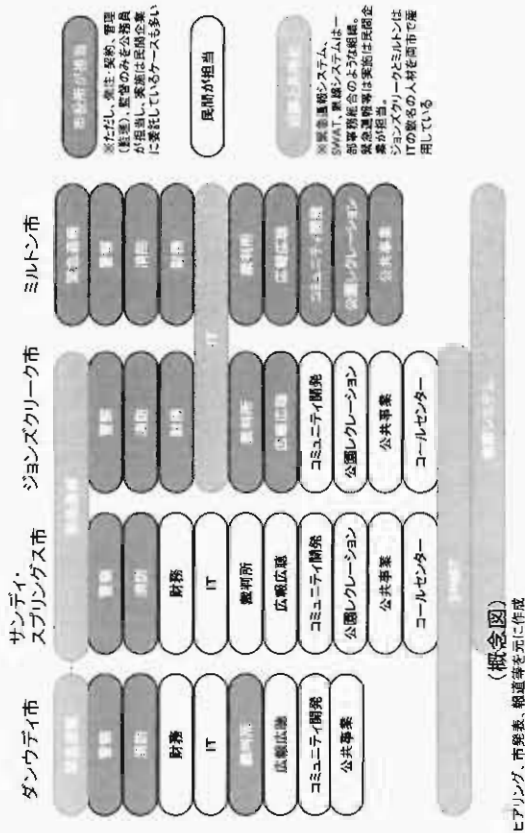
- 金融恐慌による税収減(不動産税、法人税)
- チャタフーチーヘルズ市
- 人口・財政規模が小さい(年間予算\$150万)
- CH2M社から専属で配置されていた職員は1人
- 契約見直し後、数名の職員を直接雇用
- ミルトン市
- 市予算の1/3がCH2M社との契約
- 契約見直し後、20人をCH2M社から引き抜いた
- ジョンズクリーク市
- CH2M社との契約を縮小(公共事業、コミュニケーション開発)
- 33人をCH2M社から引き抜いた
- ダンウエイ市
- 第二期契約(2011年から3年間)は5部門を委託
- サンディースプリングス市
- 七部門に分割して委託

ジョンズクリーク市の見直しの視点

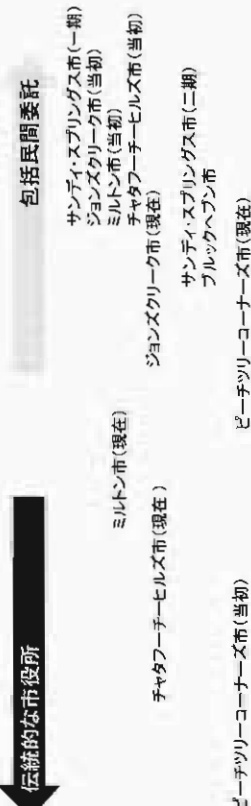
- ▶ 民間委託によって「人材の提供以上の価値」を生むか
 - 資機材の提供等
- ▶ 直庸化することによってコストを削減できるか
 - 契約管理責任者を採用:これまでCH2M社が下請に発注していた業務を直接発注に切り替える
- ▶ これまで能力を発揮してきた職員を継続雇用できるか
 - CH2M社が提供していたのと同等の福利厚生を提示



サンディ・スプリングス市と周辺市の関係



直営か？ 包括委託か？



- ▶ 包括委託を見直した自治体も、「業務委託」は積極的に活用
- ▶ 市の設立時に包括的にリスクを移転できるメリットは大きい
 - ピーチリーコーナーズ市は当初全業務を都に委託した
- ▶ 業務の性質、自治体の財政規模や特質によって考え方は様々

論点

- ▶ 官民間の人材の流動性が高い
 - 専門性に応じた人材の登用、「公務員経験者」も多い、能力に応じた待遇
- ▶ 自治体の人口・財政規模、特性、近隣市や郡との関係等によって適切な委託規模、範囲は異なる
- ▶ 包括化モデル、分割モデルそれぞれにメリットがある
- ▶ モニタリング、業績評価、情報公開、民間企業との交渉力が重要
 - 既存の職員の処遇は日米問わず課題ではある
 - フルトン郡は一部の部門を縮小したものの、業務の減少割合に比べて職員の減少割合は少ないと言われる
 - 再就職プログラムや民間への転職(受託企業が一定期間内の再就職を保証したり、自社で引き受けたりする等)などの事例も多い